

# みんなアで進める “なんこく地域福祉プラン”

～第2次南国市地域福祉計画・地域福祉活動計画～



平成29年3月

南 国 市  
社会福祉  
法人 南国市社会福祉協議会



# 目次

## 第1部 総論

第1章	計画策定にあたって	2
第1節	地域福祉に求められるもの	2
第2節	計画策定の背景	4
第3節	計画の位置づけ	9
第4節	計画の期間	11
第5節	計画の策定体制	11
第2章	地域をとりまく現状と課題	12
第1節	統計データからみる本市の現状	12
第2節	前回計画の評価	21
第3節	前回計画の評価の反映	32
第3章	計画の基本事項	34
第1節	計画の名称と基本理念	34
第2節	計画の基本目標	35
第3節	施策体系	36
第4節	計画の推進体制	37

## 第2部 地域福祉計画

施策の展開	40	
基本目標1	元気な地域・人づくり	40
基本目標2	安心の支援体制づくり	49
基本目標3	住民の福祉を守るしくみづくり	58
基本目標4	協働と連携の基盤づくり	67

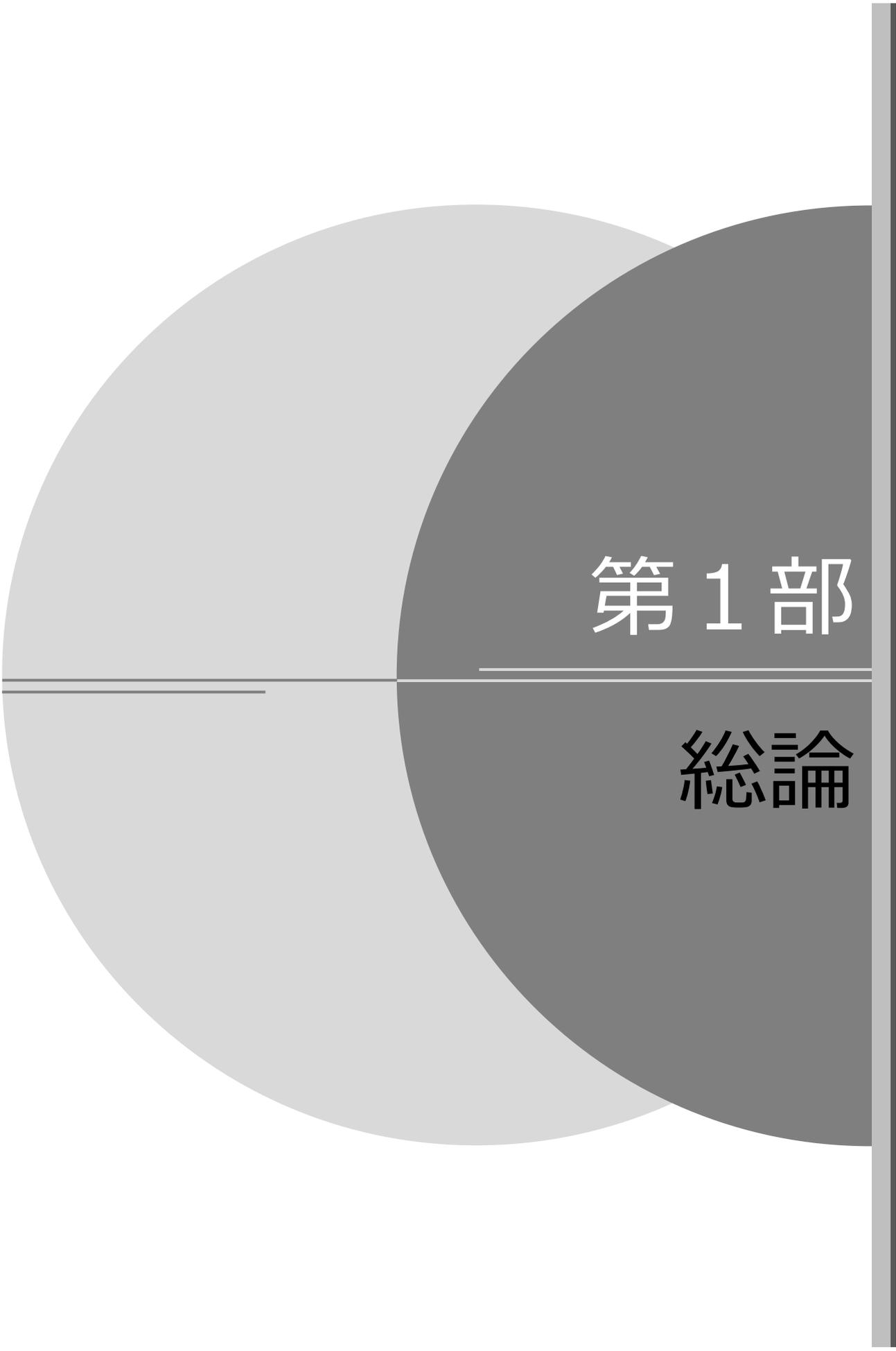
## 第3部 地域福祉活動計画

第1章	地域福祉活動計画とは	78
第1節	地域福祉活動計画について	78
第2節	計画策定について	78
第2章	地域福祉活動計画の8つのテーマ	79
第3章	テーマ別のアクションプラン	80
はじまり	「連」あいさつが飛び交う地域づくり	80
テーマ1	「結」顔が見える地域づくり	81
テーマ2	「絆」手と手をつなぐまちづくり	82
テーマ3	「心」人と人とのつながりづくり	83
テーマ4	「場」みんなアが集える居場所づくり	85
テーマ5	「健」心も！体も！健康に！	86
テーマ6	「知」知って！知らせて！知人づくり！	87
テーマ7	「楽」スキなことを見つけよう！	89
テーマ8	「命」いのちの大切さ再発見！	90

## 資料編

第1節	アンケート結果からみる市民意識や課題	92
第2節	関係団体アンケート結果からみる活動者の意識や課題	97
第3節	関係団体ヒアリング結果からみる活動者の意識や課題	100
第4節	計画策定の経過	103
第5節	南国市地域福祉計画策定委員会設置規則	104
第6節	南国市地域福祉計画策定委員会名簿	106





第1部

総論

# 第1章 計画策定にあたって

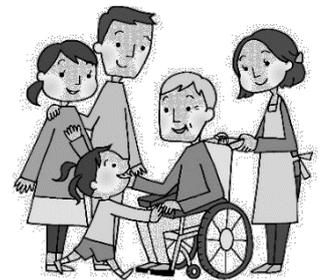
## 第1節 地域福祉に求められるもの

### 1. 地域福祉とは

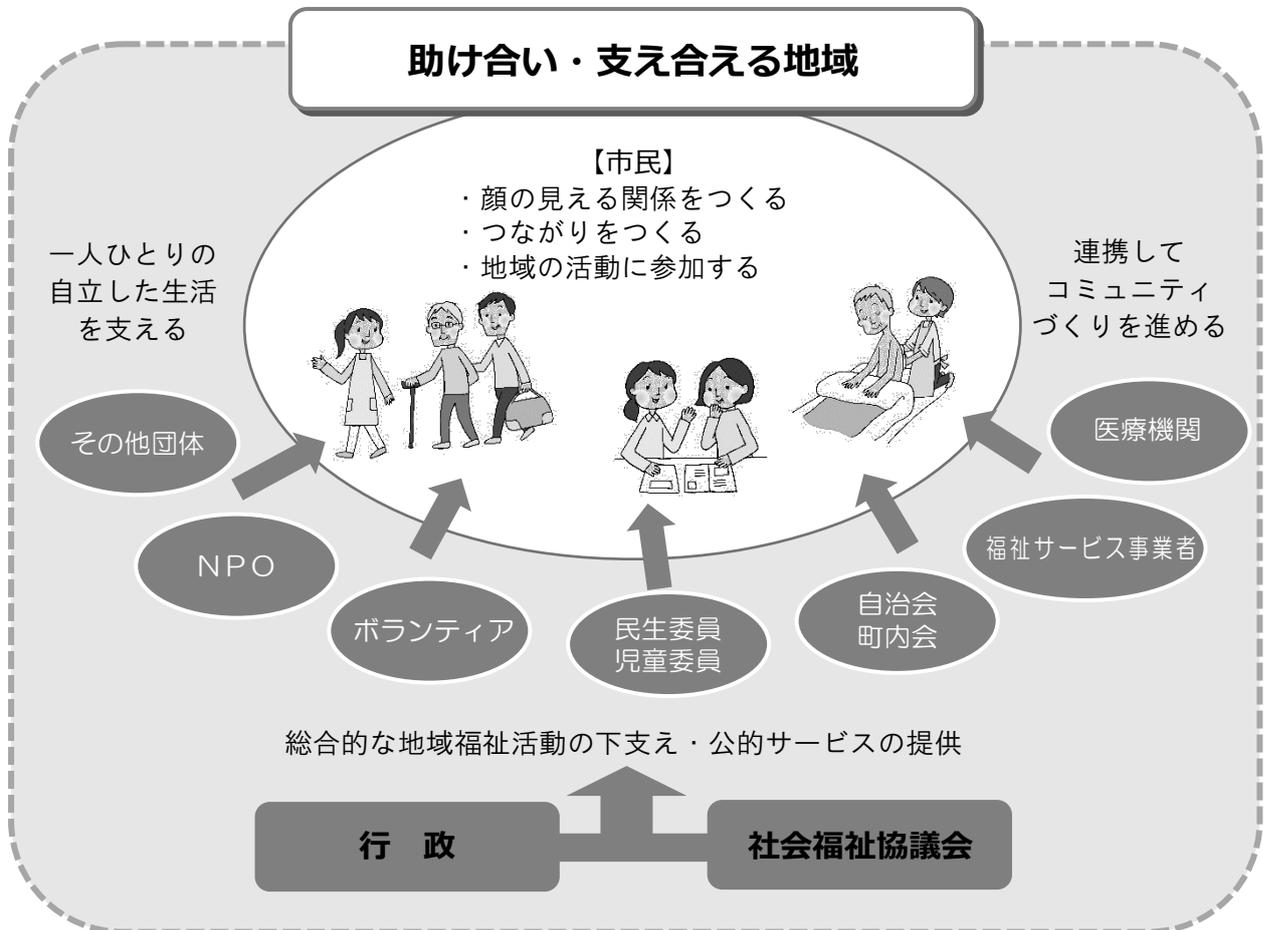
地域福祉とは、子どもから高齢者まで、障害の有無等に関わらず、住み慣れた地域で自分らしく幸せに暮らしたいという、全ての人の願いを実現するための考えや、取り組みのことをいいます。

#### □■地域福祉とは

- ◎様々な担い手（市民・事業者・社会福祉協議会・行政）が集まって、地域の福祉課題（困りごと）を把握し、その解決のために「自分たちにできること」「みんなで協力してできること」などを考えること
- ◎課題の解決に向けて、様々な担い手が協力しながら実際に取り組むこと



#### □■地域福祉における担い手と役割のイメージ



## 2. 「自助」「近助」「共助」「公助」で進める地域福祉

地域には、高齢者、障害のある人、子育てや介護で悩んでいる方等様々な人が生活し、多くの悩みや課題を抱えています。しかし、その全てを個人や家族、あるいは公的なサービスだけで適切に対応していくことは困難となっています。

このような多種多様な生活課題を解決するには、個人で解決することを考え対応する「自助」、家族や隣近所等でお互いに助け合う「近助」、地域で組織的に支え合う「共助」、行政等が行う公的支援や福祉サービスで解決する「公助」の連携・協働により、地域で助け合い・支え合えるしくみを構築することが必要です。

□■ 「自助」「近助」「共助」「公助」と地域福祉計画の関係図

地域住民と行政の相互協力（協働）の領域

区分	自助(自分)	近助(家族・隣近所)	共助(地域)	公助(行政)
考え方	自発的に生活課題を解決する力	身近な人間関係の中での自発的な助け合い・支え合い	地域で暮らす人・活動団体・行政等の協働による、制度化された組織的な助け合い・支え合い	自助・近助・共助でも支えることができない課題に対する最終的な制度
主な取り組み	・健康診断受診 ・介護予防活動	・住民活動 ・ボランティア活動	・地域包括ケアシステム ・社会保険制度(介護サービス)	・高齢者福祉事業(一般財源による) ・生活保護
費用負担による区分	自分(市場サービスの購入)	費用負担は制度的に裏付けられていない自発的なもの	介護保険等、リスクを共有する仲間(被保険者)の負担	税による公の負担

### Topic 南国市独自の「近助」の考え方について



地域福祉においては、現在「自助」「互助」「共助」「公助」による推進という考え方が主流となっていますが、南国市では地域包括ケアシステム<sup>※</sup>で示されている「互助」について、より隣近所でお互いに助け合うことを強調するため、「近助」とします。

自分でできることは自分でする「自助」、地域でできることは地域でする「共助」、「自助」でも「共助」でもできないことを公共が支える「公助」。これに、家族や隣近所で相互に助け合う「近助」を加えた4つの「助」の連携により、南国市は実情に応じた地域福祉を推進していきます。

<sup>※</sup>地域包括ケアシステム：高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるような包括的な支援・サービス提供体制の構築を目指すケアシステム

## 第2節 計画策定の背景

### 1. 国の動向

地域福祉に関する国の動きとしては、平成12年に「社会福祉事業法」が「社会福祉法」に改められ、この法律の中で『地域福祉の推進』が初めて明確に位置づけられました。

さらに、「介護保険法」が施行されたことをはじめとして、従来の福祉サービスは措置制度から契約制度へと移行し、利用者がサービスを選択し、契約に基づいてサービスを利用するしくみとなっています。

各種法制度が整備され、子どもや障害のある人、高齢者等を対象とする福祉サービスが充実していく一方で、従来の分野別の福祉では対応できない地域の問題や、制度の狭間と言われる複雑な生活課題も顕著化しています。また、少子高齢化と増大する社会保障費の問題を背景に、国の社会保障制度全体の在り方が見直され、地域で助け合い、支え合える関係づくりやしきみの構築が、ますます重要となっています。

#### □■福祉に関する国の主な動向

	国の動き
平成24年	<ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働省通知「地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援のための方策等について」（孤立死の防止対策等について）</li> <li>障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律</li> <li>社会保障・税の一体改革大綱決定</li> </ul>
平成25年	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者総合支援法（障害者自立支援法の改正）</li> <li>社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会報告書</li> <li>生活困窮者自立支援法</li> <li>子どもの貧困対策の推進に関する法律</li> <li>障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律</li> <li>健康日本21（第2次）計画策定</li> <li>社会保障制度改革国民会議報告書</li> </ul>
平成26年	<ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働省通知「生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に盛り込む事項」</li> <li>「規制改革実施計画」にて全ての社会福祉法人に対して社会貢献活動の実施が義務付け</li> </ul>
平成27年	<ul style="list-style-type: none"> <li>子ども・子育て支援新制度の導入</li> </ul>
平成28年	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者差別解消法</li> <li>障害者総合支援法の一部改正</li> <li>社会福祉法の一部改正</li> </ul>

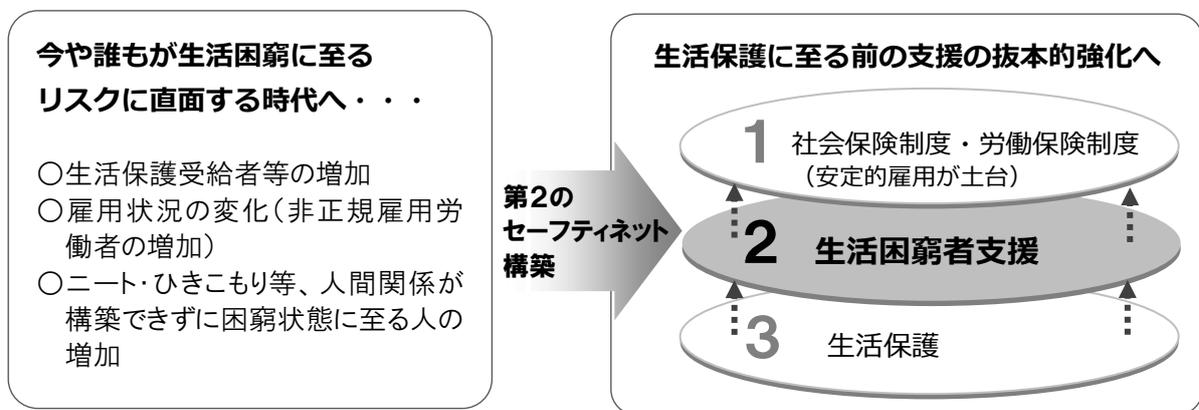
## 2. 考慮すべき国の施策

「第2次南国市地域福祉計画・地域福祉活動計画」については、地域福祉を取り巻く制度や施策の改正等の中でも、特に考慮すべき下記の事項を踏まえ策定します。

### (1) 生活困窮者自立支援方策の位置づけ

生活保護受給者等、生活に困窮する人の増加を背景に、生活を重層的に支えるセーフティネットの構築が必要となっています。こうした状況に対応するため、平成25年12月、生活困窮者自立支援法が成立し、平成27年4月から施行されました。

また、国からの通知により「生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に盛り込む事項」が示され、地域福祉計画に生活困窮者自立支援方策を位置づけることが求められています。



#### 「生活困窮者」とは

- 生活保護受給者以外の生活困窮者
- 複合的な課題を抱え、「制度の狭間」に置かれてきた人たち(失業者、多重債務者、ホームレス、ニート、ひきこもり、高校中退者、障害が疑われる人、矯正施設出所者 等)

### (2) 社会福祉法人の「地域における公益的な取り組み」実施の責務

社会福祉法人は、民間の社会事業を運営する者を前身とし、公益性の高い社会福祉事業を担う公益法人の特別法人として位置づけられており、こうした社会福祉法人本来の役割を果たすことを求める観点から、平成26年6月に閣議決定された「規制改革実施計画」において、全ての社会福祉法人に社会貢献活動の実施を義務付けました。

また、平成27年4月3日に閣議決定された「社会福祉法等の一部を改正する法律案」において、「社会福祉法人は、社会福祉事業及び第26条第1項に規定する公益事業を行うにあたっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない。」(改正後の社会福祉法第24条第2項)と規定し、「地域における公益的な取り組み」を実施することを責務として規定しました。

### (3) 災害対策基本法の改正

「災害対策基本法」とは、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護し、社会の秩序の維持と公共の福祉の確保を目的として昭和 36 年に制定されました。未曾有の被害をもたらした東日本大震災の教訓を踏まえ、平成 24 年、平成 25 年に大幅な見直しが行われています。

#### 改正のポイント

- 避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務付けるとともに、避難行動要支援者本人からの同意を得て、平常時から地域の支援者への情報提供の実施
- 災害が発生、または発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿に記載された情報を地域の支援者に提供
- 国、地方公共団体とボランティアの連携を促進し、平素からの防災への取り組みを強化
- 住民の責務として災害教訓の伝承、防災教育の強化等、地域の防災力を向上

等

### (4) 社会保障制度改革推進法の成立

「社会保障制度改革推進法」とは、持続可能な社会保障制度を確立するために、公的年金・医療保険・介護保険・少子化対策の各分野における社会保障制度改革の基本方針や、改革に必要な事項を審議する社会保障制度改革国民会議の設置について定めた法律で、平成 24 年 8 月に成立しています。

#### 社会保障と税の一体改革

- 少子高齢化の進行等により、社会保障費は急激に増加
- 社会保障制度を全ての世代が安心して利用できるようにするために、財政としくみの両面を安定させる
- 消費税の引き上げによる増収分を全て社会保障の財源に充てる

#### 全世代対応型の社会保障へ

- 年金・・・現行制度の改善
- 医療・介護・・・医療保険制度の安定化、地域包括ケアシステムの構築等
- 子育て・・・子ども・子育て支援の充実



(5) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（通称：障害者差別解消法）」は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する具体的な事項、行政機関等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることによって差別を解消し、それにより全ての国民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、平成25年6月に制定されました。（施行は一部の附則を除き平成28年4月1日）

**障害者差別解消法とは**

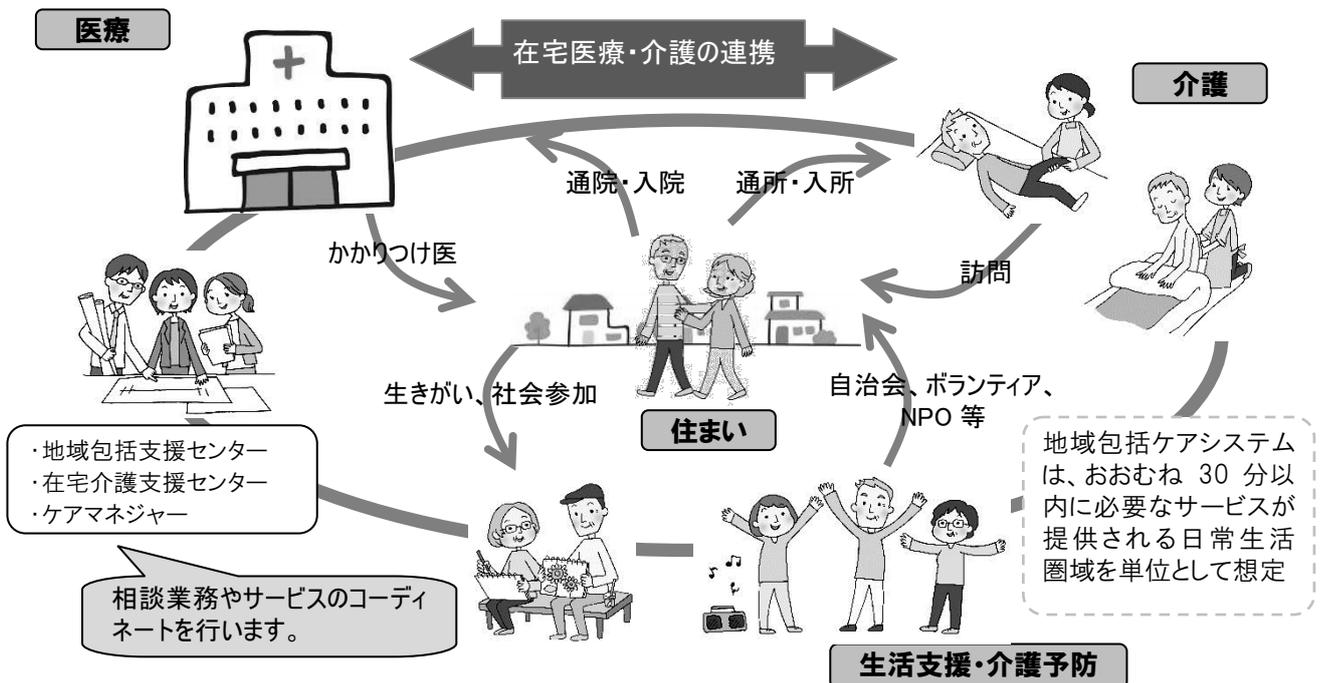
- 障害を理由とする不当な差別的取扱いによる障害者の権利侵害の禁止
- 社会的障壁を取り除くための合理的な配慮の実施義務
- 行政機関等は、差別や権利侵害を防止するための啓発や周知のための取り組みを実施

(6) 地域包括ケアシステムの推進

地域包括ケアシステムとは、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもと、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供する地域の包括的な支援・サービス提供体制のことです。団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、地域包括ケアシステムの構築が推進されています。

住み慣れた地域で生活を送る高齢者の多様な生活ニーズに応えられるしくみをつくるためには、住民を含む多様な主体と市が協働しながら地域全体を支え合う体制を整えることが非常に重要となります。

□■2025年の地域包括ケアシステムの姿



### 3. 県の動向

---

県では、社会福祉法第108条に規定する「都道府県地域福祉支援計画」として、平成28年3月に「第1期高知県地域福祉支援計画」を改定した「第2期高知県地域福祉支援計画」を策定しました。第1期計画に引き続き、第2期計画においても、『日本一の健康長寿県構想』を掲げ、市町村の地域福祉の推進を支援し、県民誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる『高知型福祉』の実現を目指し、取り組みを一層推進しています。

### 4. 市の動向

---

南国市（以下、「本市」という。）では、平成23年に市内各地区で『地区支えあいづくり座談会』を実施するなど、地域の様々な福祉に関する課題や解決策を話し合い、平成24年3月に『みんなア！！』をキャッチフレーズに、地域におけるつながりや支え合いの再構築を目指し、「南国市地域福祉計画（第1次計画）」を策定しました。

また、南国市社会福祉協議会（以下、「社会福祉協議会」という。）では、平成23年に市内各地区で『住民座談会』や『作業部会』を実施するなど、様々な人から地域福祉の現状や課題についての“声”や“意見”を収集し、平成24年3月に安全・安心な福祉のまちづくりを進めていくことを目的に「～南国市地域福祉活動計画～南国市みんなアの福活プラン」を策定しました。

市、社会福祉協議会ともに、それぞれ策定した計画に基づき、国の動向や地域の実情を踏まえ、地域福祉の推進に取り組んできました。

## 第3節 計画の位置づけ

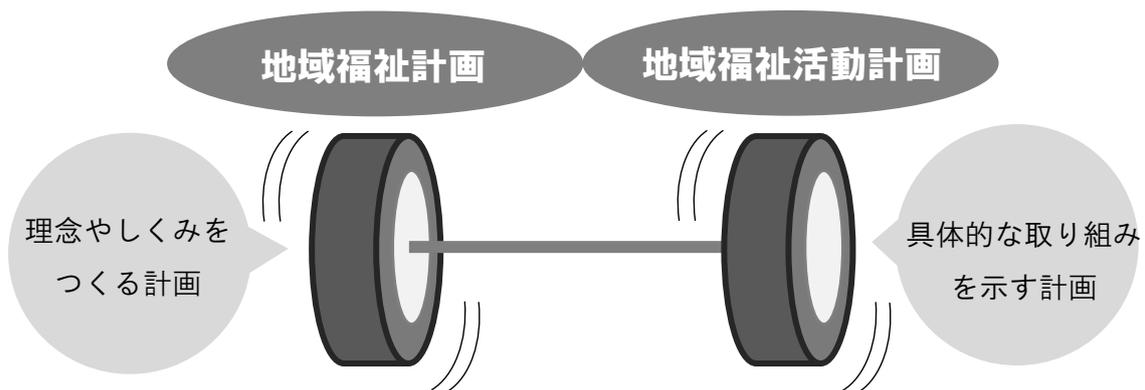
### 1. 「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」の関係

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に基づき市町村が策定する「市町村地域福祉計画」であり、地域福祉を推進していくための理念やしきみをつくり、総合的な方向性を示すものです。

「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が中心となって取り組み、様々な主体が相互に協力して、地域福祉実践のための具体的な取り組みを示す、民間の活動・行動計画です。

本市では、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は、連携を図りながらも別々に策定していましたが、「第2次南国市地域福祉計画・地域福祉活動計画」（以下、「本計画」という。）では、社会福祉の理念と具体的な取り組みを整理し、より実践的な活動へとつなげるため、両計画を一体的に策定することとしました。

#### □■「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」のイメージ



#### □■社会福祉法（抜粋）

（市町村地域福祉計画）

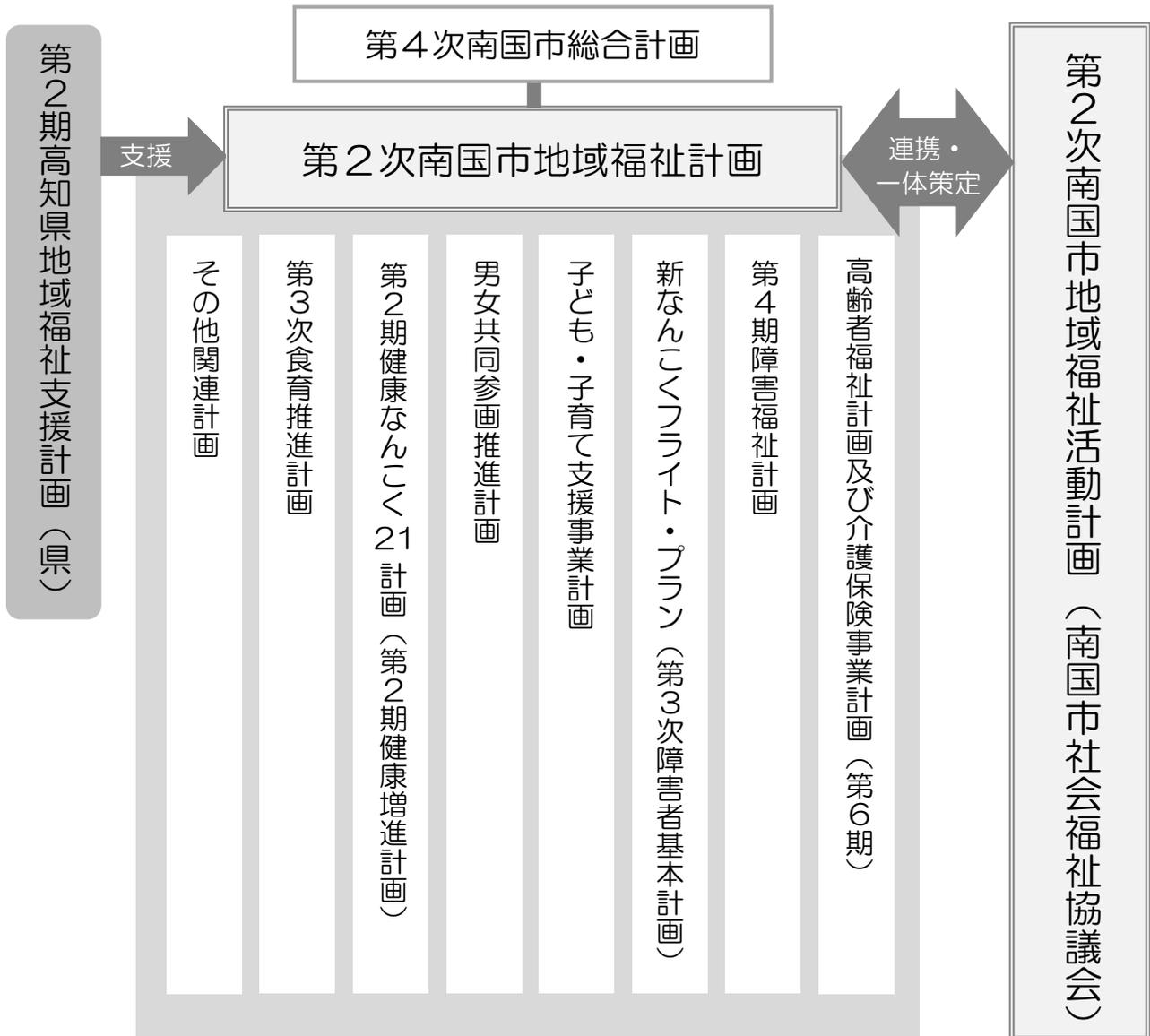
第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

## 2. 関連計画との整合性

本計画は、市の最上位計画である「総合計画」や「高齢者福祉計画」「障害福祉計画」「障害者基本計画」「子ども・子育て支援事業計画」等の関連計画との整合性を図りながら策定しました。

### □■上位計画・関連計画との関係



## 第4節 計画の期間

本計画は、現在の社会情勢や地域環境の変化等を考慮し、平成29年度を初年度、平成33年度を目標年度とする5年間の計画とします。

ただし、必要に応じて随時計画の見直しを行います。

	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度	平成 36年度	平成 37年度	
県	第2期高知県地域福祉支援計画 ※4か年					 (次期計画)					
本市	見直し	第2次南国市地域福祉計画・ 地域福祉活動計画 ※5か年									
						見直し	(次期計画)				
	第4次南国市総合計画 ※10か年										
	前期基本計画 ※5か年					見直し	後期基本計画 ※5か年				

## 第5節 計画の策定体制

本計画は、市民アンケート調査や、事業所・団体ヒアリング調査、パブリックコメント等を実施し、市民や活動者の意見を広く聴取するとともに、『南国市地域福祉計画策定委員会』において協議・検討を重ね、策定しました。

### □■市民参画の状況

区 分	概 要
市民アンケート（一般）	市内在住の20～64歳の市民から3,000人を無作為抽出し、地域の現状や生活課題、福祉に対する意識や要望を調査・把握しました。
市民アンケート（中学生）	市内4校の中学校2年生全員を対象に、これからの本市を担う世代の、本市に対する愛着度や福祉に対する意識を調査・把握しました。
事業所・団体ヒアリング	市内の地域福祉に関連する28団体に対し、シートによる意識調査を実施後、8団体の代表に対してヒアリングを実施しました。
パブリックコメント	平成29年2月6日（月）～2月28日（火）の期間、計画の素案を市ホームページ等で公表し、意見を募集しました。

## 第2章 地域をとりまく現状と課題

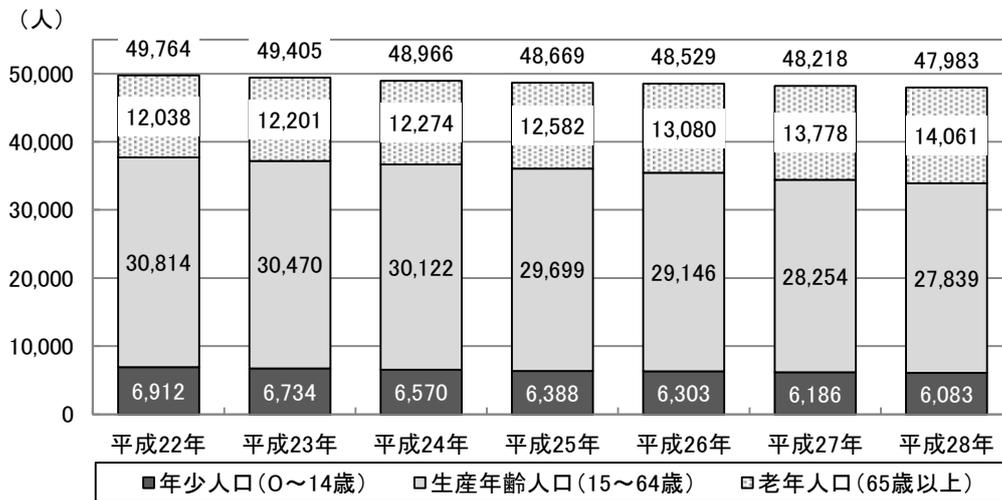
### 第1節 統計データからみる本市の現状

#### 1. 人口の状況

##### (1) 総人口の推移

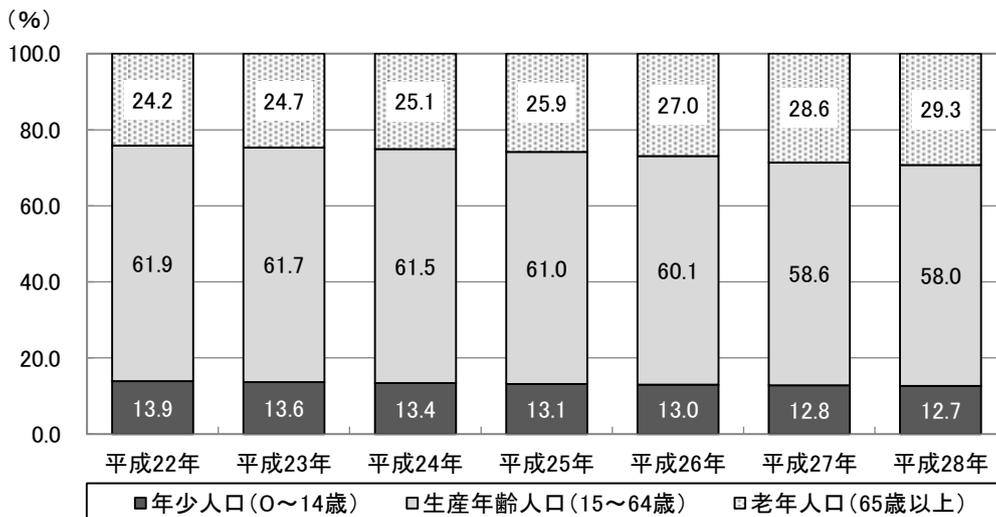
総人口は近年、緩やかに減少し続けています。年齢3区分別人口割合の推移をみると、年少人口割合、生産年齢人口割合が低下する一方で、老年人口割合は年々上昇しており、今後も継続して高齢化が進行していくと見込まれます。

##### ■ 年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳※（平成22～26年4月1日、平成27、28年3月31日）  
※平成22～26年は【国】提示値、平成27、28年は【市】公表値

##### ■ 年齢3区分別人口割合の推移



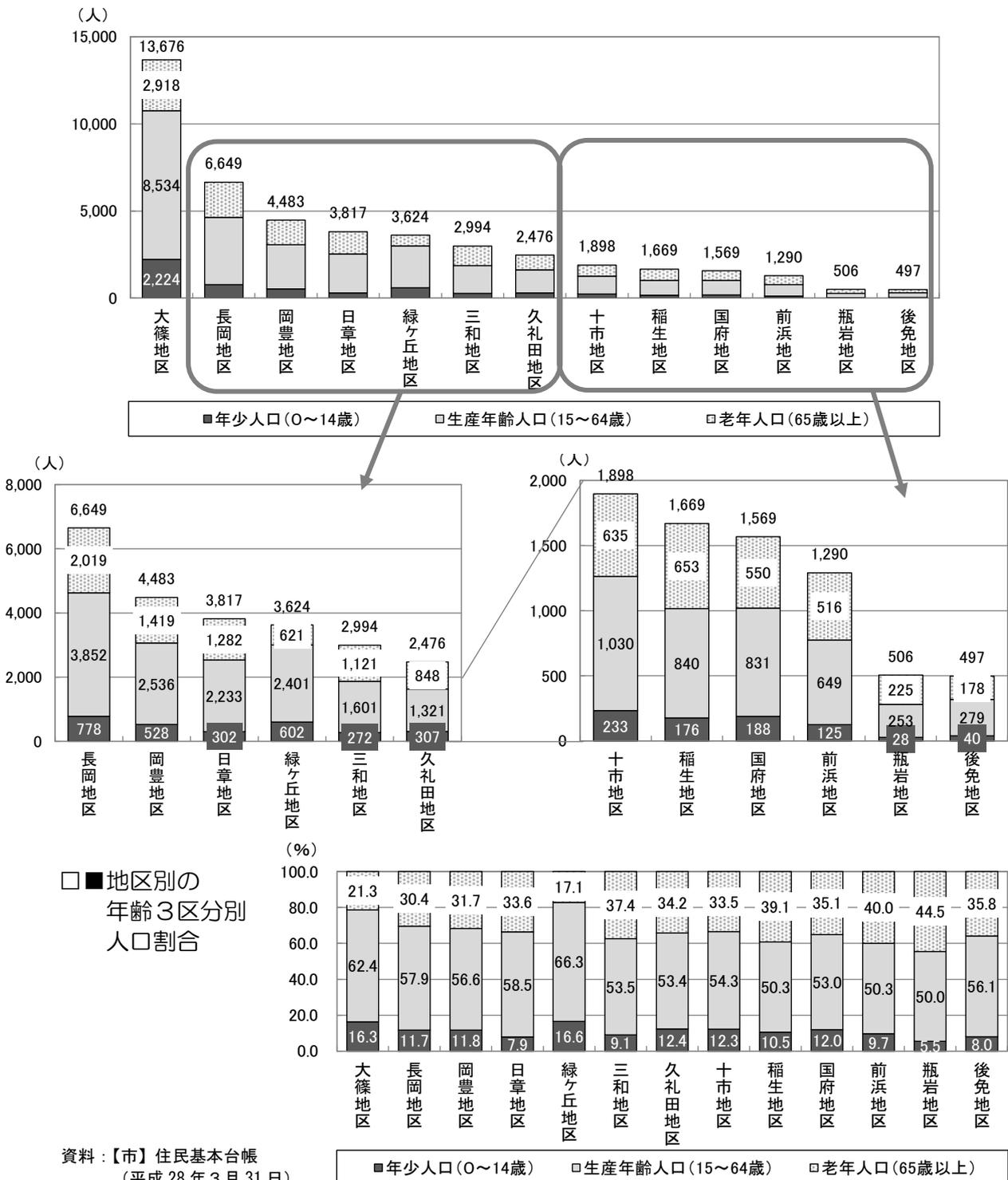
資料：住民基本台帳※（平成22～26年4月1日、平成27、28年3月31日）  
※平成22～26年は【国】提示値、平成27、28年は【市】公表値

(2) 地区別の年齢3区分別人口

地区別の総人口をみると、大篠地区が13,676人と最も多く、次に多い長岡地区(6,649人)の倍以上、もっとも少ない後免地区(497人)では27倍以上となっています。

年齢3区分別にみると、年少人口割合は緑ヶ丘地区が最も高く、次いで大篠地区となっています。一方、老年人口割合は瓶岩地区が最も高く、次いで前浜地区となっており、両地区とも4割を超えています。

地区別の年齢3区分別人口



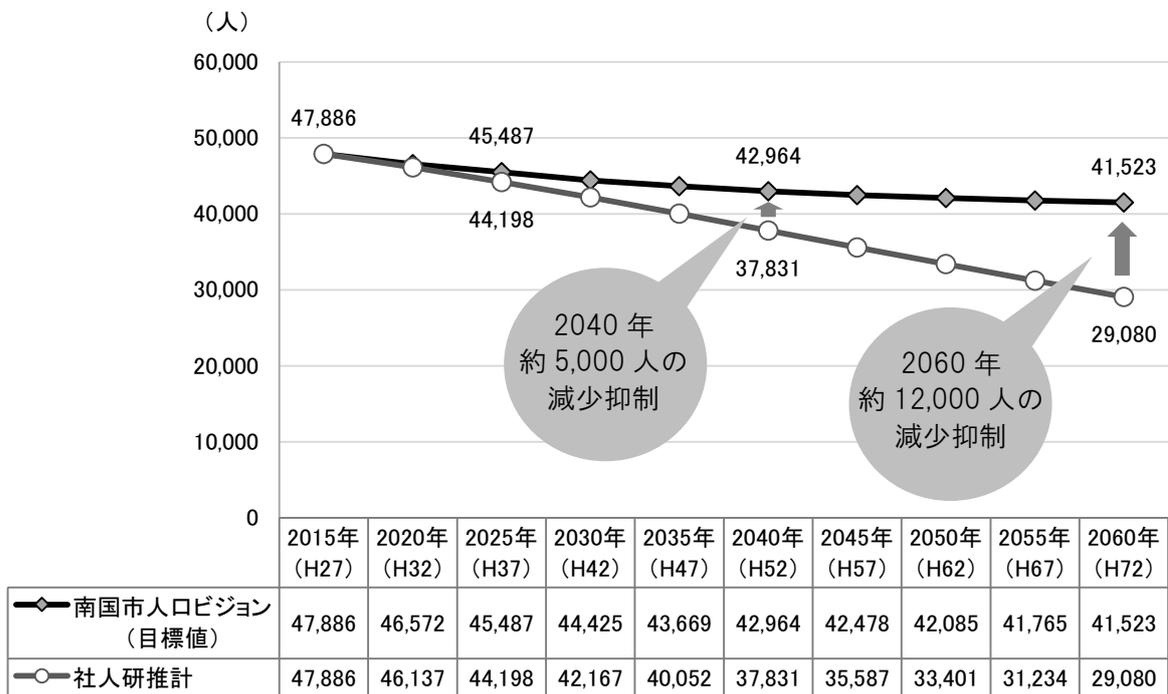
資料：【市】住民基本台帳 (平成28年3月31日)

(3) 総人口の推計

国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という。）による推計をみると、今後本市の総人口は右肩下がり減少し、2025年には45,000人を、2040年には40,000人を下回る予測となっています。

南国市人口ビジョンの総人口目標値をみると、2040年で約5,000人の減少抑制を、2060年で約12,000人の減少抑制を目指しており、2060年で41,500人を維持する目標となっています。

□■社人研による総人口推計と人口目標値



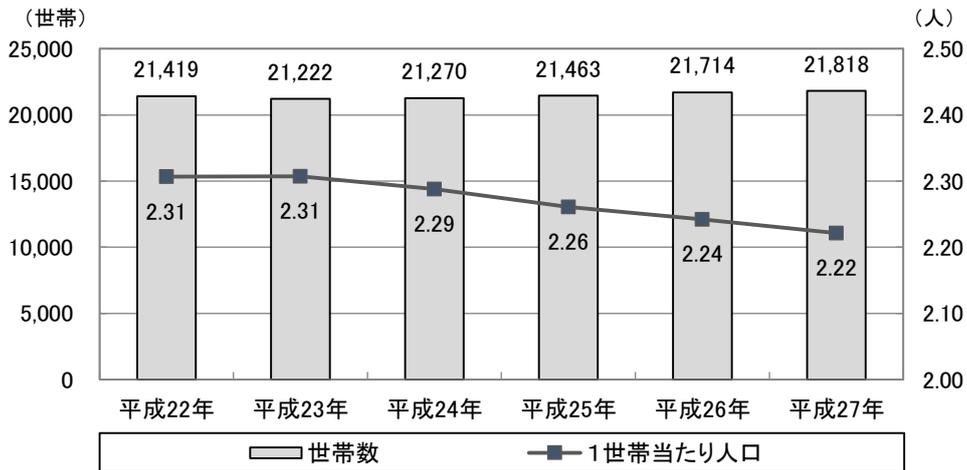
資料：南国市人口ビジョン

## 2. 世帯の状況

### (1) 世帯数の推移

世帯数は年々増加する一方で、1世帯当たり人口は減少しており、平成27年には2.22人となっています。

□■世帯数と1世帯当たり人口の推移



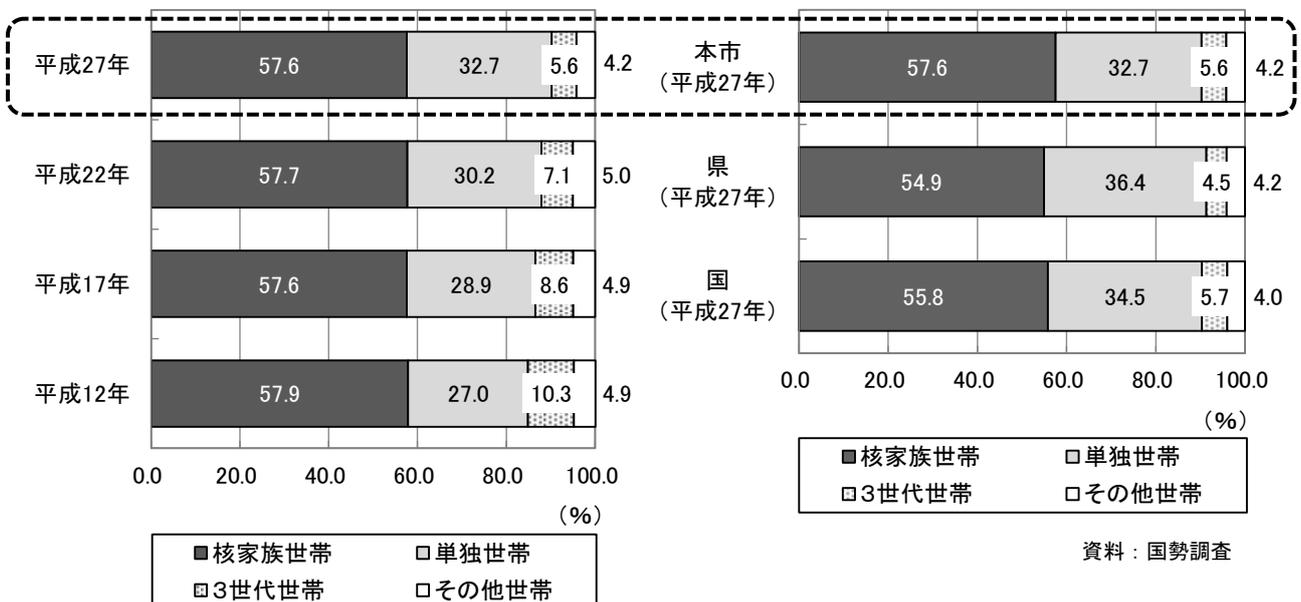
資料：【国】住民基本台帳（平成22～26年4月1日、平成27年1月1日）

### (2) 世帯類型比率の推移と比較（国・県）

本市の世帯類型比率の推移をみると、単独世帯割合が上昇する一方で、3世代世帯割合が低下しています。国や県と比較すると、単独世帯割合は国や県より低くなっていますが、核家族世帯割合は高くなっています。

□■世帯類型比率の推移（本市）

□■世帯類型比率の比較（国・県）



資料：国勢調査

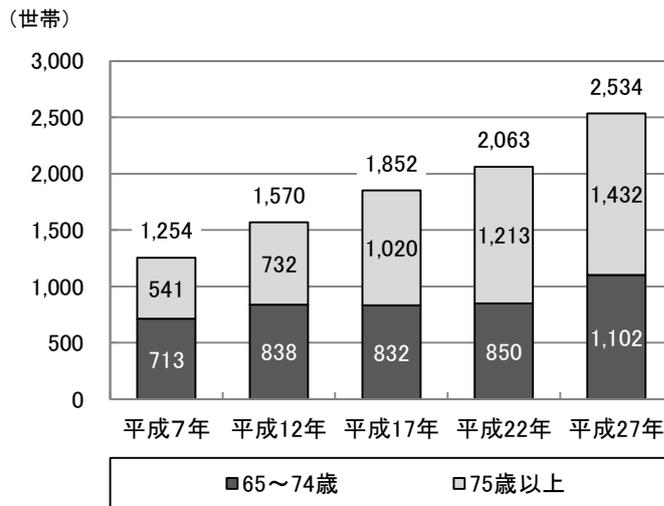
資料：国勢調査

### 3. 高齢者の状況

#### (1) 高齢者単独世帯数の推移

高齢者の単独世帯数は増加しています。65～74歳の単独世帯数をみると、平成27年に1,000世帯を超え、1,102世帯となっています。また、75歳以上の単独世帯数は、平成27年には平成7年の約2.6倍に増加し、1,432世帯となっています。

□■高齢者の単独世帯数の推移

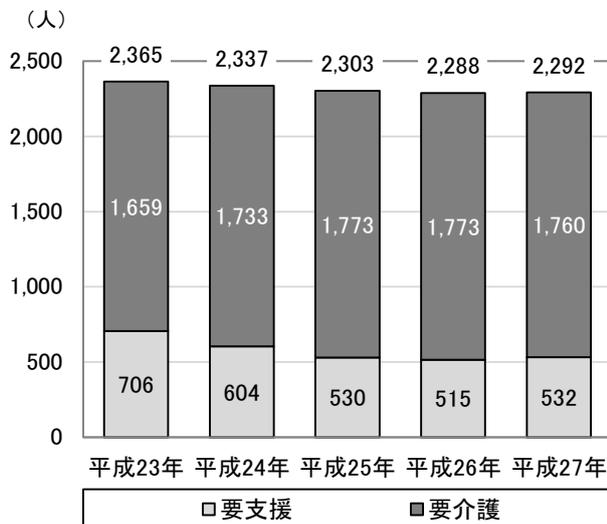


資料：国勢調査

#### (2) 要支援・要介護認定者数の推移

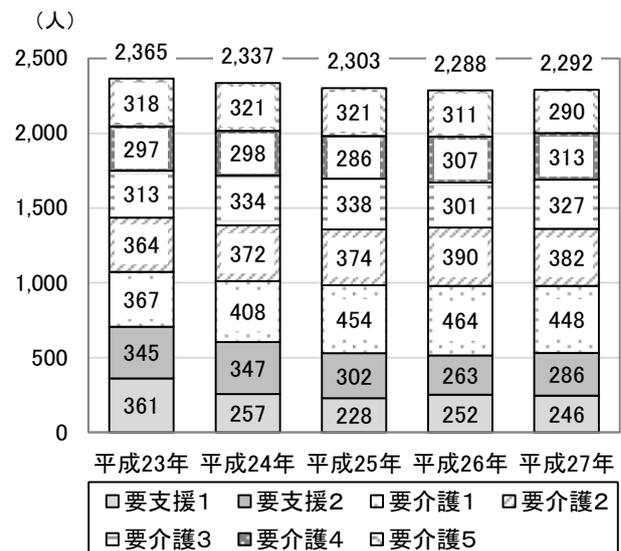
要支援認定者数は減少していましたが、平成27年に若干増加し、532人となっています。要介護認定者数はほぼ横ばいの状態ですが、依然1,700人を上回っています。

□■要支援・要介護別認定者数の推移



資料：南国市長寿支援課

□■要支援・要介護度別認定者数の推移



資料：南国市長寿支援課

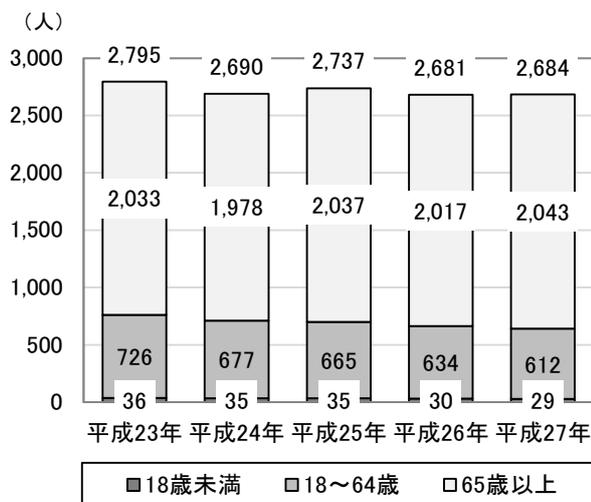
## 4. 障害のある人の状況

### (1) 身体障害者手帳交付者数の推移

全体及び65歳以上においては、微増微減を繰り返していますが、18歳未満及び18～64歳においては、年々減少しています。階級別にみると、1級及び2級は減少傾向にあります。

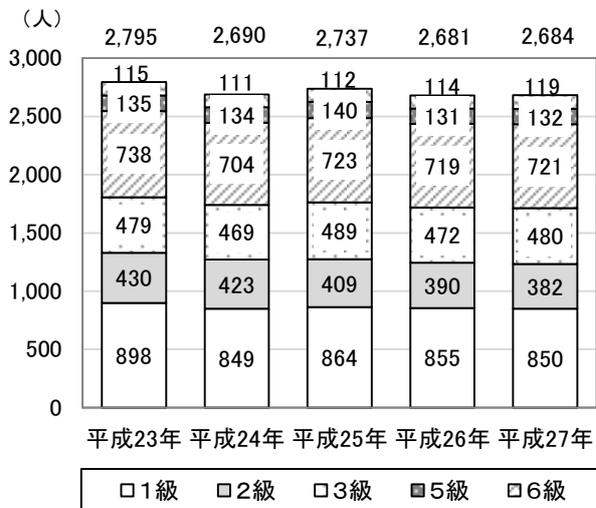
また、障害の種類別にみると、肢体不自由は減少傾向にあります。人数はもっとも多く、平成27年は1,377人となっています。

□■年齢別身体障害者手帳交付者数の推移



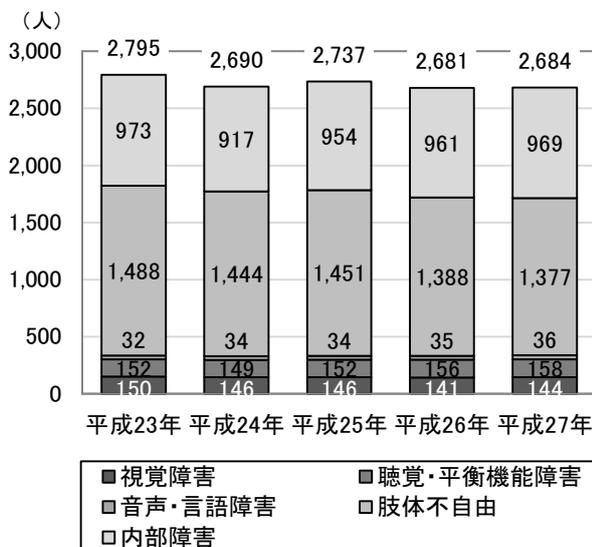
資料：南国市福祉事務所

□■階級別身体障害者手帳交付者数の推移



資料：南国市福祉事務所

□■障害種別身体障害者手帳交付者数の推移

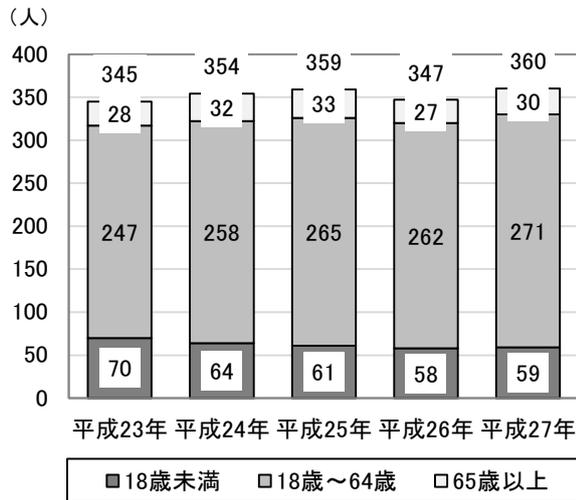


資料：南国市福祉事務所

### (2) 療育手帳交付者数の推移

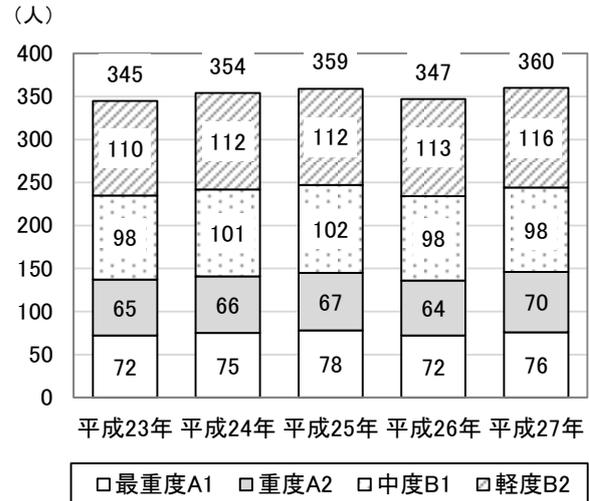
全体及び18歳以上においては、微増微減を繰り返していますが、18歳未満においては、減少傾向にあります。階級別にみると、全ての階級で微増微減を繰り返しています。

■ 年齢別療育手帳交付者数の推移



資料：南国市福祉事務所

■ 階級別療育手帳交付者数の推移

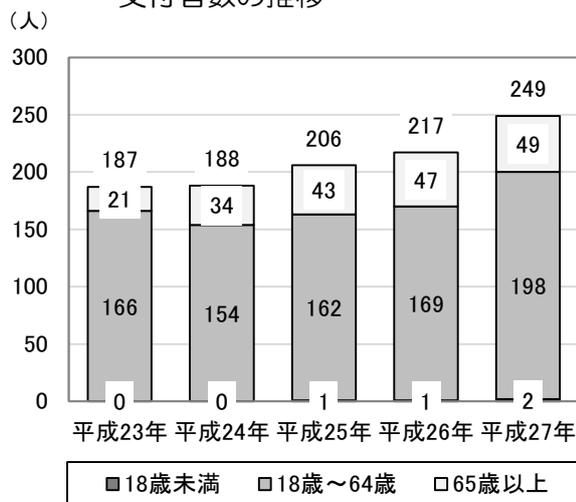


資料：南国市福祉事務所

### (3) 精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移

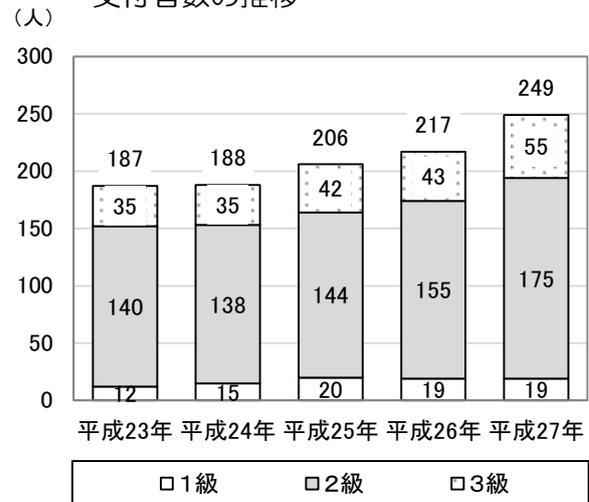
全体及び全ての年齢層において、増加傾向にあります。階級別にみると、2級がもっとも多く、平成27年には175人となっています。

■ 年齢別精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移



資料：南国市福祉事務所

■ 階級別精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移



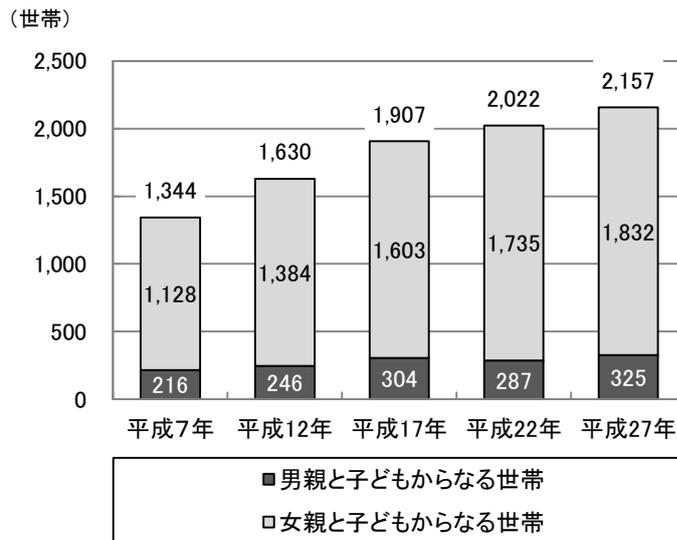
資料：南国市福祉事務所

## 5. その他、支援を要する人の状況

### (1) ひとり親世帯数の推移

男親と子どもからなる世帯数は、平成22年に減少しましたが、平成27年には再び増加に転じています。女親と子どもからなる世帯数は年々増加しています。総数では、平成27年には平成7年の約1.6倍の2,157世帯となっています。

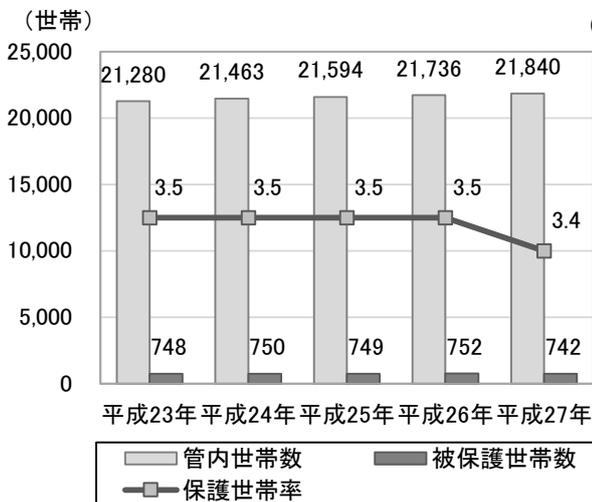
□■ひとり親世帯数の推移



### (2) 生活保護の保護世帯数の推移

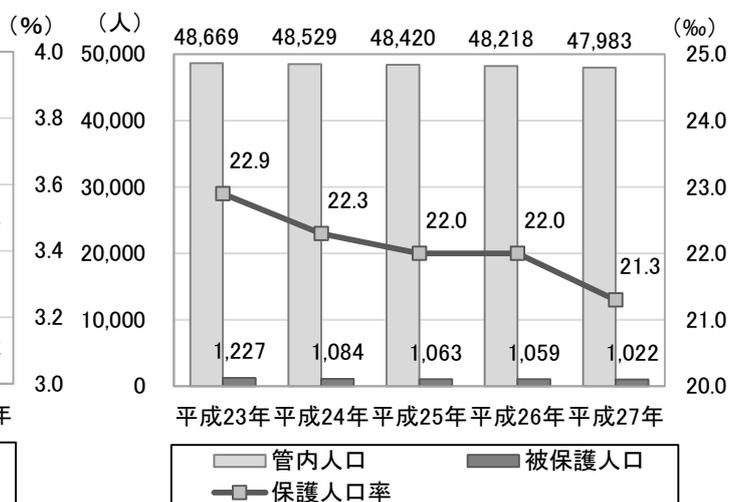
被保護世帯数は微増微減を繰り返していますが、保護世帯率は平成27年に若干低下しています。被保護人口は年々減少しており、保護人口率も低下しています。

□■保護世帯数及び保護率の推移



資料：南国市福祉事務所

□■保護人口及び保護率の推移



資料：南国市福祉事務所

## 6. 地域の支援者の状況

### 民生委員・児童委員の状況

民生委員・児童委員は、平成28年12月1日に一斉改選されました。全地区において定員数は充足しており、総勢132人の委員が地区ごとの地域福祉推進に努めています。

そのうち、児童に関することを専門的に担当する主任児童委員は中学校区単位で配置されており、現在10人が活動しています。

#### 民生委員・児童委員の状況

(単位：人)

(民生児童委員協議会による)地区割		地区	人数
上倉	北部	上倉地区	3
	南部		3
北陵東		瓶岩地区	4
		久礼田地区	8
		国府地区	4
岡豊		岡豊地区	10
長岡東部		長岡地区	6
長岡西部		長岡地区	9
後免野田		長岡地区	4
		後免地区	3
		野田地区	3
大篠		大篠地区	24
日章		岩村地区	3
		日章地区	7
大湊		日章地区	2
		前浜地区	5
三和		三和地区	8
稻生		稻生地区	6
十市		十市地区	5
		緑ヶ丘地区	5
総 数			122

#### 主任児童委員の状況

(単位：人)

中学校区	人数
北陵中学校区	2
鳶ヶ池中学校区	2
香南中学校区	2
香長中学校区	4
総 数	10

資料：南国市福祉事務所（平成29年3月1日）

## 第2節 前回計画の評価

平成28年度までの「南国市地域福祉計画」及び「南国市地域福祉活動計画」の進捗状況について、取り組みの方向性ごとの評価を行いました。以下に結果の概要を示します。

### 南国市地域福祉計画

#### 1. 地域支えあいづくりの推進

##### (1) 地域福祉を支える人づくり

社会福祉協議会や民生委員・児童委員と連携を密にし、活動における必要な人材育成を進めてきました。また、自主防災組織やサロン等の取り組みの中で、地域住民主体での人づくり、世話役づくりができています。進捗には地域差がみられます。

###### 成果の出ている取り組み

- 南国市社会福祉協議会への支援及び連携
- 民生委員・児童委員との連携

###### 成果が十分ではない取り組み

- 活動の中心となる世話役(リーダー)の育成

##### (2) 地域活動の拠点づくり

あったかふれあいセンター事業について、市の地域福祉推進の拠点として取り組みができています。学校教育においては、開かれた学校づくり推進委員会を設け、学校を地域活動の拠点とすることができました。また、公民館においては、地域とともに、幅広い世代に利用してもらうため、日々利用促進に努めています。

###### 成果の出ている取り組み

- 保育所(園)、幼稚園、学校を核とした拠点づくり
- あったかふれあいセンターの充実
- ボランティア、NPO活動等への支援

###### 成果が十分ではない取り組み

該当なし

### (3) 地域福祉を促進するしくみづくり

社会福祉協議会や市内各種団体との連携を密にし、地域福祉を進めてきました。また、地域包括ケアシステム（前回計画表記：地域包括支援ネットワークシステム）の構築については、医師会と連携し、在宅医療と介護の連携事業を実施するために協議を行っています。

#### 成果の出ている取り組み

- 南国市社会福祉協議会との連携強化
- 各種団体との連携強化
- 地域包括ケアシステム（地域包括支援ネットワークシステム）の構築

#### 成果が十分ではない取り組み

該当なし

### (4) 福祉意識の向上

福祉に関する情報については、広報紙や市ホームページ等を活用し、積極的に情報提供を行いました。新制度が導入された分野については、しおりやパンフレットを作成し、周知・啓発に努めました。各種団体との情報交換については、実施できている団体とできていない団体があるため、情報交換できる体制づくりが求められます。

#### 成果の出ている取り組み

- 広報、啓発活動の推進

#### 成果が十分ではない取り組み

- 各種団体との情報交換による相互関係の確立

### (5) 職員による積極的な地域参加

ワークショップや座談会については、全地区での実施とはなりませんでしたが、開催希望のあった地区では実施支援ができました。地域行事への積極的な参加については、分野によっては積極的に参加できていますが、担当ではない事業に関しては関心が低い、参加しないなど、課題がみられます。

#### 成果の出ている取り組み

- ワークショップ、座談会の実施支援

#### 成果が十分ではない取り組み

- 地域行事への積極的な参加

## 2. 安心、安全のまちづくり

### (1) 安心して生み育てられるしくみづくり

生活困窮世帯の中学生を対象とした学習支援や、医療費助成の年齢引き上げ（中学校卒業まで）等、子育てしやすいまちづくりを進めてきました。また、助産師・保健師や母子保健推進員による訪問や相談対応、子育て講座等を実施しています。学校と放課後児童クラブ・放課後子ども教室（前回計画表記：学童クラブ）については、十分に連携が図れているところもありますが、改善の余地があるところもあります。

#### 成果の出ている取り組み

- 子育てしやすいまちづくり
- 地域での子育て支援体制

#### 成果が十分ではない取り組み

- 保育所(園)、幼稚園、小学校、放課後児童クラブ（学童クラブ）等との連携強化

## (2) 安心して暮らし続けられるまちづくり

ふれあい配食事業等、見守り活動への支援を実施してきました。自主防災組織は結成率が約93%となり、防災訓練等、地域の防災力向上に努めています。また、「高齢者教室」や「子育て支援教室」などへの出前防災学習を積極的に進めています。要配慮者台帳（前回計画表記：災害時要援護者台帳）の整備については、避難行動要支援者ごとの個別計画の作成と合わせ、台帳登録情報の活用が課題となっています。買い物支援は、あったかふれあいセンターで実施していますが、利用者の範囲など、より幅広い取り組みが求められます。

### 成果の出ている取り組み

- 見守り活動への支援
- 自主防災組織等への支援
- 要配慮者台帳（災害時要援護者台帳）の整備
- 防災、減災体制づくり

### 成果が十分ではない取り組み

- 要配慮者台帳（災害時要援護者台帳）の活用
- 買い物支援の取り組み

## (3) 人にやさしいまちづくり

市内一斉清掃や海岸一斉清掃等、環境保全活動の啓発を実施してきました。学校教育においては、総合的な学習の時間や社会科等で、環境保全についての学習を行っています。また、住環境の整備では、篠原地区において、市街地内の快適でうるおいのある居住環境の形成に努めています。人にやさしいまちなみづくりについては、道路築造工事時の視覚障害者誘導ブロックの設置や段差解消等、ノーマライゼーション社会の推進に努めています。

### 成果の出ている取り組み

- 環境保全活動の啓発
- 住環境の整備の推進
- 人にやさしいまちなみづくりの推進

### 成果が十分ではない取り組み

該当なし

#### (4) 福祉サービスの適切な利用の促進

福祉サービスの情報提供については、ハートフルマップや相談支援事業所一覧を希望者に渡し、事業所の協力を得ながら、サービス等利用計画の普及につなげています。福祉サービスの質の向上については、地域ケア会議や研修により、ケアマネジャーやサービス事業所のスキルアップにつなげています。また、各分野においての相談対応・相談支援は実施できていますが、関連部署の連携等において、取り組みに課題がみられます。

##### 成果の出ている取り組み

- 福祉サービス利用に関する情報提供の充実
- 福祉サービスの質の向上

##### 成果が十分ではない取り組み

- 相談支援体制の充実

### 3. 健康づくり、生きがいづくりの推進

#### (1) 市民主体の健康づくり体制の充実

広報紙やチラシ、クーポン券を活用して受診勧奨を実施しましたが、特定健康診査の受診率や特定保健指導の実施率は目標値に達しませんでした。健康まつりや運動教室等、地域における健康づくり活動や介護予防事業は精力的に行われています。また、学校給食に地場産品を取り入れるなど、特色ある食育を推進してきました。地域医療については、医師会主催の地域連携勉強会への職員参加や、土佐長岡郡医師会内における地域包括ケア検討部会の設置等、医師会等との連携を深めながら進めています。

##### 成果の出ている取り組み

- |                   |              |
|-------------------|--------------|
| ○地域における健康づくり活動の支援 | ○食育の推進       |
| ○介護予防事業の推進        | ○地域医療体制の整備充実 |

##### 成果が十分ではない取り組み

- 健康意識の向上・受診率向上に向けた取り組み

## (2) 市民が参加しやすい生涯学習活動の整備

公民館におけるサークル活動については、市ホームページで紹介するなど、利用促進に努めています。さらに、講座の開催については、広報紙や県生涯学習支援センターのホームページに掲載するなど、積極的に情報の提供を行いました。また、総合型地域スポーツクラブの活動内容の分かるリーフレットを市内全戸に配布し、生涯スポーツ等に関する情報提供も行いました。

### 成果の出ている取り組み

- 各種研修・講座について情報提供の充実

### 成果が十分ではない取り組み

該当なし

## (3) 就労、雇用の促進

市民への就労支援については、南国市地域雇用創出推進協議会や県と連携を図り、セミナーの実施や会社合同説明会等を積極的に行いました。高齢者の就労支援については、平成27年度から南国市シルバー人材センターが法人化され、加入者促進の取り組みを進めています。障害者の就労支援については、福祉就労は希望者のほぼ全員が通所できていますが、一般就労については、企業とのマッチングや障害への理解がまだ不十分なところもあり、希望者全員の就労には至っていません。

### 成果の出ている取り組み

- 市民への就労支援について
- 高齢者の就労支援について

### 成果が十分ではない取り組み

- 障害者の就労支援について

#### (4) 地域交流の推進

スポーツにおいては、さわやか健康ウォーキングや南国市市民体育大会において、世代間交流を図りながら健康増進の取り組みが実施できました。文化活動においては、南国市美術展や地区公民館における文化祭を開催し、生涯学習の推進と地域交流の促進に取り組みました。国際交流においては、南国市国際交流協会が主体となり、市内在住の外国人を支援するとともに、外国人との友好交流・親善活動等を実施しています。

##### 成果の出ている取り組み

- 世代間交流の推進
- スポーツ、文化活動の充実
- 国際交流の推進

##### 成果が十分ではない取り組み

該当なし

#### 南国市地域福祉活動計画

#### 「連」あいさつが飛び交う地域づくり

民生委員・児童委員を中心に、登下校の見守り時の声かけ等を行ってきましたが、取り組みは地区民協によって独自であり、実施程度は地区によって差があります。また、広報紙等を通じてあいさつの大切さを啓発してきましたが、周知方法等、まだ改善の余地があります。

##### 成果の出ている取り組み

- 地域の人とあいさつをしましょう

##### 成果が十分ではない取り組み

- 家庭内でのあいさつをしましょう
- 職場であいさつをしましょう

## 1. 「結」顔が見える地域づくり

保育所（園）や幼稚園の園児と一緒に独居高齢者等を訪問するなど、訪問事業は特に力を入れて行ってきました。また、各地域のサロン等における食事会や勉強会のイベント事業は、ボランティアも参加者も増えており、主要な地域交流の場となっています。しかしながら、地域座談会等は実施地域が限定されており、市内全地域には至っていません。

### 成果の出ている取り組み

- 各地域でのイベント起こし（食事会等）をしよう
- 地域内の独居高齢者等を訪問しよう
- 保育所（園）、幼稚園、学校を中心とした地域交流をしよう
- 防災グッズをつくってみよう。防災食をつくってみよう

### 成果が十分ではない取り組み

- 町内会活動に参加してみよう

## 2. 「絆」手と手をつなぐまちづくり

職員は地域の親睦会に積極的に参加し、地域との親睦を深め、交流の活性化に努めてきました。また、避難訓練等を通じ、地域内における関係づくりに取り組んできましたが、成果の面からみると課題があると言えます。

### 成果の出ている取り組み

- 親睦会（おきやく文化）に参加しよう
- 若者（子ども、働きざかり）とつながる関係づくりを積極的につくろう

### 成果が十分ではない取り組み

- 地域の避難訓練に参加しよう
- 非常時の連絡網を決めておこう

### 3. 「心」人と人とのつながりづくり

【子ども】については、民生委員・児童委員を中心に地域ごとに学校の登下校での見守り隊活動を実施しています。【高齢者・障害者】については、電話による定期的な見守りや、訪問等、積極的に行ってきました。【地域】については、地域座談会や話し合いの中で、地域のつながりの大切さを共有してきましたが、実施地域が限定されているのが現状です。

#### 成果の出ている取り組み

- 【子ども】見守り隊、保護者と連携しよう
- 【子ども】登下校時に声かけをしよう
- 【高齢者・障害者】電話で見守りをしよう
- 【高齢者・障害者】「ときどき訪問」をしよう
- 【地域】近所同士で声をかけあおう
- 【地域】活動に参加できない人の見守りをしていこう

#### 成果が十分ではない取り組み

- 【子ども】家庭内でのあいさつを大切にしよう
- 【地域】あいさつの日・ふれあいの日をつくろう
- 【地域】地域でつながりを大切にする意識づくりをしよう

### 4. 「場」みんなアが集える居場所づくり

公民館の活用や、ボランティア活動実施のための人材育成等を積極的に行ってきました。また、地域活性化のため、地域の祭り等のイベントを支援するとともに、あったかふれあいセンター事業を推進しています。祭りについては、時代に合わせて新しいイベントも立ち上がっており、伝統行事の継承も含め、地域ごとに方向性を検討する必要があります。

#### 成果の出ている取り組み

- 地域の公民館を活用しよう（レクリエーション）
- ごみひろい運動（集落単位・月一回）をしてみよう
- あったかふれあいセンターに行ってみよう

#### 成果が十分ではない取り組み

- ちょっとしたボランティア活動をしてみよう
- 地域の祭りを継続、復活させよう

## 5. 「健」心も！体も！健康に！

健康づくりについては、まほろばクラブ南国との連携のもと、様々な事業の中で取り入れ、積極的に推進しています。また、あったかふれあいセンターにおいて、地域主体で話す機会を設けて支援を行っていますが、地域によって偏りがあり、地域の実情に応じた取り組みが求められます。

### 成果の出ている取り組み

- 声をかけあって、わかガエる体操にみんなアで参加しよう
- 地域でクリーンウォーキングをしてみよう
- 地域でスポーツクラブをつくろう
- 積極的に検診を受けよう

### 成果が十分ではない取り組み

- 地域のことを話す機会をつくって参加してみよう

## 6. 「知」知って！知らせて！知人づくり！

フォーラム（講演会）や広報紙、SNS等を活用し、地域福祉やボランティアについて知ってもらう機会を積極的につくってきました。また、防災マップについては、避難場所や危険箇所だけでなく、避難行動要支援者の居宅等、発災時に活用できる「安全マップ」が必要であるため、平成28年度から取り組んでいます。

### 成果の出ている取り組み

- 小地域で防災等の勉強会を開催しよう
- 講演会等に誘いあって参加しよう

### 成果が十分ではない取り組み

- 安全な場所、危険な場所を知るために防災マップを作成しよう
- 地域の困りごとを地域で話しあおう

## 7. 「楽」 スキなことを見つけよう！

あったかふれあいセンター等において、地域勉強会「よっし！」や「プチよっし！」を開催しています。同会では、『教えられる人（やれる人）』と『習いたい人（やりたい人）』のマッチングを行い、楽しんで学ぶ（教える）場を通じて、交流を推進してきました。しかしながら、参加者の固定化等の課題があり、効果的な活動の周知を進めていく必要があります。

### 成果の出ている取り組み

- 生きがいを感じることを見つけよう
- 得意なことを活かした活動をしてみよう
- 人に喜んでもらう活動をしてみよう
- 共に喜びあえる活動をしよう

### 成果が十分ではない取り組み

- 情報をキャッチしよう

## 8. 「命」 いのちの大切さ再発見！

日本赤十字社高知県支部と社会福祉協議会、本市との間で、発災時の日赤への応援要請等を定めた3者協定を締結し、平成28年12月にパイロット事業を実施しました。また、市内の販売店と協働で、防災グッズの講習会等を実施しました。

### 成果の出ている取り組み

- 実演を見ながらの講演会などに参加してみよう
- 誘いあって日ごろの訓練に参加してみよう

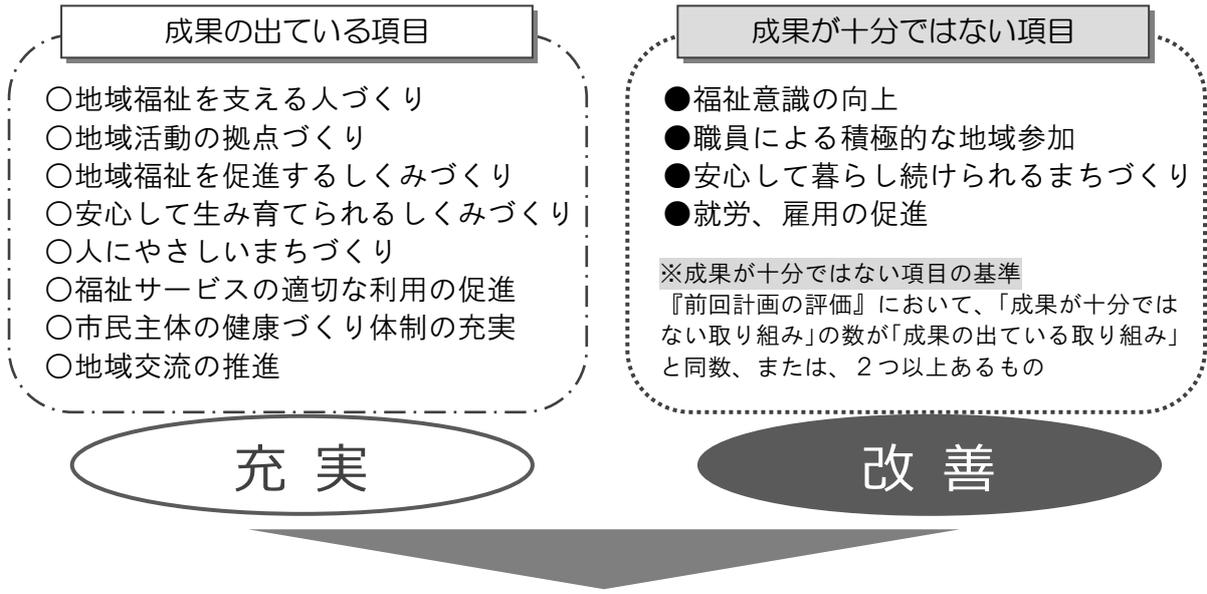
### 成果が十分ではない取り組み

- 防災グッズを備えておこう

## 第3節 前回計画の評価の反映

平成28年度までの「南国市地域福祉計画」及び「南国市地域福祉活動計画」の取り組みの評価について、以下のとおり反映し、本計画をより実情に応じて活用できる計画とします。

### 地域福祉計画



成果の出ている項目としては、地域福祉推進のための人や拠点、しくみづくりがあります。また、子どもや子育てに関する分野や、健康づくり、福祉サービスについても成果が出ており、これらをさらに充実していくことが必要です。

成果が十分ではない項目としては、職員を含めた市民の福祉意識の向上や、移動・外出支援を含めた安心できるまちづくり、就労支援等があります。

本計画において、福祉教育や体験イベントを拡充し、市民の福祉に対する意識の高揚を図るとともに、誰もが学びやすい環境の整備に努めます。

また、外出や買い物が不便な地域や人に対して、外出支援や移動販売等の支援の拡大を検討します。

就労、雇用に関しては、年齢や障害の有無に関わらず、就労を希望する全ての市民が仕事に就けるよう、関係機関と連携した支援を行います。

### 重点項目

- |             |   |                          |  |
|-------------|---|--------------------------|--|
| ①市民の福祉意識の向上 | ⇒ | 基本目標4-1-1 活動の「見える化」の推進   |  |
|             |   | 基本目標4-1-2 地域福祉に対する意識の高揚  |  |
| ②福祉教育の充実    | ⇒ | 基本目標1-2-1 福祉教育の充実        |  |
| ③外出・買い物支援   | ⇒ | 基本目標2-2-2 移動・外出支援の強化     |  |
| ④就労・雇用の促進   | ⇒ | 基本目標2-3-2 ニーズに応じた就労支援の充実 |  |



## 第3章 計画の基本事項

### 第1節 計画の名称と基本理念

本市では、平成24年3月に策定した前回の地域福祉計画において、子どもから高齢者、障害のある人等、全ての市民が、住み慣れた地域で安心して、みんなアで支え合いながらいきいきと暮らすことができる地域づくりを目指し、『みんなア』をキャッチフレーズに掲げ、地域におけるつながりや支え合いの再構築に努めてきました。

第2次計画となる本計画は、平成28年3月策定の「第4次南国市総合計画」と整合性を図りながら、地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定しています。それにより、計画の理念や推進するためのしくみづくりと、それに基づく具体的な行動を示し、より地域の実情に応じた活用できる計画とするとともに、市民みんなアが互いに協力し合って、地域福祉を進めていくことを目指して、計画の名称を『みんなアを進める“なんこく地域福祉プラン”』と定めます。

また、地域がたくさんの“あい”にあふれ、あたたかな支え合いの輪が市全体に広がることを目標とし、『みんなアの“あい”があふれる南国市 ～あいさつから であい ふれあい 支えあい～』を基本理念として掲げます。

#### 計画の名称

## みんなアを進める“なんこく地域福祉プラン”

#### 基本理念

みんなアの“あい”があふれる南国市  
～あいさつから であい ふれあい 支えあい～



## 第2節 計画の基本目標

基本理念の実現を目指して、次の5つを基本目標として掲げ、地域福祉を計画的に推進します。

### 1. 元気な地域・人づくり

市民の誰もが地域への愛着や、福祉への関心を持てるよう、学校教育や生涯教育を通じた福祉教育を推進します。また、地域活動に参加しやすくなるよう、場や機会の提供を図るとともに、地域福祉を担う人材を育成します。

### 2. 安心の支援体制づくり

福祉サービスを必要とする人が、円滑に適切なサービスを利用でき、「制度の狭間」に陥ることがないように、福祉サービスの充実を図るとともに、その体制の強化を図ります。また、生活困窮者等、支援を必要とする人の自立・社会参加のための支援を推進します。

### 3. 住民の福祉を守るしくみづくり

住み慣れた地域で、誰もが安心していきいきと暮らせるよう、住民側の視点に立った情報提供や相談体制の充実を図るとともに、福祉視点の防災・防犯等を推進します。また、地域ぐるみでの子育て支援を目指し、放課後の子どもの居場所づくり等を推進します。

### 4. 協働と連携の基盤づくり

市や社会福祉協議会等の活動の「見える化」を図ることで、住民に分かりやすい地域福祉を、住民と協働で推進するとともに、地域で活動する団体の支援を行います。また、在宅医療と介護等、関係機関の連携強化を図り、地域包括ケア体制の構築を推進します。

### 5. 住民の活動を中心としたまちづくり

地域福祉活動計画において、住民主体・住民参加の地域福祉を進めるために、「連」からはじまる8つのテーマに基づいた取り組みを推進します。取り組みの推進にあたっては、住民の活動を中心としたまちづくりが実践されるよう、社会福祉協議会を中心に、多様な主体が相互に協力し合います。



## 第4節 計画の推進体制

### 1. 地域福祉を推進する主体

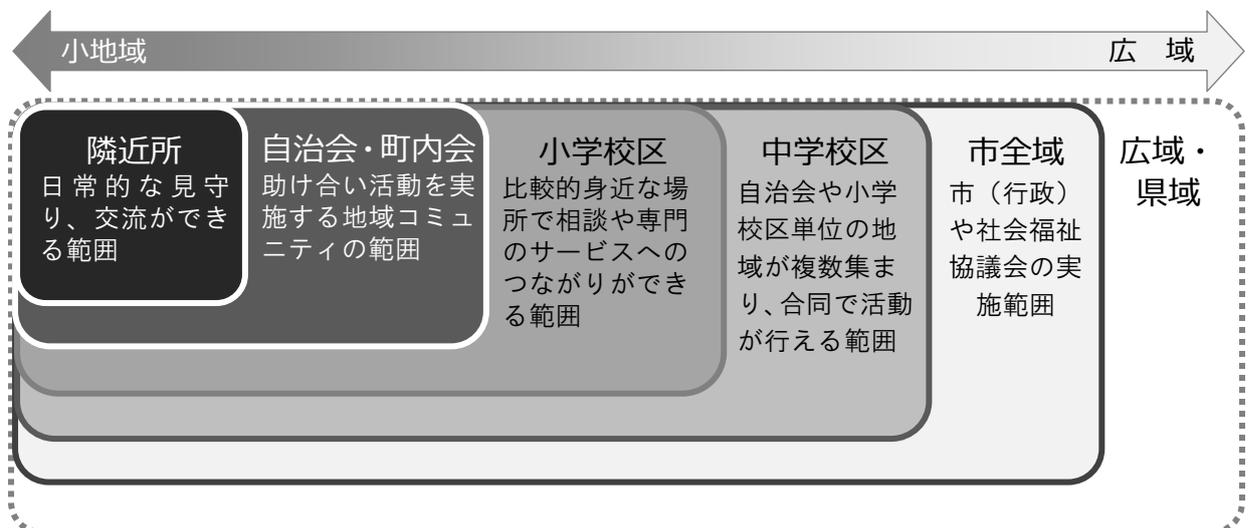
本計画の推進にあたっては、以下の主体がそれぞれの役割を推進するとともに、相互が協力し合い、協働によって進めていくものとします。

住民一人ひとり	本市在住の市民を指します。
地域	取り組みによって、下記のとおり範囲が異なります。 小地域（中学校区まで）を指す場合は、中心となる主体はその地域に住む住民一人ひとりであり、自治会や町内会、地区の社会福祉協議会等になります。 広域を指す場合は、中心となる主体は市民一人ひとりであり、市や社会福祉協議会等になります。
民生児童委員	民生委員・児童委員を指します。
福祉関係団体等	福祉サービス事業者や医療機関、ボランティア団体、NPO、その他の関係団体を指します。
社会福祉協議会	南国市社会福祉協議会を指します。
市	南国市（行政）を指します。

### 2. 本市における「地域」の範囲

地域福祉を進めていく上での「地域」の捉え方は、地域の課題や取り組みの大きさ、範囲によって異なります。

隣近所のもっとも小さい範囲から市全域まで、地域を重層的に捉え、適切な範囲において施策を展開することで、効果的な活動を図ることが重要です。

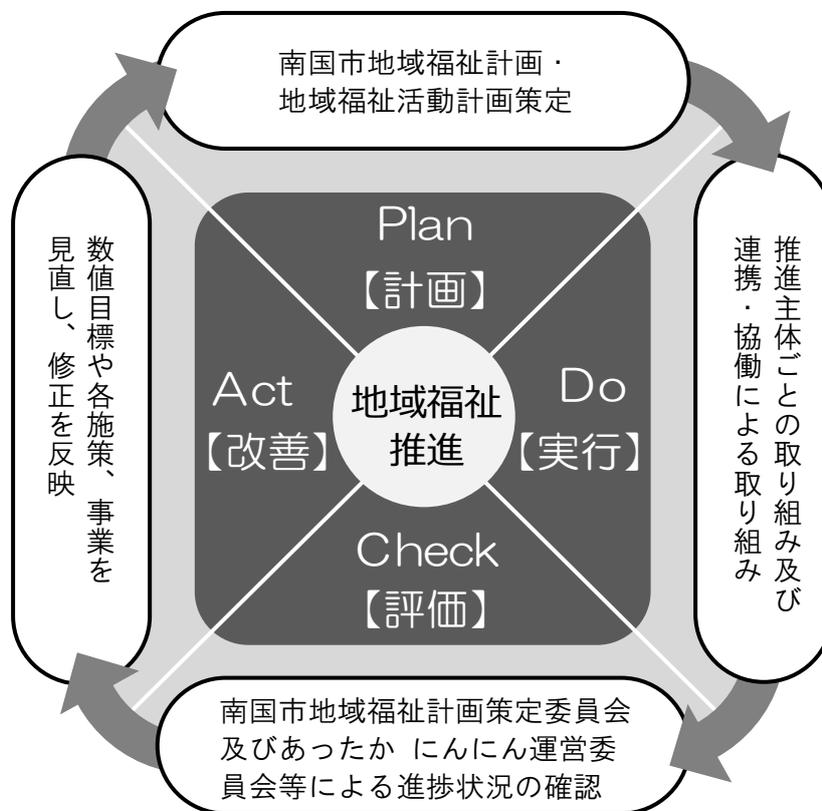


### 3. 計画の進行管理

本計画を確実に推進するため、定めた数値目標や各施策、事業について、PDCAサイクル【Plan（計画）—Do（実行）—Check（評価）—Act（改善）】のプロセスを踏まえた進捗管理に努めます。

また、進捗管理にあたっては、「南国市地域福祉計画策定委員会」をはじめ、あったかふれあいセンターの「あったか にんにん運営委員会」等において、住民をはじめとする関係主体の連携により、定期的に進捗確認及び評価を行い、実情に基づき、適宜見直しを図るものとします。

#### □■PDCAサイクルのイメージ

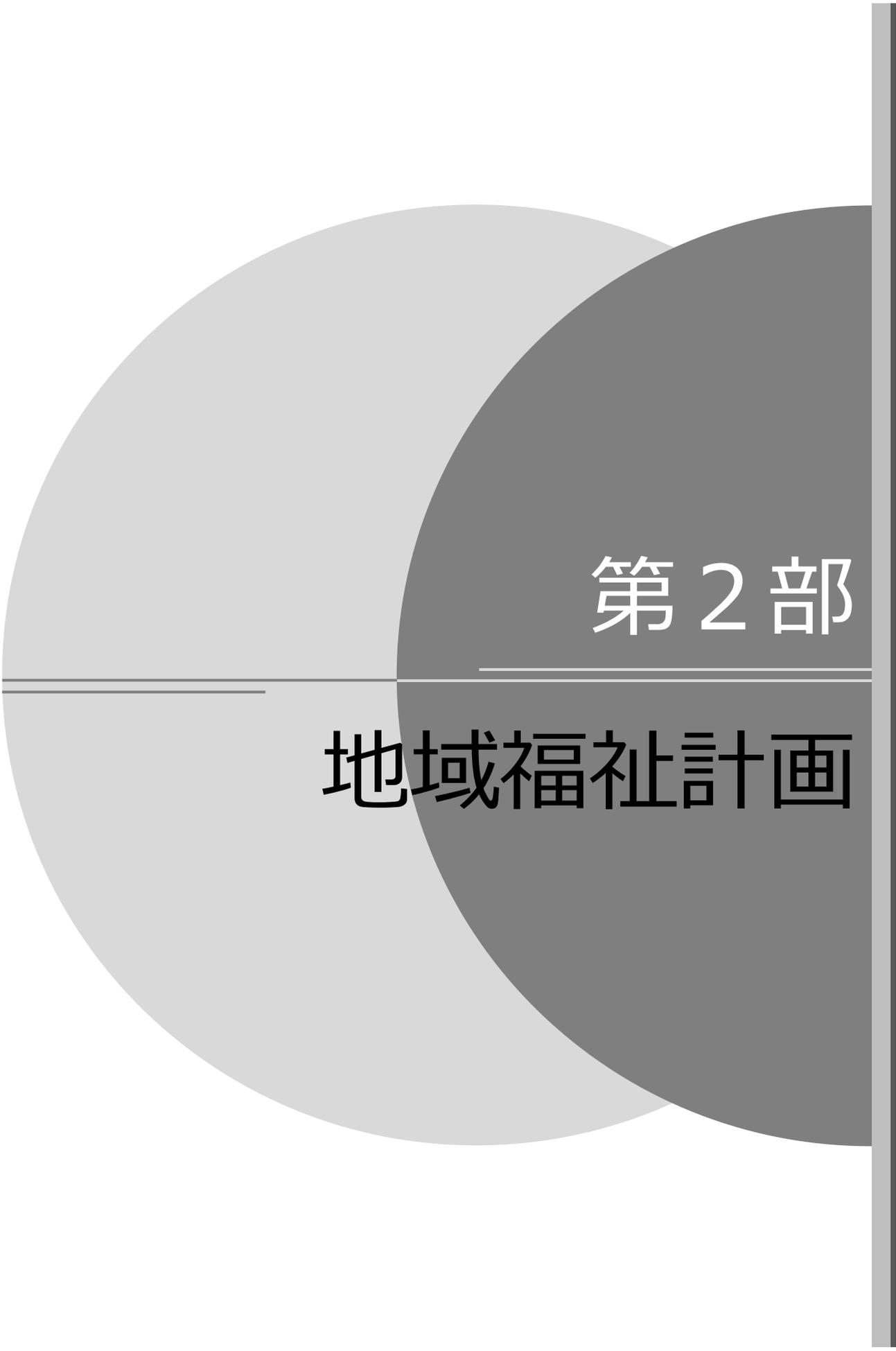


### 4. 計画内容の周知及び情報提供

本市ではこれまで、福祉に関する情報等を広報紙や市ホームページを活用して公開し、市民に対する広報・周知の充実に努めてきました。

地域福祉は、地域住民の参画を得ながら推進していくものであり、一人でも多くの市民に理解と協力を求めていく必要があります。

そのため、本計画については、概要版を作成し、市民への周知・啓発に努めるとともに、今後も計画の進捗状況や制度・サービス等の情報を、広報紙やインターネット、パンフレット等の作成・配布を通じて、市民に広く提供していきます。

The background features two overlapping circles, one light gray and one dark gray, with a vertical gray line on the right side. A horizontal line is positioned below the text.

## 第2部

# 地域福祉計画

## 施策の展開

### 基本目標 1 元気な地域・人づくり

#### 1. 「顔の見える関係」づくり

##### 施策の方向性

地域住民が身近な地域に関心を持ち、近所に住む人と互いに知り合うことができるよう、そのきっかけづくりに努めます。

##### 現状・課題

- 単独世帯や核家族世帯が増加傾向にあり、また、通勤（通学）している人の半数近くが市外に出ているなど、近年では地域におけるつながりの希薄化がうかがえます。地域行事等を通じた交流やつながりづくりが求められます。
- 中学2年生アンケートでは、困った時に近所の人に助けを求めることができるかという質問において、「できない」の回答が4割弱となっています。
- 20歳以上の市民アンケートでは、地域福祉推進のために住民が取り組むべきことは何だと思おうかという質問において、「住民相互の日常的な対話や交流を広げる」との回答がもっとも多く、4割を超えています。

## 市民の声



顔の見える地域づくりが大切。最近では挨拶もしない、返さない人が多い。まず人と人との交流がなければ、施策だけ行っても意味がないものになる。  
(30代・女性)

職場が高知市内で、住まいの周辺は家が少なく人とのふれあいが少ない。地域の中で何かが行われても、知ることもない。  
(60代・男性)

地域で名前の知らない人たちが増えている。子どもたちが小さい頃は地域や学校との繋がりがあったが、今は関わりがない。地域に独居老人がどの程度いるのか知らず、災害時にどう活動できるか心配。  
(60代・女性)

## 住民一人ひとり の役割

- 隣近所の人とのつながりを持つ  
隣近所の人へのあいさつ等の身近なところから、地域の人と交流を心がけましょう。
- 地域に関心を持ち、行事等に参加する  
地域の行事等に関心を持ち、声をかけ合って参加するよう心がけましょう。

## 地 域 の役割

- 地域行事を継続し、情報を周知する  
地域のイベントや行事の継続、拡充を図るとともに、その情報を住民が得られるよう周知に努めましょう。

## 民生児童委員 の役割

- 地域の情報を把握し、地域で共有する  
継続して住民や地域の情報を把握するとともに、地域の要望や課題を共有し、その解決へと働きかけましょう。

## 福祉関係団体等 の役割

- 地域との交流を大切にする  
地域のイベントや行事への積極的な参加を心がけることで、事業を利用している人も一緒に参加しやすい環境づくりに努めましょう。

## 社会福祉協議会 の役割

- 住民が地域に目を向ける機会を設ける  
実施する様々な地域福祉活動において、より多くの住民が関心を持てるよう、企画や内容を工夫するとともに、活動の周知に努めます。

## 市 の役割

- 多様な機関との連携・協働による参加への足掛かりをつくる  
学校と地域との連携による活動や、公民館等を地域拠点とした活動を活性化することで、地域において互いに知り合い、つながりが生まれるよう努めます。

取り組み

(1) 地域参加のきっかけづくり

■あいさつ・声かけ運動の実施

あいさつからはじまる地域福祉を推進し、社会福祉協議会と連携して「あいさつの日」設定を目指します。また、隣近所や支援を必要とする人への日常的な声かけを地域に広めることで、地域における相互の見守り関係の構築を図るとともに、地域行事等に誘い合って参加できる土壌づくりを推進します。

■ワークショップ・座談会の開催

地域における交流の推進と課題把握のため、社会福祉協議会と連携して各地区での座談会を定期的実施し、地域の人と行政が協働で地域福祉推進に取り組みます。また、座談会へは障害の有無や年齢を問わず、誰もが参加できるよう、関係機関と連携して積極的に呼びかけを行います。

(2) 地域の交流の場づくり

■あったかふれあいセンターの充実

あったかふれあいセンターが地域の交流の拠点となるよう、さらなるサービスの充実に努めます。また、身近な場所で、小さな困りごとへの対応や、専門機関へのつながりが円滑にできるよう、各地区における住民主体のサロンの設置を目指します。

■公民館等の積極的な活用

各地区にある公民館を、幅広い年代層が利用できる交流の場として、地域行事はもちろん、サークル活動や稽古事、健康づくりや防災教室等、多方面において積極的に活用します。

また、地域集会所等の地域施設についても活用できるよう、各地区との連携に努めます。

数値目標

指標項目	考え方	現状値	目標値
近所づきあいしている市民の割合	市民アンケートにおいて、近所づきあいの程度が困りごとの相談・助け合いや、そこに至らぬまでも世間話をする程度である市民の割合	52.3% (平成28年)	70.0%
地区座談会等の開催	地区（各地区・地区社会福祉協議会）単位での座談会等の開催数	地区ごとに異なる	各地区年1回以上開催
住民主体のサロンの設置	小地域での住民主体のサロンの新規設置数（あったかふれあいセンターサテライト）	3か所	5か所

## 2. 地域福祉を担う人づくり

### 施策の方向性

地域において福祉活動を担ってくれる人を発掘・育成するとともに、地域福祉の重要性の周知・啓発のため、福祉教育の充実を図ります。

### 現状・課題

- 現在、地域で活動している人やリーダーの高齢化等に伴い、活動の担い手不足が課題となっています。活動に参加する人の発掘や育成が求められます。
- 関係団体へのヒアリングでは、団体の課題として「リーダー（後継者）が育たない」をあげた団体が複数ありました。団体と連携し、その活動を支援することで、リーダー育成に協力することが求められます。
- リーダーのなり手がいない、後継者が育たない要因の一つとして、負担が大きいことがあげられます。役割分担等を行い、協力して活動する体制づくりが求められます。
- 20歳以上の市民アンケートでは、地域活動のリーダー（さきやり）の発掘や育成が活発であるかという質問において、「そう思わない」との回答が5割を超えています。
- 中学2年生アンケートでは、今後ボランティアをやってみたいと思うかという質問において、「やってみたい」と「わからない」の回答がそれぞれ4割を超えています。

## 市民の声



地域の人たちと交流ができたらと思う。特にボランティアに積極的に参加したい。仲間外れのない地域にしてほしい。  
(40代・男性)

地域ボランティアでは一部の人に負担がかかり、働き盛りの自分に関わっていないのが心苦しい。高齢になっても辞められない現状について地域で考えるべき問題。  
(40代・女性)

若い人が減り、町の役割分担が年寄りにかかるため当番などは減らすべき。一人暮らしの者は毎年役ばかり。もう疲れた。  
(60代・男性)

## 住民一人ひとりの役割

- 情報を積極的に受け取る  
広報紙等から、地域や活動の情報を積極的に得るよう心がけましょう。
- 自分にできることから始めてみる  
地域に関心を持って、隣近所との交流や地域行事への参加等、自分にできることから始めてみるよう心がけましょう。

## 地域の役割

- 活動団体のPRや円滑な受け入れの工夫をする  
住民に情報が届くよう、活動の積極かつ効果的なPRを心がけましょう。また、新しい人が参加しやすいよう、場や体制づくりを工夫して新規加入を促進するとともに、運営しやすい組織形態の検討に努めましょう。

## 民生児童委員の役割

- 地域の情報を把握し、地域で共有する  
継続して住民や地域の情報を把握するとともに、地域の要望や課題を共有し、その解決へと働きかけましょう。

## 福祉関係団体等の役割

- 地域貢献活動に取り組む  
職員や従業員等が率先して、地域貢献活動に取り組み、事業所から地域へとつながる連携の輪がさらに広がっていくよう努めましょう。

## 社会福祉協議会の役割

- 福祉教育の充実と機会の提供を行う  
小・中学生を含む市民が、福祉について学ぶ機会が持てるよう、出前授業や講習会を行うとともに、質の高い教育ができるよう、専門家等との連携を図ります。
- リーダー等の育成を行う  
地域福祉推進のためのリーダー等を育成するため、研修等を開催します。

## 市の役割

- 教育機関との連携による福祉教育の充実を図る  
教育機関との連携を図り、学校における福祉教育の充実に努めます。また、質の高い福祉教育が実施されるよう、社会福祉協議会と連携し、その活動を支援します。
- リーダー等の育成を支援する  
地域福祉推進のための活動をしている人や団体に対し、地域福祉に関する情報提供や活動支援を行います。

## 取り組み

### (1) 福祉教育の充実

#### ■教育機関との連携による福祉教育の充実

教育機関と連携し、主に小・中・高等学校における福祉教育の充実を図り、地域や福祉に関心を持った児童生徒の育成に努めます。

#### ■生涯教育等における福祉教育の充実

市民が福祉について学べる機会や場を提供し、その周知を行うことで、市全体の福祉への意識の向上を図り、地域福祉推進へとつなげます。

### (2) 「さきやり」の発掘・育成

#### ■「さきやり」の発掘・育成

地域における活動のリーダーを担う「さきやり」発掘のため、30歳代・40歳代が参加しやすい地域行事の実施方法を検討するとともに、その育成を支援します。また、業務分担や活動人員の確保等、「さきやり」の負担を軽減できるような体制づくりを支援します。

### (3) ボランティアの育成

#### ■介護支援ボランティアの育成

地域の元気な高齢者等にボランティア活動に参加いただけるよう、「認知症サポーター養成講座」や「ボランティア養成講座」を引き続き開催します。

#### ■ボランティアポイント制度の周知

ボランティアポイント制度をさらに充実させるとともに、その周知を行い、市民のボランティアへの参加意欲向上を図ります。

## 数値目標

指標項目	考え方	現状値	目標値
小・中・高等学校における福祉教育連携事業	出前授業や体験授業、施設訪問等、市内小・中・高等学校における福祉教育連携事業の実施回数	各校年1回以上	各校年1回以上維持
介護支援ボランティアの育成	「認知症サポーター養成講座」の受講者数	128人/年	150人/年

### 3. 健康づくり・生きがいづくり

#### 施策の方向性

住み慣れた地域で、元気でいきいきと生活できるよう、地域ぐるみの健康づくりを進めるとともに、社会的孤立を防止し、地域交流の輪を広げる生きがいづくりを推進します。

#### 現状・課題

- いきいきサークル等の介護予防事業を実施するとともに、健康なんこくきらりフェアの開催等、健康意識の啓発を行っています。
- 健康づくり推進のため、運動教室、栄養教室等を開催していますが、参加者の固定化がみられるなどの課題があります。
- 公民館におけるサークル活動について、市ホームページでの紹介やサークル一覧表の配布等、活動の促進を図っています。公民館の活用については地域差があり、多く活用されているところでは空きがなく、活動する場所の不足が課題となっています。
- 20歳以上の市民アンケートでは、日頃困っていることや不安なことはあるかという質問において、「家族の健康や介護のこと」との回答がもっとも多く、3割を超えています。

## 市民の声



介護審査を受け、以前と変わらない状態であるのに支援となり、デイに行く日が減った。引きこもり鬱や認知症が心配になる。  
(40代・女性)

図書館等の文化施設が整備されていないことも、地域のつながりの希薄化に影響しているのではないかと。地域住民が集いたくなるような場の整備が必要だと思う。  
(関係団体ヒアリング)



## 住民一人ひとりの役割

- 身体を動かすことを意識する  
簡単な体操やウォーキング等、自分の体力に応じた運動を習慣づけるように心がけましょう。
- 色々なことに興味を持つ  
サークル活動やボランティア、運動、文化活動等、色々な分野の情報を得て、興味の幅を広げましょう。興味を引かれた活動に、可能な範囲で参加してみましょう。

## 地域の役割

- 活動団体の支援をする  
住民がより多くの選択肢を得られるように、様々な団体等の活動を支援し、その活性化に努めましょう。

## 民生児童委員の役割

- 住民への情報提供と参加の声かけを行う  
地域のイベントや講座開催等の情報を住民に周知するとともに、参加しやすいように隣近所や親しい人と一緒に声かけをするようにしましょう。

## 福祉関係団体等の役割

- 住民が参加したくなる活動を実施する  
住民が興味を持ち、参加したくなるような活動の実施に努めましょう。
- 住民の活動参加を支援する  
住民が活動への参加を希望した際には、他の関係主体と連携し、支援しましょう。

## 社会福祉協議会の役割

- 住民が参加したくなる活動を実施する  
住民が興味を持ち、参加したくなるような活動を実施します。
- 住民の活動参加を支援する  
住民が活動への参加を希望した際には、他の関係主体と連携し、支援します。

## 市の役割

- 福祉関係団体等の活動を支援する  
福祉関係団体等の、住民の健康づくり、生きがいづくりのための活動を支援します。
- 社会福祉協議会の活動を支援する  
社会福祉協議会の、住民の健康づくり、生きがいづくりのための活動を支援します。

取り組み

**(1) 健康づくりの充実**

■地域における健康づくり活動の支援

健康まつり(きらりフェア、ミニきらり)や運動教室、栄養教室等を開催し、地域の住民が集まって健康づくりを行う取り組みを推進します。

■受診率向上に向けた取り組み

市で実施している特定健診・がん検診等の各種健康診断について、受診率向上のためハガキや電話等での受診勧奨を促進します。

■食育の推進

第3次食育推進計画の取り組みと連携しながら、食育に関心を持ち、掲げられた目標に取り組む市民が一人でも増えるように、市民や地域の活動を支援していきます。

**(2) 介護予防の充実**

■「いきいきサークル」の活性化

高齢者の筋力向上体操として「わかガエる体操」を地域で普及啓発してくれるボランティア養成講座を開催するなど、「いきいきサークル」の活動を支援し、拡大を図ります。

■介護予防事業の推進

高齢者ができるだけ介護や支援を必要とすることなく生活できるように、介護予防事業の充実を図ります。

**(3) 生涯学習活動の充実**

■公民館におけるサークル活動等の充実

公民館を地域の交流拠点とし、地域住民が楽しみながら交流を図れるよう、サークル活動の充実を図るとともに、健康づくりや防災に関する教室等、幅広い活用を支援します。

■各種研修・講座の充実

魅力的な研修や講座等を開催することで、市民に生涯学習の場や機会を提供します。

数値目標

指標項目	考え方	現状値	目標値
市民主体の健康管理	特定健診の受診率	33.5% (平成27年度)	60.0%
いきいきサークルの普及	「わかガエる体操」の参加者数 (延べ人数)	2,379人 (平成28年12月末現在)	4,500人

## 基本目標2 安心の支援体制づくり

### 1. 福祉サービスの充実

#### 施策の方向性

支援が必要になっても、安心して地域で暮らせるよう、福祉サービスの充実を図るとともに、必要な人に必要なサービスが提供されるよう、関係各所との連携を強化します。

#### 現状・課題

- 高齢者人口は年々増加しており、高齢者の単独世帯数も近年大幅に増加しています。今後サービスの需要増加も予測されることから、さらなるサービスの拡充が求められます。
- 障害者手帳所持者数が3,000人を上回っており、特に療育手帳、精神障害者保健福祉手帳においては、所持者数が増加傾向にあります。障害のある人、一人ひとりに応じたサービスが提供できるよう、関係各所が連携して取り組むことが求められます。
- 介護や障害、子育て等、関連する福祉の各計画に基づいた福祉サービスの充実を図るとともに、市民自身が担い手となった福祉サービスを、社会参加・生きがいつくり活動に絡めながら推進していくことが求められます。
- ひとり親世帯数が年々増加しています。また、生活保護の被保護世帯数はほぼ横ばいの750世帯前後で推移しています。こうした世帯への継続した支援を行うとともに、支援が必要であっても受けていない、また受けられない世帯や人を生み出さないよう、「制度の狭間」対策を行っていく必要があります。

## 市民の声



介護が必要な高齢者を抱える家族に対するサービスが増えればいい。  
(20代・女性)

行政と地域住民の双方により、何事も知ろうとする姿勢や考え・行動が必要。サービスの充実も必要な施策だが、ニーズに沿っておらず効果も薄い。  
(40代・男性)

インフォーマルな社会資源の情報が得られない。また、資源自体が不足している。  
(関係団体アンケート)

## 住民一人ひとり の役割

### ○自分に必要なサービスを知る・選ぶ

適切な福祉サービスが利用できるよう、公的な福祉サービスや地域で提供される様々な主体のサービスの情報を得るよう努め、必要なサービスを選択しましょう。

## 地 域 の役割

### ○生活支援サービスを提供する

家事支援や移動支援等、地域の中で必要になるサービスについて、住民が主体となったサービスの創出を進めましょう。また、地域内の生活支援サービスの提供にあたっては、その活動がより活性化するように支援しましょう。

## 民生児童委員 の役割

### ○サービスが必要な人を把握する

地域において福祉サービスを要する人や、そのニーズを把握しましょう。その上で、その人が適切なサービスを利用できるよう、助言や支援を行いましょ。

## 福祉関係団体等 の役割

### ○生活支援サービスを提供する

事業活動や地域貢献活動を通じて、地域で求められている生活支援サービスの提供につなげていきましょう。

## 社会福祉協議会 の役割

### ○地域の担い手の連携を図る

地域に応じた住民主体の生活支援サービスが創出されるよう、ニーズの把握を行うとともに、他団体等と連携を図り、円滑なサービスの提供ができるよう支援を行います。

## 市 の役割

### ○コミュニティビジネスを支援する

福祉に関わるコミュニティビジネスの創出について、支援を行います。

### ○制度やサービスの周知を強化する

制度やサービスを知らないために受けられない「制度の狭間」の人を生み出さないよう、従来の情報提供媒体以外も検討しながら、周知に努めます。

## 取り組み

### (1) 多様な主体によるサービスの充実

#### ■福祉サービスの提供体制の確保・充実

高齢者福祉サービス、障害福祉サービス、児童福祉サービス等の各種福祉サービスについて、必要量を確保するとともに、その質の向上に努めます。

#### ■市民主体の福祉サービス創出の支援

地域での支え合いを推進するため、市民主体の生活支援サービス等を行うボランティアグループ等の発足を支援するとともに、その活動を支援します。

### (2) 権利擁護事業の利用の推進

#### ■権利擁護事業の利用の推進

日常生活自立支援事業や、成年後見制度、子どもへの虐待防止等に関して、利用者の視点に立った分かりやすい情報提供に努めるとともに、その利用のための支援をします。

### (3) 「制度の狭間」対策の推進

#### ■制度やサービスの分かりやすい周知の推進

支援を要する人が、制度やサービスを知らないために受けられないことがないように、従来の情報提供媒体以外による周知を検討するとともに、その内容を分かりやすい言葉で伝えるよう努めます。

#### ■制度やサービスの正しい理解の促進と待機期間等の対応の推進

支援を要する人やその家族に、制度やサービスを正しく理解してもらうための情報提供を行うとともに、認定やサービス開始までの待機期間等の「制度の狭間」の対応を、関係各所と連携しながら行っていきます。

## 2. 要配慮者への支援の充実

### 施策の方向性

要配慮者の避難や生活支援を実施するとともに、高齢者等の移動や外出の支援を強化します。また、見守りを要する人を地域で見守り、支えていくしくみづくりをします。

### 現状・課題

- 減災に向けた取り組みとして、要配慮者台帳の整備と関係機関における情報共有を図ってきましたが、対象者の多さや個人情報保護の観点から、十分に活用できているとは言い難い状況です。地域の防災組織等と連携した、避難行動要支援者の個別計画の作成が必要です。
- 現在、ふれあい配食事業等の見守り活動への支援を実施しています。今後は地域の見守り活動への支援を進めるとともに、高齢者の見守りにつなげられるよう、関係機関との連携を図ることが求められます。
- 市街地と中山間地域があり、公共交通の便利さ等において地域差がみられます。中山間地域等、交通が不便な地域における、高齢者や障害のある人の移動の確保が課題です。
- 関係団体へのアンケートでは、近くに買い物ができる店がなく、買い物・通院のための交通手段がないため、特に高齢者や障害のある人が困っているという意見が複数ありました。

## 市民の声



住民同士が日頃から関わりを持つことで、災害時の要支援者の把握等が自然にできるメリットはある。高齢者や障害者等のサポートが必要な人も、強みを生かすことで支える側になれることもあるかもしれない。互いが支え合える関係づくりの仕掛けづくりを行ってくれる存在があれば、地域の福祉力、福祉の地域力も上がり、公的なサービスに頼らなくても生活できる人もいるかもしれない。協力することで公費負担が軽減できるのならば、住民力を上げる取り組みを充実させるのも一つである。

(30代・女性)

ボランティアで週1回くらい買い物の送迎ができれば、と思うのですが。1回500円くらいの有償でもよいかと思います。

(関係団体アンケート)

## 住民一人ひとりの役割

### ○地域を知る・自分のことを知ってもらう

地域に子どもや高齢者、障害のある人等、見守りが必要な人がいるかを知るとともに、周囲と交流を図り、自分のことを人に知ってもらいましょう。助け上手、助けられ上手を目指しましょう。

## 地域の役割

### ○地域単位での避難訓練を実施する

避難行動要支援者や福祉関係団体等も含め、地域で避難訓練を実施しましょう。

### ○情報を適切に管理し、有効に活用する

地域の避難行動要支援者や見守りを要する人等の情報を、プライバシーに配慮しながら共有し、有効に活用しましょう。

## 民生児童委員の役割

### ○地域の実情を把握し、有効に活用する

地域の中で避難行動に支援を必要とする人がどれだけいるのかを把握し、自主防災組織等と連携して、災害等の緊急時に誰がどのように支援するのか地域で話し合しましょう。また、見守りを要する人の見守りを率先して行うとともに、住民への見守り参加を働きかけましょう。

## 福祉関係団体等の役割

### ○SOSを察知し、適切な専門機関等と情報を共有する

事業活動等を通じて、支援や配慮が必要な人を見つけ、適切な専門機関との情報共有を図り、支援につなげていきましょう。

## 社会福祉協議会の役割

### ○見守り活動の支援を行う

見守りを要する人の見守りを率先して行うとともに、住民がお互いに見守りできるような体制づくりを支援します。

## 市の役割

### ○支援や見守りを必要とする人の情報共有を図る

避難行動要支援者や見守りを要する人の情報を関係各所と共有し、支援や見守りについて検討します。また地域の住民や団体による見守り活動を支援します。

### ○移動・外出支援を行う

軽度生活援助事業により、一人暮らしで支援を要する人の買い物支援を行うとともに、あったかふれあいセンターによる移動支援を検討します。

取り組み

**(1) 避難行動要支援者の対応強化**

**■避難行動要支援者の個別計画作成と情報共有の推進**

災害時における避難行動要支援者一人ひとりの避難支援等を記した個別計画の作成を進めます。また、個人情報に配慮しながら、要配慮者台帳の情報を地域支援組織と共有し、迅速かつ安全な避難が行えるよう、連携体制の強化を図ります。

**(2) 移動、外出支援の強化**

**■軽度生活援助事業の推進**

一人暮らしで、介護保険のサービスを受けておらず、支援が必要と認定された人の買い物支援を行う、軽度生活援助事業を推進します。

**■あったかふれあいセンターによる移動支援の検討**

あったかふれあいセンターによる移動（買い物や通院等）支援を検討します。

**■移動支援サービス実施の支援**

福祉関係団体等が新たに移動支援のサービスを検討する場合は、その開始に向けて支援します。

**(3) 見守りネットワークの構築**

**■要配慮者の情報共有の推進**

民生児童委員をはじめ、福祉関係団体、社会福祉協議会等と地域における要配慮者の情報を共有し、地域の実情に応じた見守り活動を推進します。

**■見守り活動への支援の強化**

地域の見守り隊やスクールガードリーダー等の活動を継続して支援するとともに、新たに住民主体による見守り活動を検討する場合は、その開始に向けて支援します。

数値目標

指標項目	考え方	現状値	目標値
避難行動要支援者への個別計画作成割合	市内の避難行動要支援者に対する個別計画の作成割合	0.0%	50.0%

### 3. 自立・社会参加支援の推進

#### 施策の方向性

生活困窮者やひきこもりの人等の自立を促す支援を行うとともに、障害のある人等の就労支援を強化し、その自立と社会参加を支援します。

#### 現状・課題

- 高齢者の単独世帯数やひとり親世帯数が年々増加しており、地域におけるつながりや見守りがさらに求められます。
- 生活保護の被保護世帯数はほぼ横ばいの状態にありますが、支援が必要であっても受けていない人や世帯もないとは言えず、また、生活保護に至る前の支援が重要であるという観点からも、生活困窮者自立支援制度の取り組みの強化が求められます。
- 関係団体へのアンケートでは、困っている人の情報を得られないため、対応まで至らないという意見が複数ありました。関係各所との連携を強化し、支援を必要としている人の情報を共有できる体制づくりが求められます。



## 市民の声



個人が抱えている問題は見えにくい。子どもがいる家庭は学校を通じての交流があるが、それが無い人や活動が苦手な人は困っていても周囲は気が付かない。地区単位で情報交換の場や、困っている人の声が届きやすいように問題点を皆で共有できればと思う。

(30代・女性)

住民だけでも行政だけでも活動には限界があり、連携した取り組みがあってもいい。福祉サービスは必要ではあるが、一時の助けだけでなく、生きていくための術を教える機会も必要ではないか。

(40代・男性)

個人情報保護やプライバシー等あり、どこまで気にかけていいのかわからないことが多々ある。

(50代・女性)

## 住民一人ひとりの役割

### ○困りごとがあればSOSを発信する・SOSを察知した人は対応する

日常生活に支障が出るような困りごとが起こった場合は、身近な人や民生児童委員等に相談しましょう。また、生活に困窮している人等、地域の中で困っている人を見つけた場合は、見つけた人が民生児童委員等に知らせましょう。

## 地域の役割

### ○SOSを発見したら、専門機関につなぐ

生活に困窮している人、ひきこもりの人、複合的な課題を持つ人等、何らかの支援を要する人を地域で把握し、支援につなげるためのしくみづくりをしましょう。

## 民生児童委員の役割

### ○支援を要する人と専門機関をつなぐ架け橋になる

何らかの支援を要する人が、一番にSOSを発信できる存在、また、SOSを察知できる存在として、支援を要する人に寄り添うとともに、適切な支援が受けられるよう専門機関へとつなぎましょう。

## 福祉関係団体等の役割

### ○自立支援の活動に協力する

事業活動や地域貢献活動等を通じて、生活に困窮している人やひきこもりの人等の自立支援に協力しましょう。また、障害のある人を積極的に雇用するなど、その自立に向けた取り組みを推進しましょう。

## 社会福祉協議会の役割

### ○支援を要する人を把握して支援を行う

何らかの支援を要する人の支援充実に向け、行政の相談機関や専門機関等と連携を図りながら、専門的な相談から適切な支援へとつなげていきます。

### ○生活困窮者自立支援事業の充実を図る

生活困窮者自立支援事業を推進し、生活に困窮している人等の自立を支援します。

## 市の役割

### ○公的支援の充実を図る

社会福祉協議会と連携して生活保護に至る前段階のセーフティネットとして、生活困窮者自立支援事業を推進します。また、生活の基盤である住宅の確保について、引き続き取り組みます。

### ○ニーズに応じた就労支援を推進する

高齢者や障害のある人、生活に困窮している人等、それぞれの状況やニーズに応じた就労支援を実施し、その自立と社会参加支援を行います。

## 取り組み

### (1) 生活困窮者の自立支援の推進

#### ■生活困窮者自立支援事業の推進

生活保護に至る前段階のセーフティネットとして、生活困窮者自立支援事業を推進し、生活に困窮している人の自立を支援します。

### (2) ニーズに応じた就労支援の充実

#### ■高齢者の就労支援の推進

南国市シルバー人材センターと連携し、高齢者が生きがいを持って社会参加できるよう、関係機関や民間企業への協力要請に努めます。

#### ■障害のある人の就労支援の推進

障害のある人の経済的自立や社会参加促進のため、地域活動支援センターを中心に関係機関との連携を図り、就労機会の拡大に努めます。

### (3) ひきこもり対策の充実

#### ■支援体制の強化

ひきこもり状態にある人の相談対応から適切な支援まで、関係機関が情報を共有しながら連携して取り組めるよう、体制の強化を図ります。

## 基本目標3 住民の福祉を守るしくみづくり

### 1. 情報提供・相談体制の充実

#### 施策の方向性

市民が福祉に関する情報を得やすいように工夫するとともに、専門機関を含めた関係各所の連携を強化し、適切な支援が受けられるよう相談体制の充実を図ります。

#### 現状・課題

- 20歳以上の市民アンケートでは、保健・医療・福祉の制度やサービスに関する情報が分かりやすいかという質問において、「そう思わない（あまりそう思わないを含む）」との回答が6割を超えています。
- 関係団体へのアンケートでは、広報紙や市ホームページに掲載している福祉の制度やサービスについて、その手続きや内容等の必要な情報が分かりにくく、伝わりにくいとの意見が複数ありました。市民視点の分かりやすい情報提供が求められます。
- 20歳以上の市民アンケートでは、健康や福祉に関する相談がしやすいかという質問への回答において、「そう思わない（あまりそう思わないを含む）」の割合が7割を超えています。
- 関係団体へのアンケートでは、認知症の初期段階等で、どこに相談したらよいか分からない、制度そのものが理解できないと言われる方が多いとの意見がありました。制度を利用する人の立場に立った情報提供と、分かりやすい相談窓口の周知が求められます。

### 市民の声



このアンケートを通じて、地域の福祉活動について知らないことが多かったため、広報をちゃんと読むようにしようと思う。  
(40代・女性)

安心して相談できる窓口が身近にほしい。  
(50代・女性)



このアンケートで児童委員の存在を知った。町内で誰がしているのか何も知らない。地域の民生委員は男性で、一人暮らしの女性宅に訪問されても抵抗があるのではないかと。  
(40代・女性)

## 住民一人ひとり の役割

- 情報を積極的に受け取る  
広報紙等から、地域や活動の情報を積極的に得るよう心がけましょう。
- 相談窓口を確認してみる  
もしもの時、どこに相談したらいいか窓口を確認してみましょう。窓口が分からない、分かりにくい場合は、その情報を市や担当機関に伝えましょう。

## 地域 の役割

- 地域における相談窓口を検討する  
住民がどこに相談したらいいか分からない場合、地域で一次相談に対応できるような体制づくりを検討しましょう。

## 民生児童委員 の役割

- 住民の身近な相談相手となる  
住民や地域の困りごとの相談に対応し、必要であれば専門機関につなぐ存在として、住民の一番身近な相談相手になりましょう。

## 福祉関係団体等 の役割

- 分かりやすい情報提供を行う  
事業活動や地域貢献活動等の取り組みについて、必要な人が利用できるよう、分かりやすい情報提供を心がけましょう。
- 相談支援の充実を図る  
相談事業や支援事業を行っている団体等は、専門分野以外との連携も行い、相談からより適切な支援に円滑につながられるようにしましょう。

## 社会福祉協議会 の役割

- 専門機関同士の連携強化を図る  
地域福祉活動を通じ、地域においてきめ細かな相談ができるよう、活動を支援します。また、地域との連携を強化し、地域からの相談を必要な専門機関へつなげます。
- 専門職のスキル向上を図る  
総合相談や生活総合相談会等において相談支援にあたる職員の、相談・支援技術の向上を図ります。

## 市 の役割

- 専門機関同士の連携強化を図る  
地域福祉の様々な問題に対応できるよう、社会福祉協議会で実施する相談事業と市の相談窓口、その他の専門的な相談機関との連携を強化するとともに、相談窓口の周知を図ります。
- 専門職のスキル向上を図る  
研修等を通じ、相談にあたる職員の相談・支援技術の向上を図るとともに、関係各所の相談・支援技術向上の取り組みを支援します。

取り組み

**(1) 情報提供の充実**

**■広報紙・市ホームページにおける分かりやすい情報提供の推進**

福祉に関する制度やサービスについて、市民の視点に立った、見やすく分かりやすい情報提供を推進します。

**■新たな情報提供媒体の検討**

広報紙や市ホームページ、パンフレットといった従来の情報提供媒体だけでなく、SNS等の活用も検討し、市民のニーズに応じた情報提供を推進します。

**(2) 相談体制の充実**

**■相談窓口の周知徹底**

市民が、どこに相談すればいいか分からないということがないように、相談窓口の周知徹底を図ります。また、認知症について、情報や相談窓口を記した「認知症ケアパス」を作成するなど、利用者の立場に立った情報提供に努めます。

**■専門機関同士の連携強化**

専門機関同士が密に連携することで、相談内容の専門的な対応を行うとともに、適切な支援へと円滑につなげます。

**■専門職のスキル向上の推進**

研修等を通じ、相談にあたる職員の相談・支援技術の向上を図るとともに、関係各所の相談・支援技術向上の取り組みを支援します。

数値目標

指標項目	考え方	現状値	目標値
福祉に関する情報が分かりやすい市民の割合	市民アンケートにおいて、福祉に関する情報が分かりやすいと回答した割合	—	50.0%

## 2. 福祉視点の防災・防犯等の推進

### 施策の方向性

要配慮者の避難等を含め、地域の防災体制の強化を図るとともに、特に子どもや高齢者、障害のある人における防犯・交通安全対策を推進します。また、誰もが暮らしやすい地域を目指して、ユニバーサルデザインを推進します。

### 現状・課題

- 自主防災組織の結成率は 93%となっていますが、地域により活動に差があり、全地域において活発に取り組みが行われているとは言えない状況です。自主防災組織同士の情報共有や連携を図るなど、取り組みの強化が求められます。
- 20 歳以上の市民アンケートでは、日頃から防災訓練に参加しているかという質問において「いいえ」が7割を超えています。住民が避難訓練に参加しやすい日程や時間帯を検討するとともに、避難訓練実施連絡の周知徹底と参加呼びかけが求められます。
- 現在、協定を締結した福祉避難所（広域福祉避難所を除く）が 15 施設あります。高齢者や障害のある人等が避難後も適切な支援が受けられるよう、福祉施設等とのさらなる連携が求められます。
- 道路築造工事の施工時に歩道舗装への視覚障害者誘導ブロックを設置する、段差解消を行うなど、バリアフリーに取り組んでいます。今後はより広域においてユニバーサルデザインを推進し、誰もが暮らしやすいまちづくりを進めることが求められます。
- 災害発生時に、要配慮者を含めた全ての人が「尊厳ある生活」を営めるよう、在宅・避難所を問わず、被災者支援を行う体制づくりが求められます。



## 市民の声



町内会で聞く放送は、田役・運動会・敬老会等で、防災訓練は聞いたことがない。

（40代・男性）

強制的な参加を呼びかけないと、災害時の対応や課題に対処できない状況になる。非常時には「まとまる」という考えは危険。

（50代・女性）

高齢者の交通事故被害は組織の未加入者に多くみられ、全市的な加入促進と交通弱者と言われる方々の組織化が必要である。

（関係団体アンケート）

## 住民一人ひとりの役割

- 災害に備え、自分でできることは自分で行う  
広報紙等から、地域や活動の情報を積極的に得るよう心がけましょう。
- 避難訓練に参加する  
地域に関心を持って、隣近所との交流や地域行事への参加等、自分にできることから始めてみるよう心がけましょう。

## 地域の役割

- 情報を有効活用し、避難支援に役立てる  
避難行動要支援者名簿を関係者間で共有し、災害時の支援体制を整えましょう。
- 危険箇所を把握し、周知・対応する  
地震で崩落の危険性がある場所や歩道が狭く交通量の多い道路等、危険箇所を把握し、住民と共有しましょう。また、その対策のために関係機関に働きかけましょう。

## 民生児童委員の役割

- 地域の防災訓練への参加を呼びかける  
自主防災組織と連携し、住民に避難訓練の重要性を周知し、参加するよう呼びかけましょう。
- 地域の防犯・交通安全対策を実施する  
地域の活動団体と連携し、子どもの登下校時の見守り等、防犯・交通安全対策を実施するとともに、地域内に危険箇所がないか把握しましょう。

## 福祉関係団体等の役割

- 周辺地域住民の安全の確保に努める  
地域の一員として、住民と一緒に防災訓練に参加しましょう。また、地域の防犯・交通安全対策への協力を普段から心がけ、事業活動や地域貢献活動の中で実施するように努めましょう。

## 社会福祉協議会の役割

- 日頃から、子どもや高齢者、障害のある人に向けた情報を発信する  
防災、防犯、交通安全について、それぞれの状況に応じて安全を守るための情報を発信します。
- ユニバーサルデザインの推進  
活動において、積極的にユニバーサルデザインを推進します。

## 市の役割

- 避難行動要支援者情報の共有・活用を図る  
災害時に避難行動要支援者の避難支援が円滑に行われるよう、関係各所や避難支援関係者と情報共有します。
- ユニバーサルデザインの推進  
広報紙や市ホームページ、市民向けのパンフレット等、積極的にユニバーサルデザインを取り入れます。

## 取り組み

### (1) 地域の防災体制の強化

#### ■地域の避難訓練実施の支援

各地域において、避難行動要支援者やその避難支援関係者を含めた避難訓練が実施されるよう、支援を行います。

#### ■福祉避難所指定施設の増加

支援を必要とする人が適切な支援を受けられるよう、福祉避難所の増加や機能の充実を目指し、広域を含め、福祉施設との連携を図ります。

### (2) 防犯、交通安全対策の推進

#### ■高齢者等の振り込め詐欺被害の未然防止の推進

警察と連携して情報提供や講習会を開催し、高齢者等の振り込め詐欺被害の未然防止に努めます。

#### ■教室開催による交通安全意識向上の推進

警察と連携して子どもや高齢者、障害のある人等、それぞれの特性と状況に応じた交通安全教室を開催し、交通安全意識の向上を図ります。

### (3) ユニバーサルデザインの推進

#### ■ユニバーサルデザインの推進

誰もが安心して市内を移動でき、必要な情報を得られるよう、公共の施設や道路、案内表示や発行物等において、ユニバーサルデザインを推進します。

## 数値目標

指標項目	考え方	現状値	目標値
福祉避難所指定施設数	福祉避難所の指定（協定）施設数（市内の施設）	17 施設	20 施設
地域の防災訓練実施数	自主防災組織を中心に防災訓練を実施した地域の数	70 箇所/年	150 箇所/年
防犯・交通安全に関する教室の開催数	防犯・交通安全の意識向上のために開催した教室や講習会の数	55 回/年	現状維持

### 3. 子育て支援の充実

#### 施策の方向性

子どもが地域の中で安全に、安心して成長できるよう、地域における子どもの見守りと子育て支援を推進します。

#### 現状・課題

- 年々子どもの数が減少しており、今後もこの流れは継続するものと予測されています。少子化に対応した子育て支援が求められます。
- 保護者が共に働いている世帯が多く、保育のニーズや学童クラブのニーズが高くなっています。特に小学校以降において、放課後の子どもの居場所を確保することが必要です。
- 中学2年生アンケートでは、近所の人とあいさつをしているかという質問において、9割以上が「している（あいさつをされたら返しているを含む）」と回答していますが、「していない」「となり近所の人を知らないので、したくてもできない」との回答が、少数ですがありました。地域で子どもを見守るためにも、積極的にあいさつ等の声かけを行うことが求められます。



#### 市民の声



地域には高齢者が多く、それぞれ関係ができていて、子育て世代の途中から住み始める者には気持ち的に窮屈。何かあった時には手伝いたいが、近所の状況が分からず何もできない。  
(30代・女性)

大篠地区は人口が密集し、小学校も一極集中している。周辺の小学校区を再編し、学童等を利用しやすいようにしてほしい。地域(近所)と繋がりを持ちたいが、他方から来た人が多く、横の繋がりが難しい。  
(40代・女性)

子どもと高齢者が一緒に遊べる所があればよい。保育園に行けない子どもや親、不登校の子どもや高齢者がいろいろできる場所。  
(市民アンケート)

## 住民一人ひとり の役割

### ○地域の子どもを見守る・声かけを行う

隣近所や地域に住む子どもを把握し、見かけたらあいさつをする等、積極的に声をかけるようにしましょう。また、夜間や危険な場所で子どもを見かけた場合は、子どもの安全を第一に考えた行動を心がけましょう。

## 地 域 の役割

### ○地域の子どもは地域で育てるという意識を持つ

地域の中では子どもが安心して、安全に過ごせるよう、地域の子どもは地域で育てるという意識を共有し、見守り等の支援に努めましょう。

## 民生児童委員 の役割

### ○地域の子どもの情報を把握し、地域で共有する

地域の子どもの情報を把握し、見守るとともに、子どもや子育てに関する要望や課題を共有し、その解決へと働きかけましょう。

## 福祉関係団体等 の役割

### ○子どもの見守り・子育て支援に取り組む

事業活動や地域貢献活動等を通じて、子どもの見守りや子育て支援に協力しましょう。また、事業等と連携した、放課後の子どもの居場所づくりに積極的に取り組みましょう。

## 社会福祉協議会 の役割

### ○子どもの放課後等の居場所づくりに取り組む

放課後や長期休業期間中に、子どもたちが地域で安全に過ごせる居場所づくりを推進します。

## 市 の役割

### ○子ども会の活性化と相互交流を支援する

子どもの健全な育成のため、様々なイベント等を通じて子ども会活動の活性化を図るとともに、その相互交流を支援します。

### ○関係各所と情報共有し、子育て支援ニーズを把握する

公的な子育て支援サービスを適切に実施するとともに、関係機関と情報共有を行い、地域で求められている子育て支援を把握し、その実施を検討します。

取り組み

**(1) 地域における子育て支援の強化**

**■子育て支援サービスの充実**

公的な子育て支援サービスを適切に実施するとともに、関係機関と情報共有を行い、地域で求められている子育て支援を把握し、その実施を検討します。

※平成29年度から、ファミリーサポートセンター事業を開始予定。

**■地域との連携強化**

地域の見守り隊やパトロール隊、スクールガードリーダーの活動を支援するとともに、情報共有を図り、連携による地域の子育て支援を実施します。

**(2) 放課後等の子どもの居場所づくりの推進**

**■放課後児童クラブ・放課後子ども教室との連携強化**

小学校や放課後児童クラブ・放課後子ども教室との連携を図り、放課後等の子どもの居場所づくりを推進します。

**■あったかふれあいセンター等との連携強化**

子どもが放課後等を安全かつ健全に過ごせるよう、あったかふれあいセンター事業等において、子どもの居場所づくりを推進します。

**■福祉関係団体等との連携強化と活動の支援**

福祉関係団体等が事業活動の一環として、放課後等の子どもの居場所づくりを進める場合は、情報共有等において連携するとともに、その活動を支援します。

数値目標

指標項目	考え方	現状値	目標値
ファミリーサポートセンター事業の普及	援助会員・依頼会員の登録者数	—	50人以上

## 基本目標4 協働と連携の基盤づくり

### 1. 地域福祉推進の環境づくり

#### 施策の方向性

地域の困りごとや地域活動の実態の見える化を図ることで、より多くの人々が地域に関心を持ち、相互の支え合いが広がるよう、環境づくりを行います。

#### 現状・課題

- 地域福祉の各事業に関して、関係機関同士の情報共有や連携は図れているところが多くなっていますが、地域や市民への情報提供や協働の働きかけは十分とは言えない状況です。今後は活動の見える化を図るなど、市民の積極的な参加を促す取り組みが求められます。
- 20歳以上の市民アンケートでは、ボランティア活動をどう考えるかという質問において「気持ちはあるが、忙しいので参加できない」との回答がもっとも多く、4割弱となっています。地域活動やボランティア活動の重要性をさらに理解してもらえよう働きかけるとともに、職場等を含めた、活動しやすい環境づくりが求められます。

## 市民の声



自治会や町内会の活発な活動が、住みよい南国市をつくる基礎だと思う。自治会では市の職員がいるが、活動に全く参加せず協力的ではない。少しは地域のために働き、市とのパイプ役になってほしい。  
(50代・男性)

地域の子どもと障害のある人々が安心して暮らせるように。また差別や偏見のない対等な立場での意見や福祉事業が必要。全ての住民の社会活動参加が可能であるまちづくりが一番。  
(40代・男性)

市や自治体・町内会等、身近に感じられない。また、地域でも他人に関心を持たない人が多い。  
(60代・女性)

## 住民一人ひとりの役割

- 地域には様々な人が暮らしていることを理解する  
年齢、性別、国籍の違いや障害の有無等、様々な個性を持った人を理解し、同じ地域で暮らす住民として認め合いましょう。
- 自分にできることから始めてみる  
地域に関心を持って、隣近所との交流や地域行事への参加等、自分にできることから始めてみるよう心がけましょう。

## 地域の役割

- 地域行事等への住民参加を促し、相互理解の機会とする  
地域行事や地域活動において、年齢、性別、国籍の違いや障害の有無等に関わらず、様々な個性を持った人の参加を促し、相互に理解し合う機会として活用しましょう。

## 民生児童委員の役割

- 地域の情報を把握し、住民の相互理解を促進する  
地域に暮らす様々な個性を持った人を把握するとともに、地域行事等の機会を活用し、住民の相互理解が進むよう働きかけましょう。

## 福祉関係団体等の役割

- 活動を「見える化」する  
市や社会福祉協議会等との協働の取り組みの「見える化」を図り、市民に分かりやすい情報提供を心がけましょう。
- 地域で暮らしている人を理解する  
事業活動の対象として、地域に暮らす様々な個性を持った人を受け入れられるよう取り組みましょう。

## 社会福祉協議会の役割

- 活動を「見える化」する  
市や社会福祉団体等との協働の取り組みの「見える化」を図り、市民に分かりやすい情報提供を行います。
- 地域福祉を理解するきっかけをつくる  
学校や生涯学習における福祉教育や、様々なイベント、講習等を通じて、市民に地域福祉の重要性を知ってもらい、地域福祉に対する意識の高揚に努めます。

## 市の役割

- 活動を「見える化」する  
社会福祉協議会や社会福祉団体等との協働の取り組みの「見える化」を図り、市民に分かりやすい情報提供を行います。
- 地域福祉を理解するきっかけをつくる  
広報紙等の媒体やインターネットを活用して、市や地域における福祉に関する取り組みや、個人や地域に求められる役割を紹介するなど、市民の地域福祉に対する意識の高揚に努めます。

## 取り組み

### (1) 活動の「見える化」の推進

#### ■関係機関の連携による活動の「見える化」の推進

地域福祉の各事業において、関連する機関同士が情報共有できる場を設け、連携を図ることと活動の「見える化」を行い、より地域の実情に応じた支援や取り組みを推進します。

#### ■市民に対する活動の「見える化」の推進

地域福祉の各事業において、どのような取り組みが行われているのか、また、市民にどのような協力を求めているのかを「見える化」することで、市民に分かりやすい情報提供を行うとともに、地域福祉への積極的な参加を促進します。

### (2) 地域福祉に対する意識の高揚

#### ■地域座談会の実施の支援

社会福祉協議会と連携を図り、地域の実情や課題把握のための地域座談会実施を支援し、住民との連携による地域福祉を推進します。

## 数値目標

指標項目	考え方	現状値	目標値
住民が参画する地域福祉推進のための協議会等の開催	あったかふれあいセンター事業におけるあったか にんにん運営委員会、情報交換会の開催数	年1回	年4回
地区座談会等の開催【再掲】	地区（各地区・地区社会福祉協議会）単位での座談会等の開催数	地区ごとに異なる	各地区年1回以上開催
福祉に関する情報が分かりやすい市民の割合【再掲】	市民アンケートにおいて、福祉に関する情報が分かりやすいと回答した割合	—	50.0%



## 2. 活動団体の育成・支援の充実

### 施策の方向性

活発な地域活動が行われるよう、活動団体の取り組みを支援するとともに、新たな団体の発足や、さらなる活動充実のための基盤整備等を支援し、推進します。

### 現状・課題

- 関係団体アンケートでは、団体の課題として「新しいメンバーが入らない」をあげた団体が複数ありました。また、「地域活動等への若い世代の参加が少ない」との意見もありました。団体の活動が継続し、さらに活性化していくためにも、活動に共感し、参加する住民を増やしていくことが求められます。
- 関係団体アンケートでは、活動を推進していく上で、他の団体や関係機関との情報共有や連携が必要との意見が複数ありました。団体が十分に活動できるよう、情報共有のための場や機会づくりを行い、連携体制を構築することが求められます。



## 市民の声



60～65歳の退職者に生活支援のボランティアとして活躍してもらう取り組みも必要ではないか。認知症者の介護者や60～70歳代を対象とした学習会を望む。行政だけの企画ではなく、住民ボランティアや介護職者、認知症の人やその家族等によるスタッフで内容を考えるのはどうか。  
(60代・女性)

災害時に地域の繋がりが大切なのは理解できるが、町内会に加入する者が少なく、地域福祉活動は難しい。仕事があると、回覧板を回すだけでも大変。まず町内会へ入ることのメリットよりデメリットの方が多いのが問題。  
(50代・男性)

何でもかんでも自治会や町内会に取り組みせようとすると、役員の負担が大きくなる。  
(60代・女性)

## 住民一人ひとりの役割

### ○身近なところから団体の活動を知る

自治会や地域の自主防災組織等、身近にある団体からその活動を知り、できるところから関わるように心がけましょう。また、広報紙等から、団体の情報を得るようにしましょう。

## 地域の役割

### ○活動団体のPRや円滑な受け入れの工夫をする

住民に情報が届くよう、活動の積極的かつ効果的なPRを心がけましょう。また、新しい人が参加しやすいよう、場や体制づくりを工夫して新規加入を促進するとともに、運営しやすい組織形態の検討に努めましょう。

## 民生児童委員の役割

### ○地域の情報を把握し、地域で共有する

地域で活動している団体やその状況を把握し、必要としている住民に、団体の情報を提供しましょう。また、活動団体と連携して、地域の困りごとの解決や支援を要する人への支援に努めましょう。

## 福祉関係団体等の役割

### ○活動を住民に知ってもらう

事業活動を通じて、対象者だけでなく、その人が住む地域の住民とふれあうことを心がけましょう。また地域貢献活動を通じて、積極的に地域住民と交流を図り、活動内容の周知を図るとともに、活動への理解・協力を得られるよう心がけましょう。

## 社会福祉協議会の役割

### ○活動団体と連携して地域福祉を推進する

団体の活動を支援するとともに、団体や市と連携し、イベント等、様々な取り組みを実施することで、地域福祉を推進します。

### ○活動団体同士の情報共有の場を提供する

市と連携して、活動団体同士が情報共有し、それぞれの活動が活性化するとともに、連携が図れるよう、意見交換や交流ができる場や機会の提供を行います。

## 市の役割

### ○活動団体と連携して地域福祉を推進する

団体の活動を支援するとともに、団体や社会福祉協議会と連携し、イベント等、様々な取り組みを実施することで、地域福祉を推進します。

### ○活動団体同士の情報共有の場を提供する

社会福祉協議会と連携して、活動団体同士が情報共有し、それぞれの活動が活性化するとともに、連携が図れるよう、意見交換や交流ができる場や機会の提供を行います。

## 取り組み

### (1) 自治会活動等の活性化の推進

#### ■自治会活動への支援の推進

地域のコミュニティ活動や福祉活動の中心として自治会活動が維持できるよう、自治会・町内会の活動を支援します。

### (2) 地区社会福祉協議会活動との連携の推進

#### ■地区社会福祉協議会の周知

住民が地区社会福祉協議会に参加するきっかけとなるよう、地区社会福祉協議会のしくみや活動内容について、広報紙等を通じて周知します。

#### ■地区社会福祉協議会との連携の推進

市内18の地区社会福祉協議会の取り組みを支援するとともに、関係団体を含め、連携を図ることで、それぞれの地区の実情に応じた地域福祉を推進します。

### (3) ボランティア・NPO団体等の支援の充実

#### ■ボランティア・NPO団体等の支援の充実

ボランティアやNPO団体等が行う活動の幅を広げ、その質を一層高めるため、人材の育成等の活動支援を行うとともに、新しいボランティアやNPO団体等の発足を支援します。

#### ■関係機関の情報共有の場の提供

ボランティア・NPO団体等が活動に必要な情報を得られるよう、市や社会福祉協議会を含めた関係機関が意見交換し、交流できる場や機会の提供を図ります。

### 3. 地域包括ケア体制構築の推進

#### 施策の方向性

高齢者や障害のある人等が、暮らしている地域で必要とする医療・福祉サービスを一体的に利用できるよう、関係機関や多職種の連携を推進します。

#### 現状・課題

- 高齢者人口は年々増加しており、高齢者の単独世帯数も近年大幅に増加しています。高齢者が地域で安心して暮らせる体制づくりが求められます。
- 障害者手帳所持者数が3,000人を上回っており、特に療育手帳、精神障害者保健福祉手帳においては、所持者数が増加傾向にあります。障害のある人、一人ひとりが自分に応じたサービスを利用することができ、地域の中で安心して暮らせる体制づくりが求められます。
- 関係団体アンケートでは、総合事業の生活支援サービスの不足を指摘する団体が複数ありました。住民主体の地域福祉推進のため、住民による見守り活動等をさらに推進していく必要があります。



## 市民の声



認知症の家族を自宅で支えるのには限界がある。  
(60代・女性)

認知症等の病気について偏見や誤解をしている人が多く、対応次第では普通に暮らせることを知ってもらえるようにしてほしい。認知症=痴呆で暴力・暴言のイメージが強すぎる。  
(60代・女性)

高齢化が進み、地域で住み続けるためには、地域の支え合いの充実が必要と思われます。  
(関係団体アンケート)

専門職にスピーディに対応してもらえる機関がほしい。  
(関係団体アンケート)

## 住民一人ひとりの役割

### ○手助けを求める・手助けを実践する

自分が日頃、不便に感じていることや困りごとを周囲に伝え、手助けを求めましょう。また、近所に住む一人暮らしの高齢者にあいさつや声かけを行うなど、自分にできる手助け（福祉活動）を考え、実行しましょう。

## 地域の役割

### ○支援を実施し、協力する

住民一人ひとりの福祉的な課題と、地域ができる支援をつなげ、課題の解決に向けて協力しましょう。

## 民生児童委員の役割

### ○地域の情報を把握し、地域で共有する

地域で高齢者や障害のある人が安全に、安心して暮らすために何が不足しているか、地域の状況を把握し、市や社会福祉協議会と共有して、その解決へと働きかけましょう。

## 福祉関係団体等の役割

### ○支援を実施し、協力する

事業活動を通じて、地域の一員としてできる支援やサービスを実施するとともに、地域貢献事業を通じて、地域で求められている生活支援サービスの提供へつなげていきましょう。

## 社会福祉協議会の役割

### ○地域福祉コーディネーター体制の強化

地域福祉コーディネーターが、個別支援と地域支援の両面から課題解決に向けて役割を十分に発揮できるよう、市や民生児童委員、福祉関係団体等との連携強化を図るとともに、身近な地域にコーディネーター役を設置することについても検討します。

## 市の役割

### ○地域包括ケアシステムの構築を進める

高齢者や障害のある人、生活困窮者等、支援を要するあらゆる人が、身近な地域で相談することができ、多様なニーズに対応した保健、医療、福祉等のサービスが総合的に提供され、安心して暮らせる地域をつくるため、地域包括ケアシステムの構築を推進します。

### ○地域包括支援センターの役割を明確化する

地域包括ケアシステムの構築にあたっては、地域包括支援センターの役割について明確化し、業務分担や連携方法等、関係機関を含めた体制づくりを推進します。

## 取り組み

### (1) 地域ぐるみの取り組みの推進

#### ■住民との協働による支え合いの推進

住民による声かけや見守り活動等の支え合いの必要性を広く周知するとともに、その活動を支援し、住民が参加しやすい環境づくりに努めます。

#### ■多様な主体との協働による支え合いの推進

誰もが安心して暮らし続けられる地域づくりのため、ボランティアやNPO等の多様な主体と連携を図り、協働による取り組みを推進します。

### (2) 在宅医療と介護連携の推進

#### ■在宅介護者への支援の強化

在宅で介護する人の負担を軽減するため、相談支援をはじめ各種サービスの提供等、支援を強化します。

#### ■医師会と連携した在宅医療の推進

介護が必要な人の多くは医療も必要としています。在宅で安心して医療・介護のサービスが受けられる体制づくりを目指し、医師会等との連携を推進します。

### (3) ケアマネジメント体制の充実

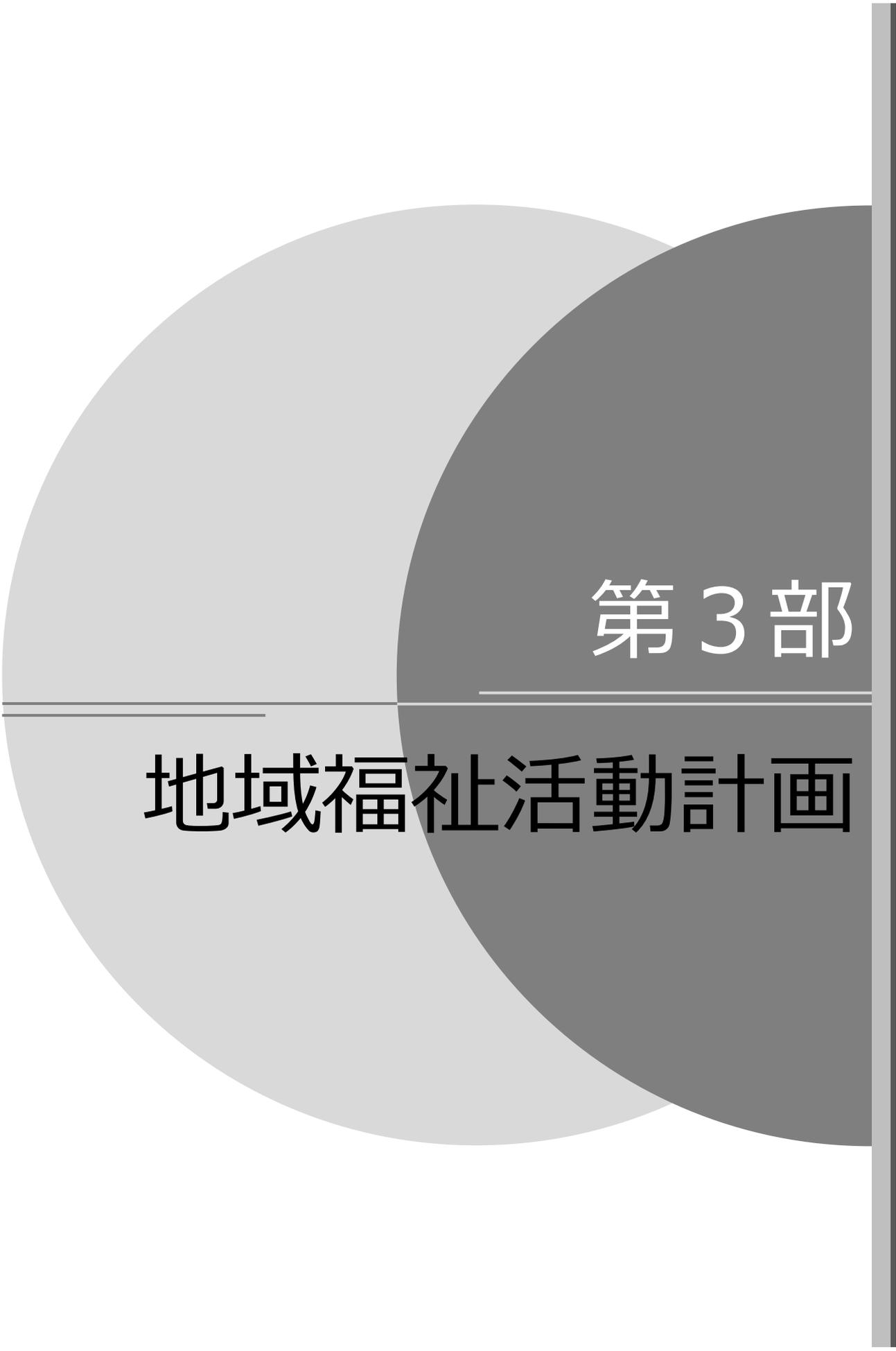
#### ■多職種連携によるケアマネジメント体制の充実

高齢者や障害のある人が、個々の状況や生活環境に適したサービスを利用することができるよう、多職種が連携し、効果的な支援ができる体制を構築します。

#### ■地域ケア会議等の開催

比較的軽度な介護や支援が必要な高齢者が、自宅で自立した生活を送れるよう支援するため、地域ケア会議等の会議を引き続き開催します。





## 第3部

# 地域福祉活動計画

# 第1章 地域福祉活動計画とは

## 第1節 地域福祉活動計画について

誰もが住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らしていくことは、住民の共通の願いです。そうした福祉のまちづくりを進めるためには、地域に暮らす住民が主体となって助け合い、支え合うことに加え、地域での生活を総合的に支援するための地域福祉の充実が求められます。

地域福祉活動計画は、地域ごとに展開される地域福祉活動の推進を目指し、住民のみなさんと社会福祉協議会が中心となり、身近な生活課題の解消に向けた具体的な取り組みをまとめたものです。

社会福祉協議会は、この計画に基づき、住民にもっとも身近な存在である地区社会福祉協議会をはじめ、関係機関、福祉施設・事業所、企業、行政、学校等と協力しながら、地域の福祉力を活性化させ、誰もが暮らしやすい地域社会づくりを目指します。

## 第2節 計画策定について

本計画を策定するにあたっては、前回計画の評価を行い、不足点や課題点を抽出しました。また、住民や地域の声をより計画に反映するため、市民アンケート調査の結果を踏まえるとともに、関係団体にヒアリングを行い、重点的に進めるべき施策を取り決めました。

重点施策を中心に、推進する取り組みを前回計画で設定したテーマ（福祉にまつわる9つの漢字）ごとに示し、住民主体・住民参加の地域福祉を進めるための計画としました。

## 第2章 地域福祉活動計画の8つのテーマ

地域福祉活動計画では、『連』をきっかけとした8つのテーマを掲げ、それぞれのテーマに沿って、全ての南国市民が住み慣れた地域で安心して、「みんなア」で支え合いながら、いきいきと暮らすことができる地域づくりを目指します。

### はじまり 「連」あいさつが飛び交う地域づくり

▶ あいさつからはじまり、あいさつでつながっていく地域を目指します。

### テーマ1 「結」顔が見える地域づくり

▶ 地域で交流が盛んに行われ、住民みんなが顔見知りである地域を目指します。

### テーマ2 「絆」手と手をつなぐまちづくり

▶ 困っている人に手を差し伸べ、手と手をつなぎ合える地域を目指します。

### テーマ3 「心」人と人とのつながりづくり

▶ 住民が安心して暮らせるよう、住民が相互に支え合う地域を目指します。

### テーマ4 「場」みんなアが集える居場所づくり

▶ 住民が気軽に集え、交流できる居場所がある地域を目指します。

### テーマ5 「健」心も！体も！健康に！

▶ 住民がいきいきと暮らせるよう、心も体も健康でいられる地域を目指します。

### テーマ6 「知」知って！知らせて！知人づくり！

▶ 福祉教育や生涯学習活動を通じて住民がつながり、活気に満ちた地域を目指します。

### テーマ7 「楽」スキなことを見つけよう！

▶ 住民が生きがいや趣味を通じてつながり、笑顔に満ちた地域を目指します。

### テーマ8 「命」いのちの大切さ再発見！

▶ 地域で防災訓練等が行われ、緊急時にお互いに助け合える地域を目指します。

## 第3章 テーマ別のアクションプラン

### はじまり 「連」あいさつが飛び交う地域づくり

地域福祉活動計画で掲げる8つのテーマ。そのきっかけであり、はじまりになるのが、この「『連』あいさつが飛び交う地域づくり」です。

地域において福祉活動を進めるには、まず地域に住む住人同士が知り合いになることが必要です。それは、本計画の基本理念にも『あいさつから であい ふれあい 支えあい』とあるように、「こんにちは」「はじめまして」のあいさつからはじまります。

一人と一人が知り合うために交わされたあいさつを、一人からまた別の一人へとつなげることで、地域はやがて、あいさつが飛び交う明るくあたたかな場所となり、そこに住む人にとって、安心して快適な居場所となります。

その居心地のよい自分たちの居場所に愛着を持って、お互いの助け合い、支え合いを中心に、様々な主体が連携して地域の困りごとの解決にあたり、さらに地域が住みよい場所になっていく。それが、この地域福祉活動計画が目指すところです。

そうした地域をつくっていくために、地域福祉活動計画では「『連』あいさつが飛び交う地域づくり」をはじまりとし、「結」「絆」「心」「場」「健」「知」「楽」「命」のテーマごとに地域の目指す姿（5年後の目標）を掲げ、その実現のための具体的な取り組みを示します。



## テーマ1 「結」顔が見える地域づくり

### 1. 地域住民の目指す姿（5年後の目標）

地域で住民主体のイベントが多数開催され、障害の有無や年齢、性別に関わらず、住民の誰もが誘い合って参加し、楽しく交流をしている。

そのために

#### ステップ1

地域イベントの周知や呼びかけを徹底し、誰もが参加しやすくなるよう意見を出し合いながら、住民の積極的な参加を促します。

#### ステップ2

地域のイベントの中で、住民がそれぞれ役割を持って参画できるように役割を創出し、参加者から参画者への転換を目指します。

#### ステップ3

住民みんなが地域のイベントに参画することにより、住民同士が普段から顔を合わせる機会をつくっていきます。

### 2. 地域福祉計画との関連性

地域福祉計画：基本目標1-1 「顔の見える関係」づくり

#### ＜社会福祉協議会の役割＞

#### ○住民が地域に目を向ける機会を設ける

実施する様々な地域福祉活動において、より多くの住民が関心を持てるよう、企画や内容を工夫するとともに、活動の周知に努めます。

### 3. 社会福祉協議会の具体的な取り組み

#### ■住民のニーズを把握し、住民主体の活動を支援する

「男の体操教室」等、住民の要望に沿ったイベントを今後も積極的に実施し、住民の健康づくり・生きがいづくりや交流を促進します。

#### ■住民にイベントを周知し、参加を促進する

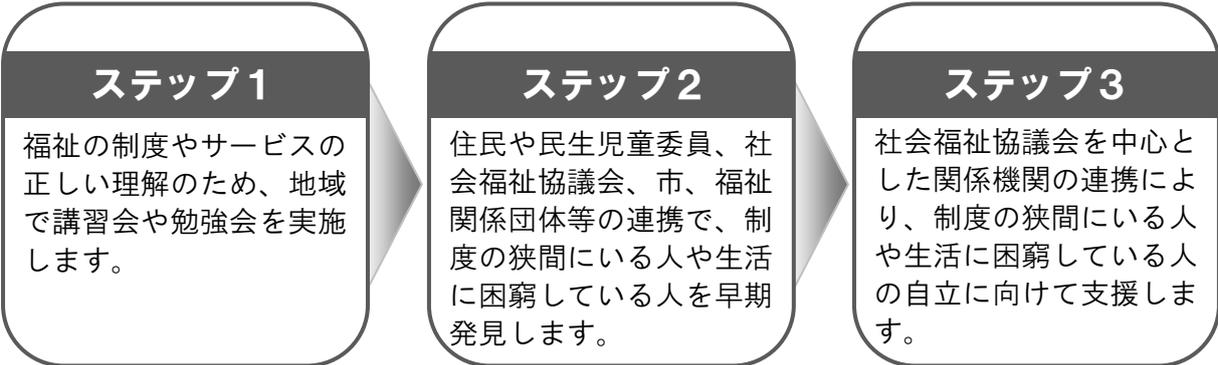
社協だより「まんてん」や社会福祉協議会のホームページ以外にも、住民が容易に情報を得られるよう周知方法を検討し、実施することで、住民の参加を促進します。

## テーマ2 「絆」手と手をつなぐまちづくり

### 1. 地域住民の目指す姿（5年後の目標）

生活に困窮している人や制度の狭間にいる人が早期発見され、住民と関係機関の連携により適切な支援を受け、自立へとつながっている。

そのために



### 2. 地域福祉計画との関連性

地域福祉計画：基本目標2-3 → 自立・社会参加支援の推進

- ＜社会福祉協議会の役割＞
- 支援を要する人を把握して支援を行う  
何らかの支援を要する人の支援充実に向け、行政の相談機関や専門機関等と連携を図りながら、専門的な相談から適切な支援へとつなげていきます。
  - 生活困窮者自立支援事業の充実を図る  
生活困窮者自立支援事業を推進し、生活に困窮している人等の自立を支援します。

### 3. 社会福祉協議会の具体的な取り組み

- 住民が困った時の拠り所となる  
あんしん生活サポートセンターを中心に、住民が困った時やどこに相談したらいいか分からない時等の窓口として相談に応じるとともに、適切な支援へとつなげられるよう、関係機関との連携強化を図ります。
- 生活困窮者自立支援事業を推進する  
生活に困窮している人の自立を支援するため、生活困窮者自立支援事業の充実を図り、個々に応じた支援を展開します。

## テーマ3 「心」人と人とのつながりづくり

### 1. 地域住民の目指す姿（5年後の目標）

隣近所が互いに声をかけ合い、住民相互の見守りが展開されている。見守り活動の充実により、支援を必要とする人に安心が広がっている。

そのために

#### ステップ1

隣近所や地域における支援を要する人の状況を把握するため、地域で住民参加の話し合いの場を持ちます。

#### ステップ2

支援を要する人への理解を深めるとともに、住民相互の見守り意識を高めるため、講座を開催します。

#### ステップ3

講座を受講し、住民主体の支え合いが展開するよう、体制づくりを行います。

### 2. 地域福祉計画との関連性

地域福祉計画：基本目標2-2 要配慮者への支援の充実

#### <社会福祉協議会の役割>

##### ○見守り活動の支援を行う

見守りを要する人の見守りを率先して行うとともに、住民がお互いに見守りできるような体制づくりを支援します。

地域福祉計画：基本目標4-1 地域福祉推進の環境づくり

#### <社会福祉協議会の役割>

##### ○活動を「見える化」する

市や社会福祉団体等との協働の取り組みの「見える化」を図り、市民に分かりやすい情報提供を行います。

##### ○地域福祉を理解するきっかけをつくる

学校や生涯学習における福祉教育や、様々なイベント、講習等を通じて、市民に地域福祉の重要性を知ってもらい、地域福祉に対する意識の高揚に努めます。

### 3. 社会福祉協議会の具体的な取り組み

#### ■見守り活動を充実させるための活動を展開する

サポーターをはじめとしたボランティアの育成のため、なんこくボランティア活動列車やなんこくありがとうポイントの取り組みを充実させ、住民の積極的な参加を呼びかけます。

#### ■各種講座を開催する

住民の要望に沿った講座を今後も継続して開催し、住民による支え合い・助け合いを推進するとともに、住民への情報提供や住民同士の意見交換の場の提供等、その活動を支援します。

#### ■地域福祉への理解を高める

住民が地域活動や福祉教育に接する機会を多く設け、地域福祉とは何かを知るきっかけづくりに努め、一人でも多くの住民が、地域や福祉に関心を持ってくれるように意識の高揚を図ります。

## テーマ4 「場」みんなアが集える居場所づくり

### 1. 地域住民の目指す姿（5年後の目標）

身近な地域に住民主体のサロンがあり、誰もが集える「地域の居場所」として、地域住民みんなが集い、楽しく交流をしている。

そのために

#### ステップ1

サロン創設のための組織を立ち上げ、市内外の先進地域から話を聞くなどし、サロン創設に向けた準備を行います。

#### ステップ2

サロン設置場所の選定、開催日時等の検討等を行い、運営体制を決めます。必要があれば、担い手の募集を行います。

#### ステップ3

サロンの開催・運営を行います。また、サロンのカレンダーやマップを作成し、住民に周知します。

### 2. 地域福祉計画との関連性

地域福祉計画：基本目標1-1 「顔の見える関係」づくり

(2) 地域交流の場づくり

＜社会福祉協議会の役割＞

#### ■あったかふれあいセンターの充実

あったかふれあいセンターが地域の交流の拠点となるよう、さらなるサービスの充実に努めます。また、各地区における住民主体のサロン設置を目指します。

### 3. 社会福祉協議会の具体的な取り組み

#### ■あったかふれあいセンターの充実を図る

あったかふれあいセンター事業の運営やサロンの設置にあたっては、地域住民や関係機関と連携しながら取り組みを進めます。

#### ■公共施設・社会福祉施設等の活用を促進する

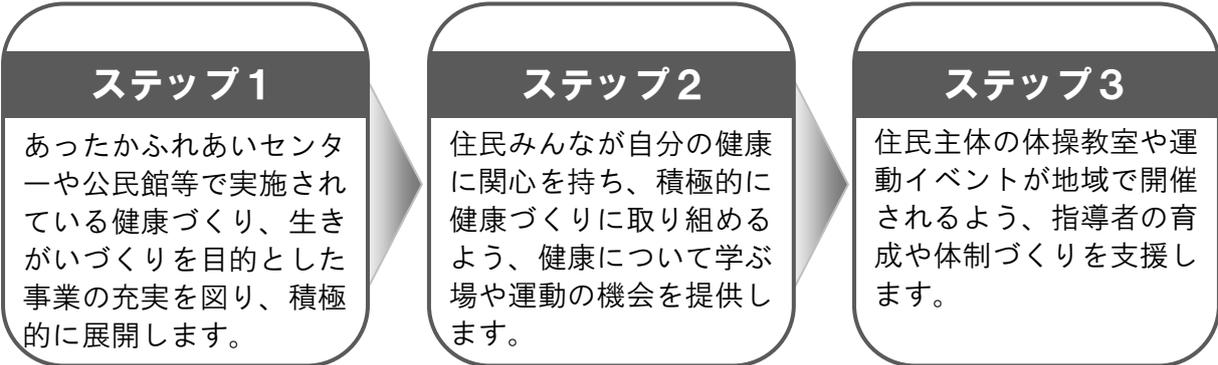
介護予防教室等、社会福祉協議会が主催するイベント等に公共施設・社会福祉施設等を積極的に活用するほか、住民主体の事業や福祉関係団体等との連携事業においても、それらの活用を促進します。

## テーマ5 「健」心も！体も！健康に！

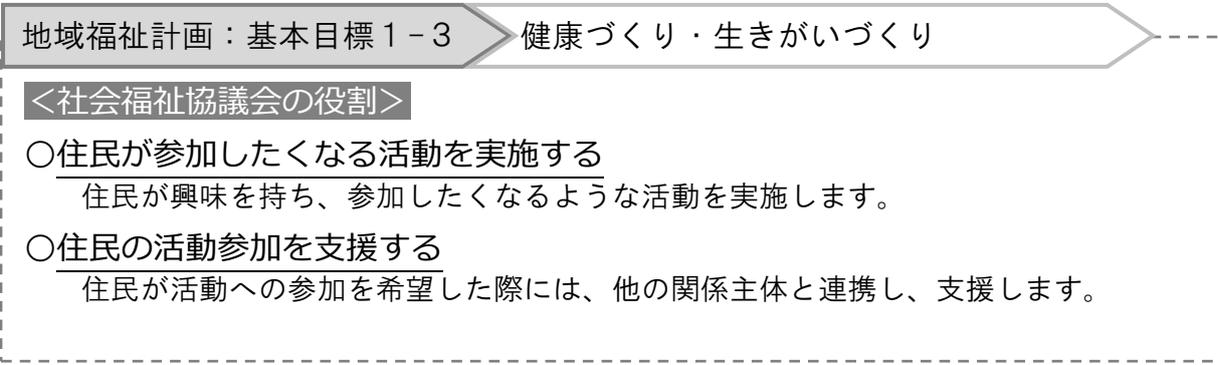
### 1. 地域住民の目指す姿（5年後の目標）

地域で暮らす誰もが自分の健康に関心を持ち、健康の維持・増進に取り組みながら、生きがいを持って笑顔でいきいきと暮らしている。

そのために



### 2. 地域福祉計画との関連性



### 3. 社会福祉協議会の具体的な取り組み

- 介護予防の取り組みを強化する  
いきいきサークル等、高齢者が身近な場所に集まり、適度な運動等の介護予防の取り組みを行う活動を支援するとともに、より多くの人に参加できるようなしくみづくりを推進します。
- 住民の健康づくりを支援する  
地域の誰もが健康づくりに取り組めるよう、総合型地域スポーツクラブと連携してイベント等を実施し、住民の健康維持・増進を支援します。

## テーマ6 「知」知って！知らせて！知人づくり！

### 1. 地域住民の目指す姿（5年後の目標）

地域ごとに「さきやり」がいて、地域活動を先頭に立って牽引している。住民は「さきやり」と共に活動し、地域が活気に満ちている。

そのために

#### ステップ1

地域住民や関係者で調整の上、「さきやり」を発掘・育成し、効果的に活動できるよう組織化を行います。

#### ステップ2

「さきやり」は自分たちの地域に必要な活動の展開を図るとともに、地域資源を活用した交流の場づくりに取り組みます。

#### ステップ3

身近な場所に「縁側サロン」や「趣味の会」を開設し、定期的に交流できる場や機会を持てるようにします。

### 2. 地域福祉計画との関連性

地域福祉計画：基本目標1-2 → 地域福祉を担う人づくり

#### <社会福祉協議会の役割>

##### ○福祉教育の充実と機会の提供を行う

小・中学生を含む市民が、福祉について学ぶ機会が持てるよう、出前授業や講習会を行うとともに、質の高い教育ができるよう、専門家等との連携を図ります。

##### ○リーダー等の育成を行う

地域福祉推進のためのリーダー等を育成するため、研修等を開催します。

地域福祉計画：基本目標4-2 → 活動団体の育成・支援の充実

#### <社会福祉協議会の役割>

##### ○活動団体と連携して地域福祉を推進する

団体の活動を支援するとともに、団体や市と連携し、イベント等、様々な取り組みを実施することで、地域福祉を推進します。

##### ○活動団体同士の情報共有の場を提供する

市と連携して、活動団体同士が情報共有し、それぞれの活動が活性化するとともに、連携が図れるよう、意見交換や交流ができる場や機会の提供を行います。

### 3. 社会福祉協議会の具体的な取り組み

#### ■福祉教育の充実を図る

地域や福祉に関心を持てるよう、出前授業や体験イベント等、福祉教育の充実を図るとともに、住民の福祉に対する意識の高揚を図ります。

#### ■「さきやり」の発掘・育成を行う

住民や関係機関と協力し、地域福祉推進のリーダーとなる「さきやり」の発掘に努めます。また、「さきやり」をはじめ、地域福祉の担い手育成のため、研修を開催したり意見交換の場を提供したりするなど、積極的に支援します。

#### ■地域福祉を担う人づくりのため、団体の活動を支援する

「さきやり」をはじめ、地域福祉の担い手育成のため、各団体の活動を支援するとともに、団体同士が情報共有し、連携して取り組みができるよう、交流の場や機会を提供します。

## テーマ7 「楽」スきなことを見つけよう！

### 1. 地域住民の目指す姿（5年後の目標）

住民誰もが趣味や生きがいを持ち、それらを通じた交流が盛んに行われ、地域が笑顔に溢れている。

そのために

#### ステップ1

あったかふれあいセンターや公民館等で実施されている趣味や生きがいづくりを目的とした事業の充実を図り、積極的に展開します。

#### ステップ2

趣味や生きがいを「教えられる人」と「習いたい人」双方のニーズを把握し、お互いの希望が叶うようマッチングを行います。

#### ステップ3

住民主体のサークルや活動団体の発足がしやすいよう、取り組みや体制づくりを支援します。また、活動の発表の場や機会を提供します。

### 2. 地域福祉計画との関連性

地域福祉計画：基本目標1-3 → 健康づくり・生きがいづくり

#### <社会福祉協議会の役割>

- 住民が参加したくなる活動を実施する  
住民が興味を持ち、参加したくなるような活動を実施します。
- 住民の活動参加を支援する  
住民が活動への参加を希望した際には、他の関係主体と連携し、支援します。

### 3. 社会福祉協議会の具体的な取り組み

#### ■地域勉強会「よっし!」「プちよっし!」の充実を図る

地域において趣味や特技等、「教えられる人」と「習いたい人」のマッチングを行い、双方の生きがいづくりを支援するとともに、「習いたい人」が「教えられる人」となっていくよう、活動や体制づくり等に協力します。

#### ■地域活動の活性化を図る

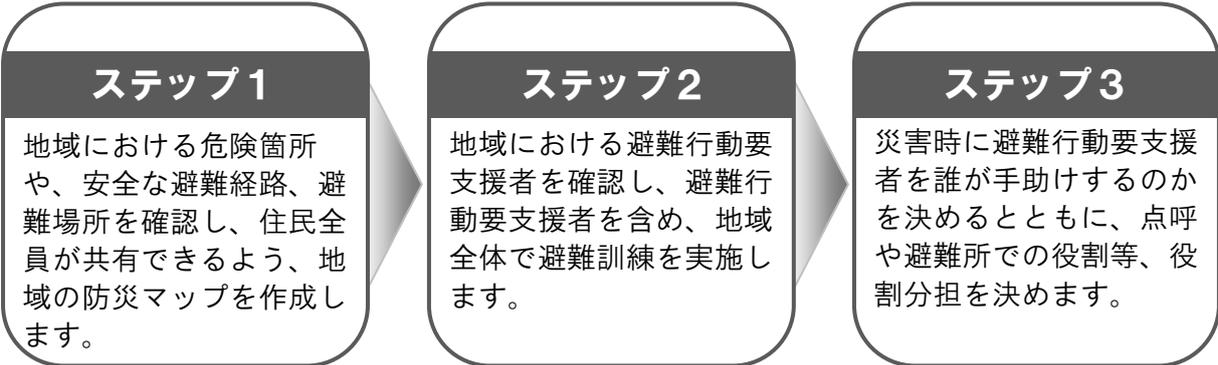
取り組みを通じてつくられた作品を文化祭に出展するなど、取り組んでいる人たちのやりがいや意識向上を目指すとともに、地域活動の活性化を図ります。

## テーマ8 「命」いのちの大切さ再発見！

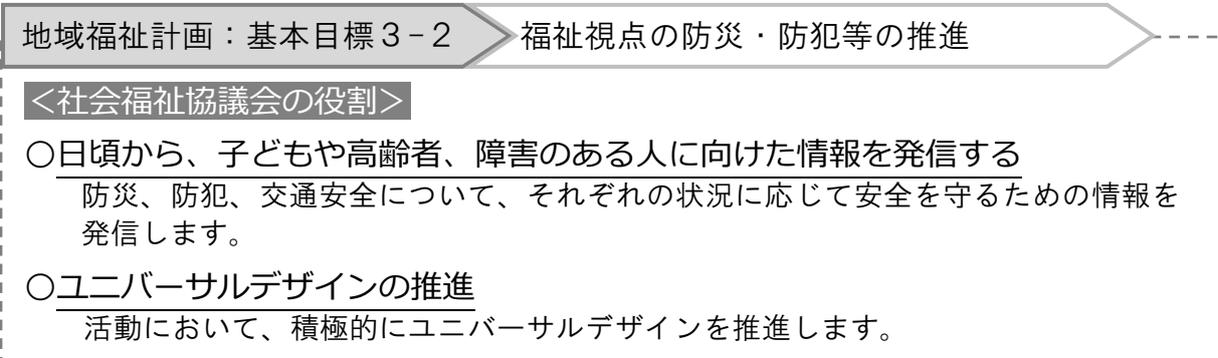
### 1. 地域住民の目指す姿（5年後の目標）

住民が、南海トラフ地震等の災害の危険性を十分に理解し、避難訓練に積極的に参加するとともに、お互いに助け合って避難行動を取れる体制が整っている。

そのために

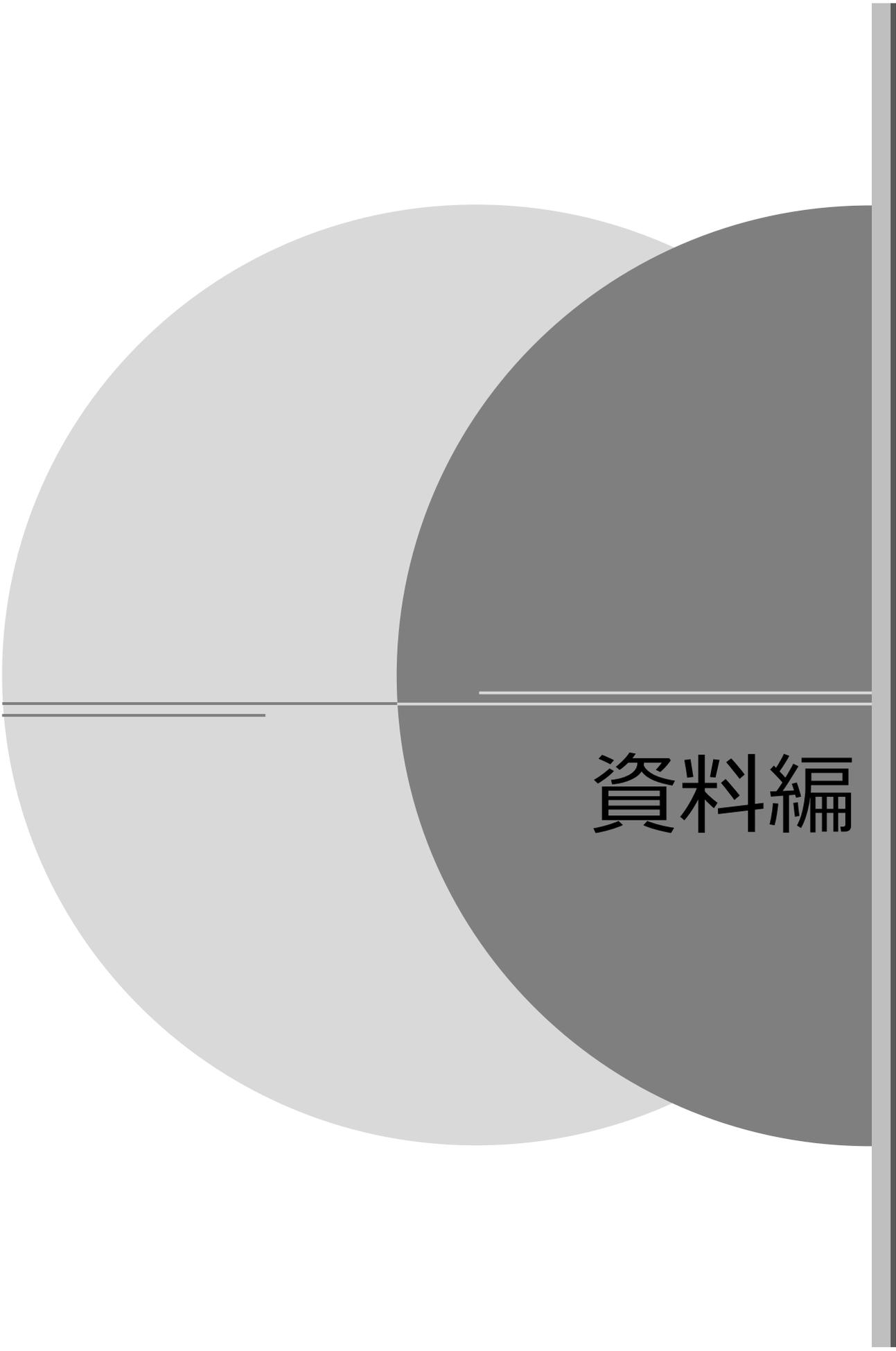


### 2. 地域福祉計画との関連性



### 3. 社会福祉協議会の具体的な取り組み

- 安全に関する情報の発信を積極的に行う  
防災や防犯、交通安全についての講習会や啓発イベントの情報を積極的に発信します。
- 地域の防災活動を支援する  
地域ごとの防災マップの作成を支援するとともに、要配慮者の把握や、その支援のための体制づくりを、住民と協力して実施します。

The background features two overlapping circles, one light gray and one dark gray, positioned on the left side. A vertical gray bar runs along the right edge of the page. Two horizontal lines are present: one on the left side of the page and one on the right side, both intersecting the circles.

# 資料編

# 第1節 アンケート結果からみる市民意識や課題

## 1. アンケートの概要

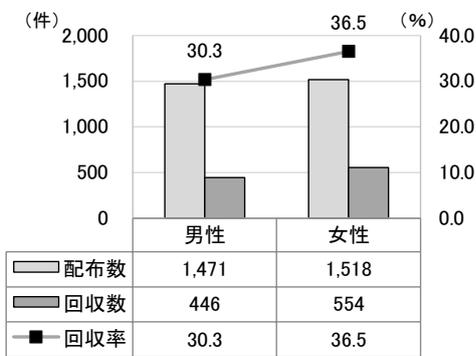
本計画の策定にあたり、市民が感じている地域の現状や課題、地域福祉に対する考え方等を把握し、施策の立案等に活用することを目的に実施しました。

### □■アンケートの実施概要

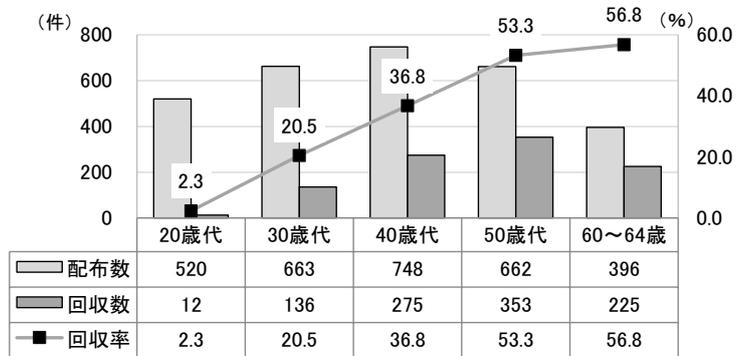
- 調査対象者  
 中学2年生：363人  
 20～64歳の市民（以下、「20歳以上の市民」という。）：3,000人を対象に無作為抽出  
 ※3,000件郵送の内、11件が宛先不明で返却されたため、対象全数は2,989件
- 調査期間  
 平成28年1月25日（月）～平成28年2月15日（月）
- 調査方法  
 中学2年生：学校を通じた配付・回収  
 20歳以上の市民：郵送による配付・回収

### □■アンケートの配布・回収結果（20歳以上の市民）

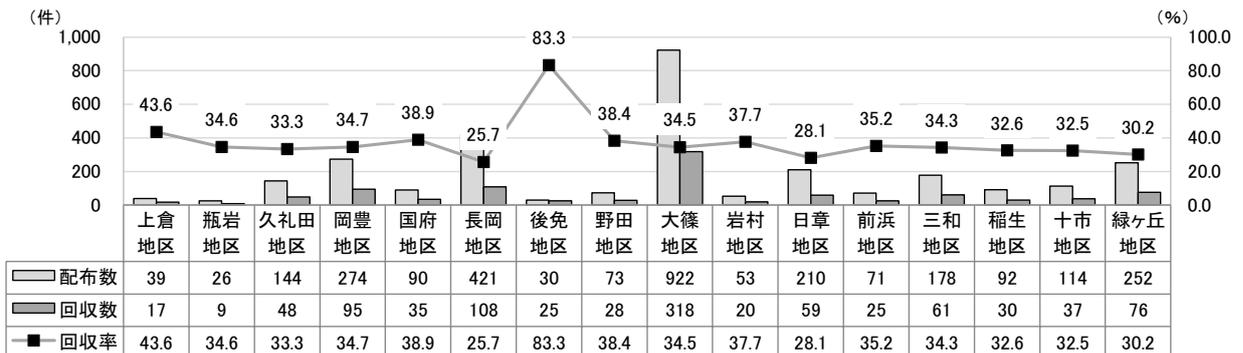
<性別グラフ>



<年代別グラフ>



<地区別グラフ>

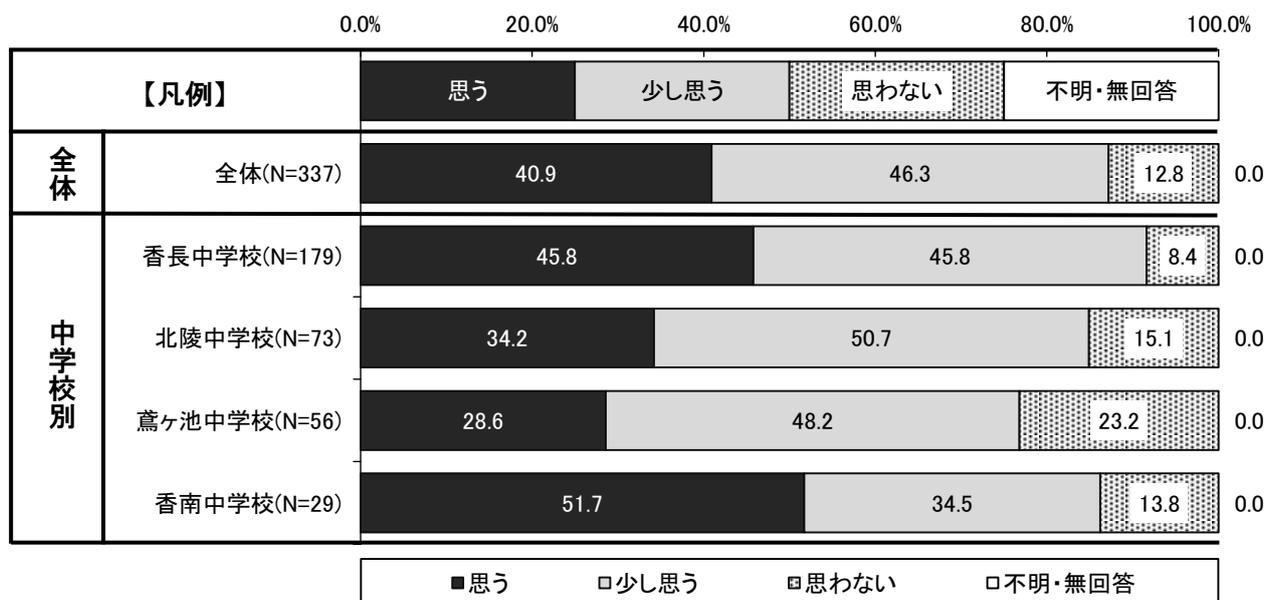


## 2. アンケート結果（一部抜粋）

### （1）中学2年生

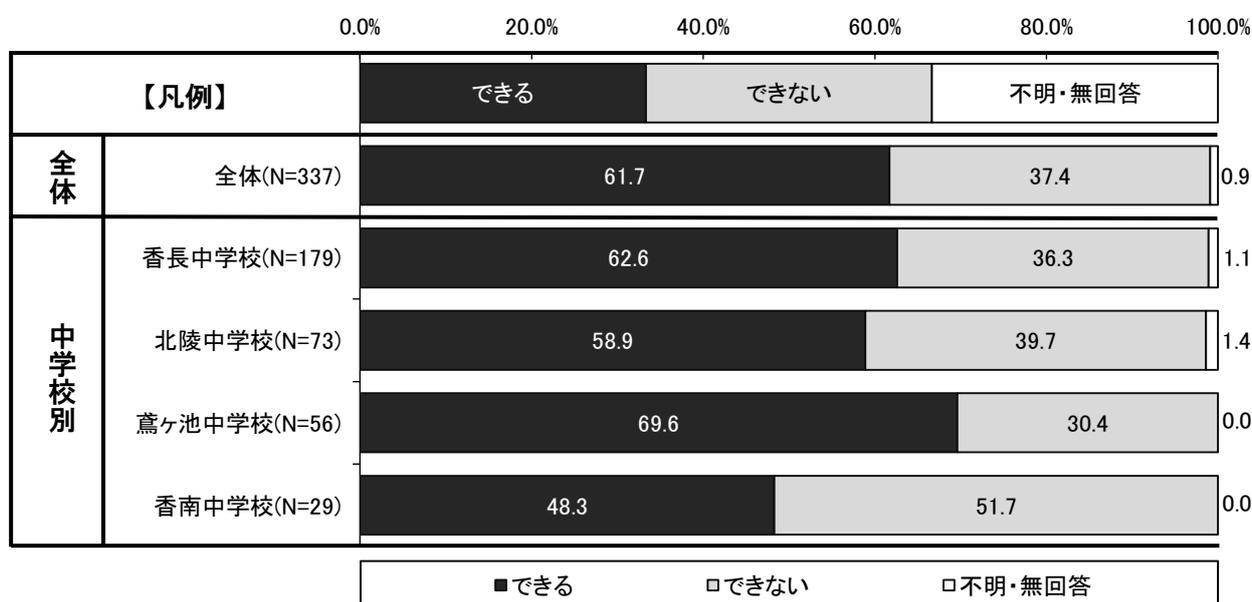
#### □■将来、南国市に帰ってきたいと思うかについて

将来、進学や就職で南国市を離れることになったとしても、また南国市に戻ってきたいと思うかについて、全体では「思う」と「少し思う」の割合が高くなっていますが、中学校別に見ると、郷土への愛着には地域差があることがうかがえます。



#### □■近所の人への助けの要請について

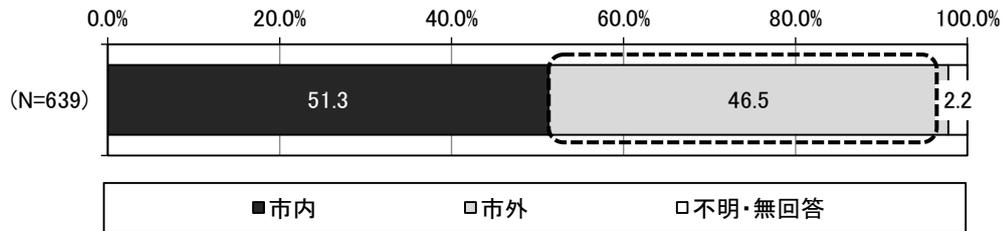
困った時に、となり近所の人に助けを求めることはできるかについて、全体では「できる」が「できない」を上回っていますが、「できない」の割合は4割弱となっており、近所づきあいの希薄化、地域と子どもの関わり方に課題があることがうかがえます。



(2) 20 歳以上の市民

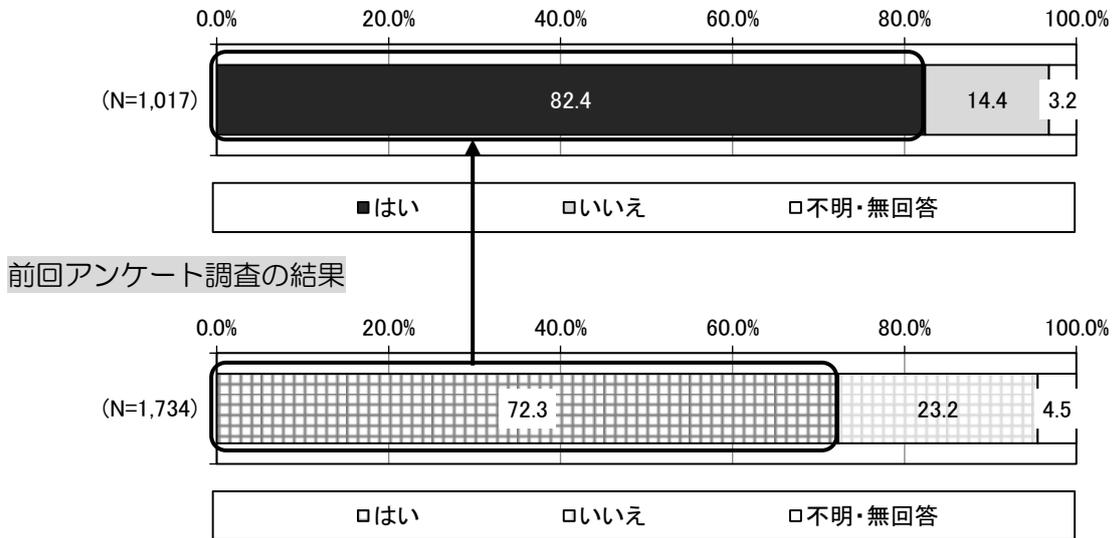
勤務先（または通学先）について

勤務先（または通学先）について、「市外」が 46.5%となっており、平日の日中には仕事（または就学）をしている世代の約半数は市内にいないことがうかがえます。



自治会・町内会への加入について

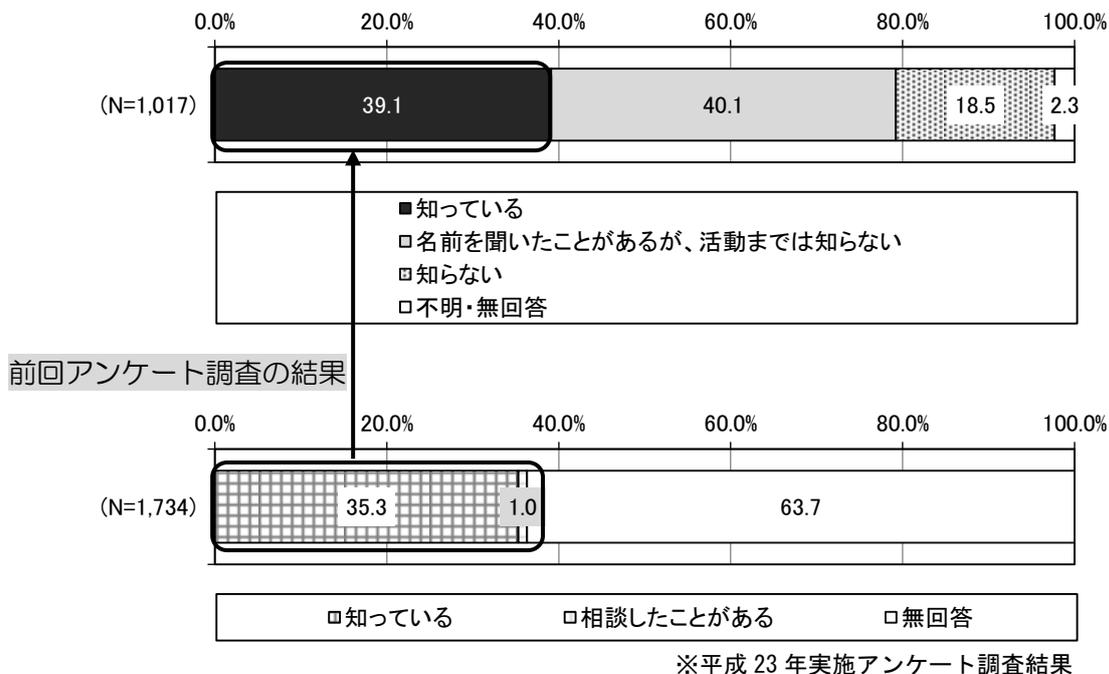
世帯が自治会・町内会に加入しているかについてみると、「はい」が 8割を上回っており、前回アンケート調査の結果と比較すると、「はい」が 10.1 ポイント上昇しています。市民の地域活動への関心が高まっていることがうかがえます。



※平成 23 年実施アンケート調査結果

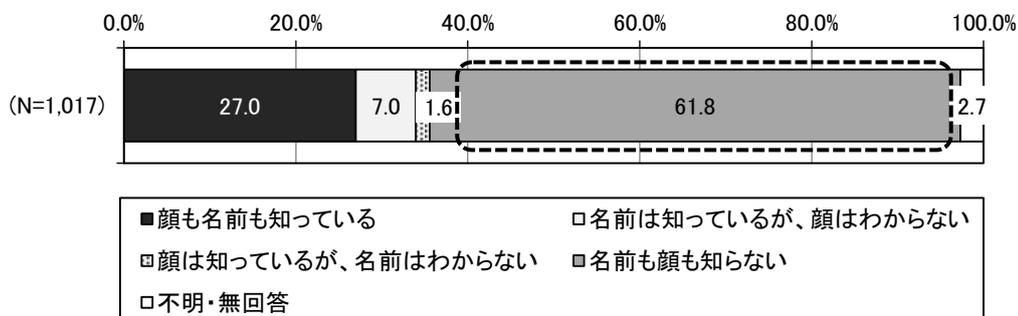
### □■社会福祉協議会（社協）について

南国市社会福祉協議会を知っているかについて、前回アンケート調査の結果と比較すると、「知っている」の割合が若干上昇したものの、「名前を聞いたことがあるが、活動までは知らない」がもっとも高くなっており、活動内容の周知・啓発が十分ではないことがうかがえます。



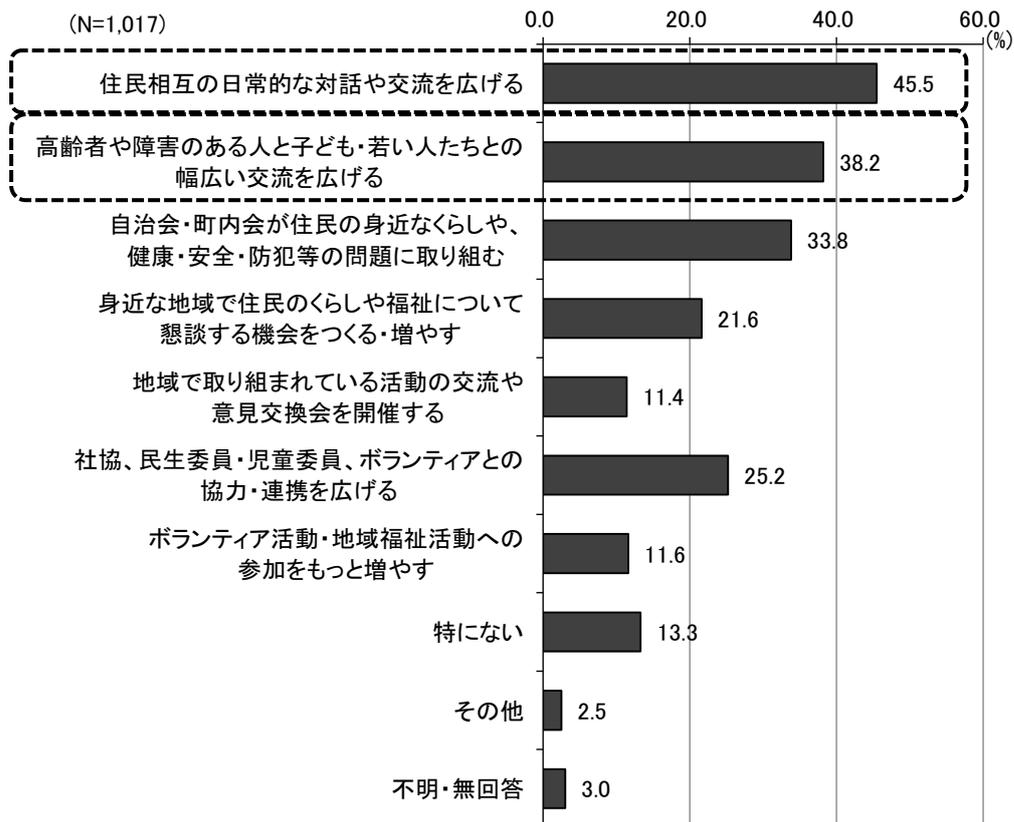
### □■民生委員・児童委員について

お住まいの地区を担当している民生委員・児童委員を知っているかについて、「名前も顔も知らない」が6割を上回っており、地域における民生委員・児童委員の認知が十分ではないことがうかがえます。



## □■住民の取り組みについて

お互いに力を合わせて、安心して暮らせるまちづくり（地域福祉活動）を進めるうえで、住民が取り組むべきことは何だと思うかについて、「住民相互の日常的な対話や交流を広げる」がもっとも高く、次いで「高齢者や障害のある人と子ども・若い人たちとの幅広い交流を広げる」が高くなっており、地域における、世代や障害の有無を超えた交流の必要性を住民が感じていることがうかがえます。



## 第2節 関係団体アンケート結果からみる活動者の意識や課題

### 1. 関係団体アンケートの概要

本計画の策定にあたり、福祉に関係する団体の現在の取り組みや抱えている課題、地域福祉を推進するために必要だと考えること等を把握し、施策の立案等に活用することを目的に実施しました。

#### □■アンケートの実施概要

- 調査対象団体  
市内の福祉関係団体 28 団体 （回答 27 団体）
- 調査期間  
平成 28 年 5 月 16 日（月）～平成 28 年 5 月 27 日（金）
- 調査方法  
福祉事務所及び社会福祉協議会を通じての配付・回収

#### □■調査回答団体

	団体名		団体名
1	医療法人つくし会 南国病院	15	南国市学童連絡協議会
2	J A 高知病院	16	キラキラ☆ママ高知 南国. Mam
3	社会福祉法人 和香会 ケアハウス白山荘	17	一般社団法人 南国市シルバー人材センター
4	居宅介護支援事業所「夢の里」	18	南国市老人クラブ連合会
5	高知県ホームヘルパー連絡協議会	19	日章地区自主防災協議会
6	えがおの会（認知症家族の会）	20	南国市文化協会
7	地域活動支援センター「南国」	21	南国市国際交流協会
8	南国市身体障害者協議会	22	南国市地域活性化のための自治活動団体 連合会
9	南国市手をつなぐ育成会	23	集落活動センター「チーム稲生」
10	南国市精神障害者 こだまの会	24	南国市赤十字奉仕団
11	南国市地域包括支援センター	25	高知黒潮若者サポートステーション
12	いきいきサークル	26	南国市民生児童委員協議会
13	南国市あったかふれあいセンター	27	傾聴ボランティア南国きく会
14	特定非営利活動法人 まほろばクラブ南国		

## 2. アンケート結果（一部抜粋）

### □■地域福祉に対する意識（参加）について

- 団体の課題：「新しいメンバーが入らない」46.4%
- 地域活動等への若い世代の参加、支援が少ない。
- 「cry for help」を出してもいいのだ、支援を求めてもいいのだ、という認識を広げたい。
- サービスの利用を本人（または親）がよしとしていないこともあるので、長い目で見た支援と専門職との協働が必要。
- 支援の手を自ら拒否する人もいるため、住民意識の改革が必要。

### □■地域におけるつながりについて

- ヘルパーを利用している在宅で生活をしている方は、地域の集いや行事への参加がほとんどできない。（ご近所の方を知らない等で、急に体調が悪くなった時など、頼る人がいない。）
- サロン計画（地域の集まる場をつくりたい。）
- 興味をもってもらうため、交流の場をつくる。

### □■地域包括ケアシステムについて

- 【老人ホーム】常時 50 名以上の入居待機者があるものの、年間での入居者の入れ替わりは5～8名程度。
- 総合事業（見守り等）独自の生活支援サービスの不足。
- 認知症重度の方等、様々な理由によってサービス利用できない（利用につながらない）場合がある。
- 専門職にスピーディに対応してもらえる機関がほしい。（基幹型があっても利用しにくい。）

### □■防災について

- 南海地震（津波・被災後の避難生活など）対策
- 災害時の体制（ネットワークや自主防災組織等）

### □■情報共有について

- 団体の課題：「支援を必要とする人の情報が得にくい」42.9%
- 支援が必要であるにもかかわらず、福祉サービスの利用に結びついていない人がいるか：「いる」42.9%
- 困っている方の情報が得られず、対応まで至らない。様々な情報を共有できる場、協力体制が組めれば。
- 住民の方が相談しやすいよう民生委員の方等とも、もう少し連携が図れたら。

## □■連携・協働について

- 団体の課題：「他の団体と交流する機会が乏しい」28.6%
- 組織のない地域がある。組織化が必要。
- 行政をはじめ、各関係機関との連携をより密にし、早期に支援が行えるような体制づくりが大切。
- 多くの団体が似たこと（例えば地域の場づくり）をしているが、協働でひとつのことを充実させるようなしくみがほしい。
- 理想は地域組織をまとめて1つにする活動（コミュニティ組織）であろうが、地域（たとえば南国市公民館単位）がその対応を取れるかが問題。

## □■地域間格差について

- 街中、中山間地域の間的事業の数の差が大きく、選択肢がない状態。

## □■リーダー（さきやり）について

- 団体の課題：「リーダー（後継者）が育たない」35.7%
- 地域組織をまとめられるようなリーダーが育つのが問題。

## □■情報発信について

- 団体の課題：「市民に情報発信する場や機会が乏しい」32.1%
- 対象者に周知できていないので、情報発信できる場を多く設ける。
- （行政の）住民向けの制度やサービスの説明がわかりにくい。Q&A等、もっとわかりやすい情報提供により、周知を図ることが必要では。
- どこに相談したらよいか分からない、制度そのものが理解できないと言われることがある。（認知症初期段階の人等）
- 相談先がはっきりしない。

## □■その他

- 制度の隙間となっている人たちがいる。
- 買い物、通院のための交通手段がない。
- 近くに買い物ができる店がない。（高齢者や障害のある人は特に困っている。）
- サロンの数が少ない。（送迎がなく、参加できない人もいる。）
- インフォーマルな社会資源の情報が得られない、資源自体が不足している。
- 子どもが少ない。
- 学童クラブ受け入れ待機児童の問題。
- 中・高卒業後、進路未定のまま自宅にいる、あるいはひきこもり気味の方々への支援。

## 第3節 関係団体ヒアリング結果からみる活動者の意識や課題

### 1. 関係団体ヒアリングの概要

市内福祉関係団体へのアンケート調査結果を受け、あげられた課題に対する意見や団体からみた本市の課題、必要な取り組み等を把握し、施策の立案等に活用するとともに、団体同士の交流、意見交換の場づくりを目的に実施しました。

#### □■関係団体ヒアリングの実施概要

- 実施対象団体  
関係団体アンケート調査に回答いただいた 27 団体のうち、8 団体の代表者
- 実施日時  
平成 28 年 7 月 28 日（木） 13 時 30 分～15 時 30 分
- 実施場所  
南国市社会福祉センター 2 階 大会議室

#### □■ヒアリング調査対象団体

	団体名
1	高知県ホームヘルパー連絡協議会
2	地域活動支援センター「南国」
3	南国市地域包括支援センター
4	特定非営利活動法人 まほろばクラブ南国
5	南国市あったかふれあいセンター
6	南国市地域活性化のための自治活動団体連合会
7	南国市民生児童委員協議会
8	傾聴ボランティア南国きく会

## 2. ヒアリング結果のまとめ

### □■地域福祉に対する意識（参加）について

- 地域にどういう人が住んでいて、どういうニーズがあるのか掴めない。
- 南国市の地域単位である『小部落』について、他所から来た人は分からないのではないか。地域での絆やつながりの感覚が理解できず、参加しづらい雰囲気がある。
- もっと分かりやすい福祉の説明や勉強会が必要だと感じる。
- 子どもに対して、福祉教育をさらに充実するべき。
- 関係団体にアンケートを依頼したところ、うちは福祉団体ではないと断られるということがあった。地域福祉というものがまだ浸透していないと感じた。

### □■地域におけるつながりについて

- 地区によっては、以前から住んでいる人と、新しく入ってきた人が二分化し、地区社協も2つに分かれたところがある。
- 地区の運動会が、3地区で取り止めになった。地域活動に参加するにしても、そもそも参加する場自体がなくなると、手段がなくなってしまう。地域の行事は存続していかなくてはいけないと感じる。
- 昨年、他市に引っ越したが、その際、市役所で何の案内も受けられず、ゴミ捨て場も分からないという状況だった。転居する人は少なからず不安を抱えており、そういう心細い思いをしている人もいると思う。

- ☑ 住民に対して、福祉に関する分かりやすい説明（勉強会等）が必要  
その上で、地域福祉の意義と重要性を理解してもらえるような啓発が必要
- ☑ 福祉意識を高めるためには、子どもへの福祉教育の充実が必要
- ☑ 転居してきた方が、地域に馴染めるような場や機会が必要

### □■防災について

- 移動が困難な人に車椅子を貸すことは（団体の方で）できるが、ではその車椅子を誰が押すのかという問題がある。
- 日頃から、ヘルパーが近所の人にあいさつするだけでも、ここにヘルパーを必要とする人が住んでいるということの啓発になると思う。
- アンケートで、市民の約半分は平日の日中に仕事等で市内にいないという結果が出ている。災害時避難のリーダーを決めていても、その人が（災害時に）必ずいるとは限らない。

- ☑ 地域における日頃からのつながりや、支え合いの意識の醸成が必要
- ☑ 住民一人ひとりがリーダーだという意識付けが必要

□■連携について

- 1つの地区の中で、色々な団体が連携するという取り組みが成功しているのは、稲生地区。
- 今後は他地区においても、地域コミュニティを進めていくべき。



☑ 各地区で実情に応じた地域コミュニティを進めることが必要

□■その他

- サークル活動等において、障害のある人だけの利用・参加を断られることがある。一方で、地区によっては、地域行事等に積極的に参加させてもらい、感謝されることもある。障害や障害のある人への理解は、まだまだ人や地域によるところが大きいと感じる。
- 図書館等の文化施設が整備されていないことも、地域のつながりの希薄化に影響しているのではないか。
- 『福祉』という文字で、特別な福祉サービスを連想する人が多いのではないか。『ふくし』と平仮名で書いて啓発するのも1つの手段ではないかと考える。



- ☑ 障害者計画等との連携を図った、障害や障害のある人への理解の促進が必要
- ☑ 図書館等、地域住民が集いたくなるような場の整備が必要
- ☑ 住民の側に立った、福祉の啓発方法を考えることが必要

## 第4節 計画策定の経過

年	月日	内容	備考
平成 28年	1月25日 ～2月15日	計画策定に向けたアンケート調査	20～64歳の市民及び市内中学2年生を対象にアンケートを実施
	3月29日	第1回策定委員会	委員長・副委員長選出／ これまでの取り組み報告
	5月16日 ～5月27日	事業所・団体へのアンケート調査	市内の福祉関係団体28団体を対象にアンケートを実施
	6月28日	第2回策定委員会	アンケート調査結果報告／ 課題及び施策の整理
	7月28日	事業所・団体ヒアリング	市内の福祉関係団体8団体の代表にヒアリングを実施
	10月7日	第3回策定委員会	計画骨子の検討
	12月26日	第4回策定委員会	計画素案の検討
平成 29年	1月30日	第5回策定委員会	計画素案の検討
	2月6日 ～2月28日	パブリックコメント	市ホームページ等で素案を公開し、意見を募集
	3月2日	第6回策定委員会	計画素案の承認／ 概要版の検討及び承認

## 第5節 南国市地域福祉計画策定委員会設置規則

平成 23 年 6 月 30 日  
規則第 12 号

### (設置)

第 1 条 南国市は、社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 107 条の規定に基づき、南国市地域福祉計画(以下「計画」という。)に住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために南国市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び審議を行い、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 計画の策定及び変更に関する事項
- (2) 計画の進捗状況の管理及び評価に関する事項
- (3) 前 2 号に定めるもののほか、委員会で必要と認める事項

### (組織)

第 3 条 委員会は、20 名以内の委員で組織する。

2 委員会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 福祉関係団体の代表者
- (2) 保育・教育関係団体の代表者
- (3) 南国市民
- (4) 南国市職員
- (5) 前各号に定めるもののほか、委員会で必要と認めるもの

### (委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に、委員長 1 名及び副委員長 1 名を置く。

2 委員長は、委員会を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

### (報酬等)

第 7 条 委員の報酬及び費用弁償は、南国市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例(昭和 34 年南国市条例第 39 号)の別表のその他委員の規定を準用する。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、福祉事務所において処理をする。

(その他)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って別に定める。

附 則

1 この規則は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行日以後最初に招集される委員会の会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず市長が招集するものとする。

## 第6節 南国市地域福祉計画策定委員会名簿

構成区分	組 織 ・ 団 体		氏 名	備 考
社会福祉団体関係者	南国市民生児童委員協議会	会長	中村 隆之	
	社会福祉法人 南国市社会福祉協議会	事務局長	岸本 敏弘	
	社会福祉法人 和香会	理事長	植村 芳明	
	社会福祉法人 きてみいや	理事	濱口 憲正	委員長
	南国市身体障害者協議会	会長	今井 義則	
関係者・教育	南国市保育所（園）保護者会連合会	会長	伊藤 正一	（平成28年6月24日委嘱）
	高知県立大学 社会福祉学部	准教授	山村 靖彦	副委員長
	特定非営利活動法人 まほろばクラブ南国	理事長	武市 光徳	
市民（地域代表者）	久礼田地区社会福祉協議会	会長	澤村 豊	北陵中学校区
	野田地区社会福祉協議会	会長	竹村 明	鳶ヶ池中学校区
	稻生地区社会福祉協議会	会長	山崎 昇	香長中学校区
	前浜地区社会福祉協議会	会長	浜田 誠志郎	香南中学校区
	南国市地域活性化のための自治活動団体連合会	会長	岡林 満男	
	南国市男女共同参画推進委員会	委員	田島 徳子	
行政	高知県中央東福祉保健所	地域支援室長	窪内 悦子	
	南国市	副市長	平山 耕三	
	南国市企画課	課長	松木 和哉	（平成28年4月1日任命）
	南国市長寿支援課	課長	原 康司	
	南国市保健福祉センター	所長	岩原 富美	

任期：平成28年2月1日～平成30年1月31日



## みんなアで進める“なんこく地域福祉プラン”

～第2次南国市地域福祉計画・地域福祉活動計画～

---

発行年月：平成29年3月

発行：南国市

社会福祉法人 南国市社会福祉協議会

編集：南国市福祉事務所

〒783-8501 高知県南国市大桶甲 2301 番地

T E L : 088-880-6566

F A X : 088-863-1167

---